

官報号外 令和四年十一月十一日

○第二百十回 参議院会議録第六号	令和四年十一月十一日(金曜日)
○議事日程 第六号	○本日の会議に付した案件
令和四年十一月十一日 午前十時開議	一、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
第一 地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一、日程第一より第八まで
第二 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一、国会議員の秘書の給与等に関する法律案(趣旨説明)
第三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置についての報告
第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○議長(尾辻秀久君) この際、日程に追加して、
第五 ガス事業法及び独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
第六 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
第七 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。加藤勝信厚生労働大臣。
第八 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	〔国務大臣加藤勝信君〕 ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

令和四年十一月十一日 參議院會議錄第六号 議事日程追加の件 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及び蔓延に備え、発生の初期段階から効果的に対策を講ずることができるよう、保健・医療提供体制を構築する必要があるます。

このため、国、都道府県及び関係機関の連携協力による入院医療、外来医療、医療人材及び感染症対策物資等の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的な予防接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、都道府県知事等は、國の基本指針や都道府県の予防計画、医療計画に沿つて、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制の確保について、医療機関等と協定を締結することとします。加えて、公立・公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院に対しては、その機能を踏まえ感染症発生時に担うべき医療の提供を義務付けます。

また、感染症の流行初期段階における医療の提供を行う協定を締結した医療機関について、協定に基づく措置を講じたことに伴い、感染症の発生前と比べて診療報酬の収入が減少した場合に、医療の確保に要する費用を支給することとします。

第二に、宿泊療養又は自宅療養を行う患者への健康状態の報告の求めについて、都道府県知事等は、協定を締結した医療機関等に委託することができます。

第三に、感染症患者に対する医療を担当する医療従事者等に係る国による広域の応援調整の仕組みや、都道府県知事の求めに応じて災害・感染症の他関係者により構成される連携協議会を組織するとともに、緊急時の入院勧告等について、保健所設置市、特別区に指示することができます。

第四に、都道府県は、保健所設置市、特別区その他関係者により構成される連携協議会を組織するとともに、緊急時の入院勧告等について、保健所設置市、特別区に指示することができます。

第五に、都道府県等は、専門的な調査研究や試験検査等に必要な体制整備等を行うこととします。

第六に、感染症対策物資等の確保のため、緊急時に厚生労働大臣が事業者に対し、生産の促進の要請及び必要な支援等を行うことができることします。

第七に、新たな臨時の予防接種の類型、ワクチン製造販売業者等と損失補償契約を締結することができる枠組み、個人番号カードにより予防接種の対象者を確認することができる仕組み等を導入します。

○國務大臣 加藤勝信君 ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

前と比べて診療報酬の収入が減少した場合に、医療の確保に要する費用を支給することとします。

第二に、宿泊療養又は自宅療養を行う患者への健康状態の報告の求めについて、都道府県知事等は、協定を締結した医療機関等に委託することができます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

また、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により、医師、看護師等以外の一部の者が新型インフルエンザ等の検査のための検体採取や予防接種のための注射行為を行うことを可能とする枠組みを整備します。

第八に、検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者であつて居宅等から外出しないことの協力の求めに応じないもの等に対し、外出しないことの指示及び報告の求めができることとともに、報告の求めに応じない場合等の罰則を設けます。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和六年四月一日としています。政府としては、以上を内容とする法律案を提出いたしましたが、衆議院において、次の三つの事項を主な内容とする修正が行われたところであります。

第一に、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

第二に、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

第三に、副反応に関する情報の公表の在り方に有効性及び安全性に関する情報の公表の在り方に

ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。島村大君。

(島村大君登壇、拍手)

○島村大君 自由民主党の島村大です。

私は、ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正案につきまして、会派を代表して質問いたします。

新型コロナウイルス感染症との闘いは既に三年を超えております。私の地元神奈川県内の病院は、武漢からのチャーター便や横浜港に入港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客などを踏まえた新たな法的な枠組みを、対応について

新型コロナウイルス感染症との闘いは既に三年を超えております。私の地元神奈川県内の病院は、武漢からのチャーター便や横浜港に入港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客などを踏まえた新たな法的な枠組みを、対応について

新型コロナウイルス感染症との闘いは既に三年を超えております。私の地元神奈川県内の病院は、武漢からのチャーター便や横浜港に入港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客などを踏まえた新たな法的な枠組みを、対応について

新型コロナウイルス感染症との闘いは既に三年を超えております。私の地元神奈川県内の病院は、武漢からのチャーター便や横浜港に入港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客などを踏まえた新たな法的な枠組みを、対応について

そこで、ここまでコロナ対策への認識と、それを踏まえた新たな法的な枠組みを、対応について

今回も法改正により、都道府県知事は、国の基本指針や都道府県の予防計画、医療計画に沿って、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制の確保について医療機関等と協定を締結することに加え、公立・公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院に対して、感染症発生時にその役割を踏まえ担うべき医療の提供を義務付けることとなります。

コロナ感染症拡大時、必要な医療を確保できず感染症病床が不足し、入院を必要とする人が入院待機となったり、発熱外来を実施する医療機関の数が足りず、症状が出ても受診できないことがあります。

ただ、根本的には、医療提供体制は、しっかりと経営が成り立つことで医療機器の更新や購入、あるいは人件費の引上げや医療従事者の働き方改革ができるので、そのためには、例えて言えば、現在、自転車操業的な医療経営が多い中で、感染症発生時に倒れないようにするだけではなくて、通常時から安定して走る経営体力が必要です。

ただ、協定を締結する医療機関の減収分への対応として、財政的な支援において、国や都道府県、各保険者の支払割合はどうなるのか、そして基本的な考え方はどのようなものなのでしょうか。

また、協定を締結し、感染症への医療提供の義務化が発生するとなれば、発熱等の症状がある人と一般外来を受診する人との動線を分離するなどの対応が不可欠だと考えますが、必要な準備やその整備に係る費用への財政的な支援措置はどうなるのでしょうか。

さらに、公立・公的医療機関が感染症への医療提供に比重を移したときに、感染症以外の診療・治療体制をどのように維持していくのでしょうか。これらの点について、加藤厚生労働大臣にお伺いいたします。

今回の法改正では、協定を締結した医療機関が、感染患者への医療の提供のために一般医療の提供を制限することで感染症流行前の診療報酬収入を下回った場合、流行初期の診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、その差額に対しても財政的な支援が行われることとなります。

ただ、協定を締結する医療機関の減収分への対応として、財政的な支援において、国や都道府県、各保険者の支払割合はどうなるのか、そして基本的な考え方はどのようなものなのでしょうか。

そこで、この医療機関との協定の法定化や医療提供の義務化により、具体的にどの程度医療提供体制が強化されると想定しているのでしょうか。

また、流行初期において、協定締結医療機関がしつかりと対応するには医療経営の安定と医療提供体制の整備が必要ですが、そのためには診療報酬のあるべき姿をどのようにお考えでしょうか。

厚生労働大臣：ごお同じます。

今回のコロナ禍で、感染症対策の拠点として機能することを期待されていた保健所は、急速かつ広域な感染拡大の中、業務が逼迫してしまいました。そのこともあり、都道府県と保健所設置市や特別区との間で、円滑な入院調整ができない、応援職員の派遣の二一ツを共有できない、迅速な情報共有ができないなどの問題が発生したことは、今後解決すべき課題となりました。

私の地元神奈川県の政令都市からは、様々なアンケート調査に対し、政府の方針等は都道府県と同時に指定都市に対して情報提供すべき、また、専門性を要する医療体制については地域の実情に応じた医療体制の迅速な確保に向けて感染者が多い指定都市と県の役割分担を明確にすべき、さらには、コロナ緊急包括支援交付金は指定都市が直接交付を受けられるようにするべきといった趣旨の意見が出されています。

このように、感染症対策における都道府県と政令都市、あるいは保健所設置市との関係について検討すべき課題が明らかにされていますが、これららの関係や連携をどのように改善していくお考え

参議院自民党が、令和三年の年初、最初のワクチン接種に向けて準備を進める全国の自治体から懸念や課題を聞き取った際にも、ワクチンがいつどのぐらい届くのかという情報がなかなか入らず、接種に必要な医療従事者の場所の確保ができないとといった声が数多くありました。

そこで、国産ワクチンが開発でき、あるいは国内需要を賄うだけのワクチンが国内製造ができるようになればこの不安は大きく軽減できますが、感染症対策の鍵となるワクチンの確保に向けてどのような対応をしていくこととなるのでしょうか。

また、全国の自治体から参議院自民党に寄せられた声で最も多かったのは、医療関係者等の人員の確保を訴えるものでありました。政府が行つたアンケート調査でも、自治体の二割程度で医師、看護師の不足があると回答しております。

このワクチン接種についても、歯科医師など、医師、看護師以外の医療関係者が可能となるよう、あらかじめ法的な枠組みが明確に与えられていれば、いざというときでも迅速かつ円滑な対応ができると考えます。例えば、歯科医師を養成する大学歯学部では、口腔だけではなくて、頭から足先まで一年間を掛け、献血された皆様方に心から敬意と感謝をささげながら人体解剖を実習させていただき、全体の筋肉の勉強や筋肉注射の実習も行っています。今まで、実際、延べ三万

三千人の歯科医師が約二百万人の方々へワクチン接種を行わさせていただきました。これまでの対応への評価を踏まえた上で、実効性の面からどのように法的な側面の整備について対処していくか、お考えでしようか。

これらの点を厚生労働大臣にお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇 拍手〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 島村大議員の御質問にお答えいたします。

これまでの新型コロナ対策への認識と新たな法的な枠組みについてお尋ねがありました。

今般の新型コロナ対応において、医療機関の迅速な人員確保や入院調整、病床確保の困難さ、保健所業務の逼迫、医療物資の不足などの課題があり、平時からの感染症危機管理の重要性が浮き彫りとなつたと考えております。

これを踏まえ、平時からの予防計画に沿つた医療機関との協定の締結、そして保健所機能や検査体制の強化、また機動的なワクチン接種の実施等について、政府としてその枠組みを法定化し、流行の初期段階から速やかに機能する保健医療提供体制の構築を図ることを目的とし、感染症法等の改正を行つことといたしました。

こうした仕組みを通して、国民の命と健康を守るために、次の感染症危機に万全を期してまいりました」と考へております。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 島村大議員から五問の質問を頂戴いたしました。

まず、医療機関との協定の法定化などについてのお尋ねがありました。

今般の改正案では、民間医療機関を含めた全ての医療機関に対し、その機能や役割を踏まえ、都道府県との協定の協議に応じる等の義務を課しているほか、公立・公的医療機関等については、通常の民間医療機関とは異なる能力や位置付け等を有していることを踏まえ、地域の実情等に応じて医療の提供を義務付けることとしております。

こうした仕組みにより、医療資源に限りがある中、平時より役割分担を明確化し、流行の初期段階から速やかに立ち上がり、機能する医療提供体制を確保することとしています。また、協定にはその履行に要する費用の負担方法も盛り込むこととしており、具体的な内容は都道府県知事と各医療機関の協議の中で決定をいたします。

その上で、民間医療機関も含め、協定締結医療機関については、有事の対応のみならず、平時からの設備整備に要する費用についてもその一部を国が補助できる旨の規定を設けることとしており、これも含め、法施行に向けて、予防計画の策定状況も踏まえながら具体的内容等を精査し、検討してまいります。

さらに、今般の改正案では、都道府県が策定する予防計画と医療計画において、感染者、感染症患者を受け入れる病床確保を担う医療機関だけであり、これも含め、法施行に向けて、予防計画の策定状況も踏まえながら具体的内容等を精査し、検討してまいります。

ついても数値目標を盛り込み、この計画に基づき、都道府県と医療機関が協定を締結することとしております。

こうした取組などを通じて、それぞれの医療機関の地域における役割分担と連携を明確化することにより、通常医療の提供を継続しつつ、迅速かつ的確な感染症対応を行うことが可能になるものと考えております。

医療機関への財政支援についてお尋ねがありました。

流行初期医療確保措置における公費と保険料の負担割合は一対一としております。これは、新型コロナに対応した重点医療機関の令和二年度における収益構造が、感染症流行初期には影響を受けてくると思われる中長期の入院医療費を除くと、保険診療分の割合が約五割、保険外の医業収益、患者の自己負担相当分、病床確保料等の補助金等の割合が約五割となっていたことを踏まえて定めたものであります。

また、国と都道府県の負担割合は三対一としています。現行の感染症法の財政支援規定の多くは国と都道府県の負担割合が一対一とされていますが、流行初期医療確保措置を含む協定締結医療機関に対する財政支援については、その内容的重要性などに鑑み、国の負担割合を通常よりも高くしているところであります。

診療報酬については、医療機関の経営状況や物価、賃金の動向、保険料負担や患者負担といった国民負担の在り方を総合的に勘案しながら、医療機関がその機能を果たしていくだけるよう検討

を行い、協定締結医療機関を含む医療機関に対する適切な評価を行ってまいります。

加えて、今般の改正法案においても、大きな経営上のリスクがある流行初期の感染症医療を確保できるよう、感染症流行前と同じレベルの収益を補償する流行初期医療確保措置を導入することとしたところでございます。

感染症対策における自治体間の連携についてお尋ねがありました。

今回の新型コロナ対応では、入院調整の方法や応援職員の派遣、情報共有などをめぐって都道府県と保健所設置市等との間の連携が十分でないケースが見られました。

このため、今般の改正案では、次の感染症危機に備える観点から、平時から都道府県や保健所設置市等、医療関係者等から構成される都道府県連携協議会を立ち上げ、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、情報共有の在り方などを協議することを通じ、相互の連携を強化することとしております。

新型コロナワクチンの接種に当たっては、医師や看護師が不足する中で、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして違法性阻却の考え方を示し、歯科医師等の医師、看護師等以外の者が医師の適切な関与の下で注射行為を行い得ることとし、必要な医師や看護師等が確保できない地域においてワクチン接種に適切に御協力をいたただいたところでございます。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

こうした取組を通じて、都道府県と保健所設置市等の連携を強化し、必要な対策を迅速に行えるようにしてまいります。

その上で、感染症発生、蔓延時に注射行為を行ったところまで拡大するかについて厚生労働省の検討会で検討を行いました。医療安全を確保する観点から、基本的な教育を受けており、かつ、実際に業務を行う上での技術的基盤を有していることが重要であるため、歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士を対象とすることが適当であるとされました。

これを踏まえ、今般の改正案では、感染症発生、蔓延時に特に必要である場合には、医師、看護師等以外の一部の者が診療の補助として注射行為を行うことができる枠組みを整備することとしております。

各医療関係職種が専門性を生かしつつ、円滑にワクチン接種を実施できる体制を構築してまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 川田龍平君

(川田龍平君登壇、拍手)

○議長(尾辻秀久君) 川田龍平君

ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。

議題に入る前に、冒頭、総理にお聞きします。

昨日、葉梨法務大臣から、死刑の判決だけなどという聞くに堪えない暴言がありました。総理も内容を把握されていることですので、端的にお聞きします。

葉梨大臣は、法務大臣としての資質を決定的に欠いています。即刻辞めるべきです。総理の見解をお聞きします。

国家が人の命を奪う死刑執行は、究極の人権侵害行為です。もし総理がそれでも職務を続けさせるというのなら、あの発言は撤回すれば済むと総理がお考えだということになります。撤回すれば問題のない程度の発言ということによろしいのでしょうか。お答えください。

その上で、葉梨大臣、あの発言のどこの何が問題と思って発言を撤回されたのでしょうか。しっかり御説明ください。撤回すれば問題ないという認識かどうかをお答えください。これだけ批判を浴びてもなお大臣を辞めるおつもりはないのか、改めてこの議場に集う議員全員にしつかり御説明ください。

大臣は、御自身のホームページの二〇一一年のコラムにおいて、当時の法務大臣辞職などを引き合いに、閑僚としての適性を欠く方を交代させるのは当然のことと自らおっしゃっているではないですか。この御自身のお言葉を踏まえれば、当然のこととして、当然辞任されるべきと考えます

リスクとベネフィットを考慮したときに、特に子供たちへのオミクロン株対応のコロナワクチンの接種については、十分な情報提供がされた上で保護者も判断できるようにするべきと考えますが、総理の見解をお聞かせください。

葉害エイズを経験した私は、政府の不作為により、十歳のときにH.I.V.に感染をしました。当時は治療薬もなく、免疫の状態が良くないときに風邪を引いたら死ぬとも言われていました。免疫がなければ、体が弱つていれば、風邪も死の引き金になるのかもしれません。

感染症から患者を守るために、ほかの大病の早期発見そのための検査や健診、早期の病院にかかる体制を整えなければなりません。最近は、梅毒などの感染症や、ステージ4のがんが突然発見されたり、がんが再発される方なども増えてきていて、その段階に移行しているのだと思います。

まず、新型コロナ対策の基盤となる統計の取り組みのように、陽性者イコール感染者ではありません。しかしながら、この統計には、コロナ以外の原因、例えば交通事故死で亡くなつた方々も大勢コロナ死に含めてしまつています。対策を立てる元データとして、純粹にコロナで亡くなつた人は一体何人なのでしょうか。

染拡大の際の発熱外来の混乱防止のために、重症化リスクの低い方は新型コロナの簡易キットを使つて自己チェックし、陽性の場合は健康フォローアップセンターに登録して自宅療養、陰性の場合は電話やオンライン診療でインフルエンザ診断を受けること、重症化リスクが低くても、症状が重く受診を希望する場合は対面診療を検討するよう促しています。

しかし、これでは、三十七・五度以上の発熱が四日以上続いた場合に発熱外来を受診するとしていたコロナ流行初期と全く同じです。あのとき、受診抑制が招いた同僚の先輩議員の羽田雄一郎さんの死から一体何を学んだのでしょうか。

発熱外来はいまだに約四・一万か所の設置にとどまっていますが、そもそも十分な数の発熱外来があれば、このような対策は必要はなかつたのではないか。政府のタスクフォースには多くの医療関係団体が参画しているものと承知していますが、患者の受診制限を検討するより、発熱患者が受診できる医療機関をどう増やすかを検討する方が重要ではないでしょうか。総理の見解を伺います。

子供たちのマスク着用の同調圧力と、学校給食やお弁当を食べるときの黙食について申し上げます。これは、基本的には、学校における衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に沿つて実施されているものと考えますが、様々な疑問の声が上がっています。今年六月一日付けで、学校が一律にマスクを着用した場合の感染防止効果は二三%

という米国の研究結果を基に、尾身氏を筆頭に有志が、子供へのデメリットも踏まえて着用場面を考慮すべきと提言しています。

また、全国四十七都道府県の教育委員会からは、マスク着用の感染防止効果についての科学的根拠を求める要請に対し、根拠なしのため公文書不開示決定書が出ています。

文科省のマニュアルでは学校でのマスク着用は推奨であつて義務ではありませんが、教育委員会の公文書不開示決定書は一貫していますので、改めてお尋ねします。

学校におけるマスク着用の科学的な根拠はないといふことで合つていますでしょうか。科学的根拠がないのであれば、学校における衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式の見直しを指示してはいかがですか。文部科学大臣の見解を伺います。

次に、新型コロナワクチンの乳幼児接種について質問します。先月二十四日から、生後六か月から四歳までの乳幼児に対するワクチン接種が開始されました。厚労省の統計では、子供たちは感染してもほとんど重症化せず、オミクロン株に至つてはインフルエンザによる被害よりも小さいことが分かつています。

二〇二二年十月七日、ワクチン副反応検討部会資料によると、五歳から十一歳までの新型コロナワクチン接種率は約二二%ですが、この年齢層のがつています。今年六月一日付けで、学校が一律者三十件、死亡は二件に上ります。

新型コロナワクチンの中長期的な副反応、副作用はいまだに分かつていません。免疫抑制による感染症、がんの発症、免疫調整不全による自己免疫疾患の発症など、多くの報告が日本国内のみならず世界中から寄せられています。特に、乳幼児の時期に免疫を攪乱する可能性のある薬剤を投与することで、正常な免疫の発達を阻害するリスクがベネフィットを上回っていると、上回るため慎重にと呼びかける医師たちからの声もあります。

これについて厚労大臣の見解を伺います。感染症法案について質問いたします。本法案については、衆議院において、我が党と日本維新的会が出した対案の中の新型コロナワクチン感染後の医療の在り方、ワクチンの有効性、安全性についての情報公表の仕方について政府が検討する修正案が衆議院で可決されました。内容やワクチンの副反応に関する情報公開の仕方が国民の不安や疑問を解決していないため、今までの対応が必要という立法院の意思を示したものと理解しています。

政府においては、この修正を踏まえて、ワクチンの後遺症及びコロナ後遺症に苦しむ患者に対する医療提供をどのように進めていくつもりか、またワクチンの副反応に関する情報公開をどのように進めていくつもりか、総理の決意を伺います。

また、本法案には、ワクチンの副反応に関するデータベースを新たに構築し、医療レセプト情報などとの連結解析を可能にすることで、安全性等に関する情報分析を進めやすくするとの内容が含まれています。この趣旨 자체は大いに期待しています。

ですが、懸念されるのは個人情報の流出です。今年夏、厚生労働省では、指定難病患者のデータを第三者に提供する際に、本来は削除すべき部分を含めたデータを提供してしまったために、患者情報が流出するという深刻な事件が起きました。また、過去には、年金に関する個人情報のデータ入力作業を委託していた企業が厚生労働省に無断で中国企業に再委託していた事案が発覚するなど、厚生労働省における個人情報関連の不祥事が続いていますが、まず大前提として、この流出事件の後、どのようなセキュリティ対策を取ったのか、お答えください。

医療情報は究極の個人情報の一つです。セキュリティーに不安がある状態で見切り発車するのはリスクが大き過ぎると考えますが、いかがでしょうか。新たに構築されるデータベースでは、こうした事案が再び起きないよう万全の体制を構築することが不可欠ですが、厚生労働大臣の決意を伺います。

衆議院における修正では、新型コロナの感染症法上の位置付けに関する検討規定が新たに盛り込まれました。オミクロン株への変異により、新型コロナワクチンの副反応に関する情報公開をどのように進めていくつもりか、またワクチンの副反応に関する情報公開をどのように進めていくつもりか、総理の決意を伺います。

オミクロン株への変異により、新型コロナワクチンの副反応に関する情報公開をどのように進めていくつもりか、またワクチンの副反応に関する情報公開をどのように進めていくつもりか、総理の決意を伺います。

オミクロン株への変異後は感染予防効果の持続性が大きく低下していることなどが指摘されています。しかし、こうした状況変化にもかか

だけ平時に近い社会経済活動が可能となるよう、専門家の意見も聞きながら議論を進めてまいりました。

子供へのワクチン、失礼、子供へのオミクロン株対応のワクチン接種についてお尋ねがありまし

た。子供に対する新型コロナワクチンの接種においては、従来型のワクチンのみが使用され、オミクロン株対応のワクチンはまだ導入されておりませんが、現在、薬事承認の申請がなされていると承知をしております。

子供への接種については、本人や保護者が子供の感染状況、ワクチンの有効性、安全性に関する情報などを十分に踏まえた上で安心して接種を受けられることが重要であり、これまでリーフレットやホームページ等の様々な媒体を活用して周知してきたところです。引き続き、新たな知見の収集に努め、丁寧に情報提供してまいります。ワクチン接種後に亡くなつた事例の件数と遺族会についてお尋ねがありました。

新型コロナワクチン接種後の副反応が疑われる事例については医療機関等から広く報告を受けており、ワクチンとの関連性が否定できないワクチン接種後の死亡事例として報告を受けた件数は、本年九月四日までにモデルナ社ワクチンで七・〇件、総件数では九月二十三日までに千八百七十七件となっています。

また、予防接種健康被害救済制度において、審査会で専門家による因果関係等の評価を受けた上

で認定された死亡事例は、進達件数四百十八件に対して十件となっています。また、新型コロナワクチン接種後に亡くなつた方の御遺族十二名が遺族会を結成され、国に対し原因の究明と救済を求めておられると承知をしております。

政府としては、原因の究明について、医療機関等からの全ての副反応疑い、全ての副反応の疑いの報告の情報について定期的に公表しており、引き続き副反応に関する正確な情報公開に取り組んでまいります。また、救済について、予防接種健康被害救済制度に基づいて、因果関係が認定された方に対し、迅速な救済に努めてまいります。

新型コロナワクチンの定期接種化についてお尋ねがありました。

新型コロナワクチンの特例臨時接種については、新型コロナの蔓延防止上緊急の必要があると認められることから実施しているものであり、発症予防効果、そして重症化予防効果、これは認められています。

将来的な接種の在り方については、今後の感染状況や新型コロナの感染症法上の位置付けの見直し等を踏まえながら適切に判断してまいりたいと考えております。

新型コロナとインフルエンザが同時流行した際の外来医療体制についてお尋ねがありました。新型コロナとインフルエンザが同時流行する場合を想定した外来受診、療養の流れのイメージをお

示しました。これは、重症化リスクが低い方であつても、症状が重いと感じるなど受診を希望する場合には発熱外来やかかりつけ医を受診していくことによれば、受診制限を行うものただくことわりではなく、受診制限を行つてではありません。

その上で、同時流行下で多数の発熱患者が生じる場合においても、必要なときに必要な療養、必要な医療を、医療につながることができるよう、都道府県等に対し、発熱外来の箇所数の増加など地域の実情に応じた取組を依頼し、十一月中の外来医療体制の強化、これを進めています。

こうした対策について、医療関係団体や学会を中心とした行政機関、経済団体が参画するタスクフォースにおいて、私自身も会合に出席を

始め国、地方の行政機関、経済団体が参考するタスクフォースにおいて、私自身も会合に出席をし、御協力をお願いいたしました。引き続き、都道府県等と連携し、外来医療体制の強化に万全を期してまいります。

学校におけるマスク着用の科学的根拠についてお尋ねがありました。

新型コロナの感染経路は飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等とされており、マスク着用の効果に関する研究結果や専門家の意見を踏まえ、学校のみならず社会全般において、基本的な感染防止対策として、換気などに加えて適切なマスクの着用をお願いしているところです。

新型コロナについては、九月にウイズコロナに向けた新たな段階への移行の全体像をお示しし、感染症法上の扱い等について、全数報告の見直しや療養期間の短縮など相当の緩和を行つて、社会経済活動との両立を進めたところです。

このよくな考への下、学校については、文部科学省において、感染症や小児科の専門家の意見も伺いながら、衛生管理マニュアル等を通じて、活動場所や活動場面に応じたより張りのあるマスクを想定した外見受診、療養の流れのイメージをお

示す情報公開についてお尋ねがありました。政府としては、衆議院で可決された修正を踏まえ、新型コロナの後遺症について、調査研究により科学的知見の収集を進めつつ、後遺症に悩む患者が地域の医療機関で適切に医療が受けられるよう、国内外の研究等により得られた知見を医療従事者に周知するとともに、ホームページやSNSを通じて積極的に情報発信をしてまいります。

また、ワクチン接種後の副反応に関する情報公開については、医療機関等からの全ての副反応疑い報告の情報について、審議会で専門家の評価を受けた上で定期的に公表しています。

こうした副反応の情報や研究成果等を含め、ワクチンの有効性や安全性に係る情報については、様々な媒体を通じてより分かりやすく速やかに情報発信をしてまいります。

新型コロナの感染症法上の位置付け等についてお尋ねがありました。

新型コロナについては、九月にウイズコロナに向けた新たな段階への移行の全体像をお示しし、感染症法上の扱い等について、全数報告の見直しや療養期間の短縮など相当の緩和を行つて、社会経済活動との両立を進めたところです。

その際に、専門家の意見等も踏まえ、新型コロナについて、新型インフルエンザ等感染症という分類は維持しつつ、今後も、変異していくウイルスに応じて対策を柔軟に対応していくこととしております。

その上で、新型コロナの感染症法上の位置付けについては、衆議院における修正も踏まえ、引き続き、専門家等の意見も聞きながら、その時々の最新のエビデンスに基づき議論を進めてまいります。また、変異によりその症状を変化するウイルスについては、新型コロナと同様に、現行の感染症法等の枠組みの中で柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、今回の改正法案におけるウイルスの変異への対応についてお尋ねがありました。

今般の改正案における基本指針や予防計画、医療機関との協定については、実際の新たな感染症の発生、蔓延時には、変異株の発生など事前の想定とは大きく異なる事態も考えられるところであり、変異の可能性を含め、当該感染症の特性に合わせて予防計画を柔軟に運用する、協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行つてまいります。

患者の人権等についてお尋ねがありました。

政府においては、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議においてこれまでの取組を検証し、その報告の中で、情報発信について、社会的な差別が起きてないように留意することが重要であるとされています。

感染症法においては、議員御指摘の前文のほか、国及び地方公共団体や国民の責務として、感染症の患者等の人権の尊重、これを規定しており、今般の改正案の内容を実施するに当たっても、人権に配慮した適切な対応を行つてまいります。

パンデミックの宣言と終息に関する基準等についてお尋ねがありました。

パンデ、あつ、失礼しました、これは、最後の質問は省略されたと承知しております。

以上、答弁をさせていただきますが、残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(國務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○國務大臣(加藤勝信君) 川田龍平議員より六問の御質問をいただきました。

まず、新型コロナによる死亡者数であります
が、人口動態統計では新型コロナを原死因とする
死亡者数を取りまとめており、本年六月までの死
亡者数は三万五千三百三十四人となつております。

新型コロナワクチンに関する情報提供について
お尋ねがありました。

国民が新型コロナワクチンの安全性や有効性を
理解した上で安心して接種できるよう、承認され
たワクチンに関する情報を公表し、透明性を確保
することは重要と考えております。

新型コロナワクチンの薬事審査に関する情報に
ついては、審査報告書としてまとめられ、治験に
関する詳細な情報を含む申請資料とともに、独立
行政法人医薬品医療機器総合機構、PMDAの
ホームページで公表しております。また、関係審
議会の議事録についても速やかに公表していると
ころであります。

厚労省としては、乳幼児に対する接種はもとよ
り、ワクチン接種後の副反応を疑う症状について
は、引き続き幅広く情報収集に努めるとともに、
最新の報告状況を踏まえ、審議会において新型コ
ロナワクチンの安全性の評価を行つてまいります。

厚労省としては、乳幼児に対する接種はもとよ
り、ワクチン接種後の副反応を疑う症状について
は、引き続き幅広く情報収集に努めるとともに、
最新の報告状況を踏まえ、審議会において新型コ
ロナワクチンの安全性の評価を行つてまいります。

厚労省としては、乳幼児に対する接種はもとよ
り、ワクチン接種後の副反応を疑う症状について
は、引き続き幅広く情報収集に努めるとともに、
最新の報告状況を踏まえ、審議会において新型コ
ロナワクチンの安全性の評価を行つてまいります。

新たな感染症の流行を見据えた換気基準等に
するお尋ねがありました。

感染拡大の防止の基本は、換気等の基本的感染
対策を徹底することであります。建築物の空気環
境の基準については、建築物衛生法において、多
くの者が利用する特定建築物に対し、室内的二酸
化炭素濃度1000ppm以下となつており、こ
の基準に基づき適切な換気を行うよう求めており
ます。

エアロゾル感染対策のための換気設備等につい
ては、医療機関におけるHEPAフィルター付き
空気清浄機等の設置に対して緊急包括支援交付金
による支援等を行つてているところであります。

新たな感染症への対応では、新型コロナの三密
対策で経験したように、発生早期の段階から飛沫
感染、接触感染やエアロゾル感染などの感染経路
や感染様式、特にどのような場で感染が起こりや
すいかについて迅速に調査研究を行い、得られた
科学的知見に基づいて感染対策を実施することが
重要と考えております。

超過死亡についてお尋ねがありました。

我が国の超過死亡の分析は厚生労働科学研究所において実施をされております。その分析結果についてはアドバイザリーボードで報告されるとともに、国立感染症研究所ホームページにて公開をしております。

専門家によりますと、超過死亡は本年一月から八月に三万一千人から七万人に上り、新型コロナの感染拡大以降で最多となつております。これまで超過死亡のピークはそれぞれの新型コロナの流行のピーク時に観察されることから、その要因の一つとして新型コロナの感染拡大の影響が指摘をされているところであります。

新型コロナワクチン接種は昨年二月から開始されておりますが、この超過死亡」のデータから超過死亡とワクチン接種の因果関係を論じることは困難と考えております。超過死亡の動向については引き続き分析結果を注視していきたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(葉梨康弘君) 川田龍平議員にお答え申し上げます。

まず、御指摘の私の発言については、これまでにおわび申し上げるどもに、撤回をさせていただきました。

お尋ねの撤回の理由について、ついては、死刑に関するものも含む法務省の極めて重大な職務について、それを軽んじているような発言をし、不愉快な思いをさせてしまったことは私の至らなさです。謝罪の上、撤回をさせていただきました。

また、外務省と法務省、票とお金に縁がないな

ど述べた点については、國士として職務に当たります。

学校における衛生管理マニュアルの見直しについてお尋ねがありました。

マスクの着用については、先ほど総理から御答弁があつたとおり、めり張りのある着用が重要だと考えます。

文部科学省としては、基本的対処方針等も踏まえ、感染拡大を防止し、学校教育活動を継続していくための参考として衛生管理マニュアルを作成しています。

このマニュアルについては、新型コロナウイルス感染症に関する知見等を踏まえて改訂を重ねていますが、今後も、感染状況や政府全体のウイズコロナにおける感染症対策の在り方の検討を踏まえて必要な対応を行つてまいります。(拍手)

そこで、今回の感染症法の改正案を提出した意義について、岸田総理の御見解を伺います。

この改正案では、感染症対応の医療機関による確実な医療の提供を実現するため、都道府県は感染症の予防計画を策定した上で、公立・公的病院、高度な医療を提供する特定機能病院、かかりつけ医を支援する地域医療支援病院など、地域の中核となる医療機関に対し、病床や外来医療の確保などを義務付けております。また、その他の民間医療機関については、都道府県と協議し、合意に至った場合には、病床等の確保に関する協定を結ぶこととしております。

そこで、この新たな予防計画の策定時における入院病床数、発熱外来数、宿泊療養施設の確保居室数などの数値目標を定める際には、どのような感染症を念頭に、どのように数値目標の基準を設定するのか、数値目標の基準設定の考え方について厚生労働大臣に確認をしたいと思います。

水際対策の緩和や全国旅行支援の開始などで人の動きが一段と活発になる中、感染抑止と社会経済活動の両立を進める上で必要な対策が今まで以上に求められているこのときに、今後の感染症危機に備えて病床や診療体制を整備することは大変重要なことであります。

今回の改正では、これまでのコロナへの対応を十分に踏まえ、感染の初期段階から的確、迅速に対策を講じができるよう、これまで体制整備への協力に関して要請にとどまっていたものが義務化されるなど、より実効性を高める措置が盛り込まれていると評価いたします。

そこで、今回の感染症法の改正案を提出した意義について、岸田総理の御見解を伺います。

この改正案では、感染症対応の医療機関による確実な医療の提供を実現するため、都道府県は感

染症の予防計画を策定した上で、公立・公的病院、高度な医療を提供する特定機能病院、かかり

つけ医を支援する地域医療支援病院など、地域の中核となる医療機関に対し、病床や外来医療の確保などを義務付けております。また、その他の民

間医療機関については、都道府県と協議し、合意に至った場合には、病床等の確保に関する協定を結ぶこととしております。

そこで、この新たな予防計画の策定時における入院病床数、発熱外来数、宿泊療養施設の確保居

室数などの数値目標を定める際には、どのような感染症を念頭に、どのように数値目標の基準を設

定するのか、数値目標の基準設定の考え方について厚生労働大臣に確認をしたいと思います。

また、初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関の収入が感染症発生前の収入を下回った場合、都道府県などが減収分を補償する仕組みを設けていますが、協定締結の協力を得るためにも減収補償を十分に措置すべきであります。

さらに、平時、有事それぞれにおける財政支援も求められています。

こうした人的、物的面での財政支援の在り方をどのように考えているのか、厚生労働大臣に伺いたいと思います。

これまでの、さらに、流行初期医療確保措置に要する費用について、公費と保険者との負担割合は一対一として保険者にも負担を求めるところになりましたが、保険者を始めとした関係者に丁寧に説明する必要があると考えます。

この措置に関する費用負担についてどのように認識しているでしょうか、厚生労働大臣に答弁を求めます。

これまでのコロナに関する対応の中で、保健所体制の課題が浮き彫りになつてきました。この課題に対応するため、九月からは新型コロナウイルス感染者の全数把握の簡略化を始め、一か月以上が経過をいたしました。発生届は大幅に減少し、医療機関や保健所の負担は減り、発生届の対象外となつた軽症者らに対応するため新設した相談窓口においても、トラブルもなく十分機能していると言わっております。今後も不斷の見直しを進めるとともに、保健所体制を強化していく必要があると思います。

今回の改正案では、体制強化のために、保健師

等の専門家が保健所業務を支援する仕組みであるI-HEATを法定化することになつております。

これによって検査を始めとする保健所の体制をどのように強化していくつもりか、厚生労働大臣の答弁を求めます。

次に、ワクチン接種に関して伺います。

ワクチン接種は、原則医師と看護師以外行うことができませんでしたが、新型コロナの対応の中で打ち手が不足したため、現在は特例として歯科医師などにも認めています。

今回の改正案では、こうした措置を法的に裏付けることにしており、厚生労働大臣又は都道府県知事が協力を要請したときに限り、歯科医師や診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士がワクチン接種を行うことができるとしております。一定の実地研修などで安全性の担保が必要であると思いますが、全国で着実に打ち手不足の解消ができるよう体制整備をすべきであります。

ワクチン接種体制について、今後どのように推進していくつもりか、厚生労働大臣に確認をしたいと思います。

さらに、本改正案では、予防接種時にマイナンバーカードを接種券代わりとする仕組みを設けるとともに、接種記録の作成保存等に関する規定を整備することとしています。

国民の利便性向上や地方公共団体、医療機関の事務負担軽減のためにも、デジタル化は強力に推進すべきであります。また、マイナンバーカードの利便性を向上させ、利用を促進するためにも、

こうした機会を活用して周知を徹底すべきと考えます。

マイナンバーカードによる接種対象者確認の仕組みを導入することによるメリットをどのように認識しているのか、厚生労働大臣の答弁を求めます。

次に、ワクチン接種に関する質問です。

今回のコロナ禍で、我が国は海外製ワクチンの確保に腐心してきました。しかし、我が国で特有の変異株が発生した場合には、これに対応したワクチンを海外メーカーが作るとは限りません。安定供給だけでなく、医療の安全保障の観点からも医師などにも認めています。

今回の改正案では、こうした措置を法的に裏付けることにしており、厚生労働大臣又は都道府県知事が協力を要請したときに限り、歯科医師や診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士がワクチン接種を行うことができるとしています。

新型コロナに限らず、国产の感染症ワクチン開発は思うように進んでいないのが現状であり、新たな感染症の大流行も見据え、国内自給体制を強化する必要があると考えます。国際的に我が国は、ワクチン開発に関して基礎的な研究力が高いと評されており、その力量を十分に發揮できるよう、中長期的な戦略の必要性を考慮すべきと考えます。

この国产ワクチンの開発・生産体制の強化へ國総理の決意を伺いたいと思います。

明年は、岸田総理の地元である広島で先進七か国首脳会議、G7サミットが開催されます。ここでは、将来のパンデミックへの対応を議題としてG7各国と協調して協議することが大変重要なと見えます。新たな感染症の発生に備え、流行を早期に抑え込む国際的な枠組みを確立をし、世界に情報発信することがリーダーシップ

を取つていく先進国の大きな使命であると思います。

このG7サミットにおいて、将来のパンデミックへの対応を議題とすべきと考えますが、岸田総理のサミットに向けての決意を伺いたいと思います。

私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 山本博司議員の御質問にお答えいたします。

感染症法等の改正法案の意義についてお尋ねがありました。

公明党は、これまでも、現場の声、当事者の声を基に様々な提言を重ねてまいりました。感染症に強い日本の実現を目指し、これからも公明党は一層の決意で取り組むことをお約束申し上げます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 山本博司議員の御質問にお答えいたします。

今般の新型コロナ対応において、医療機関の迅速な人員確保や入院調整、病床確保の困難さ、また、保健所業務の逼迫、医療物資の不足などの課題があり、平時からの感染症危機管理の重要性が浮き彫りとなりました。

これを踏まえ、次の感染症危機から国民の生命及び健康を守るために、平時からの予防計画に沿った医療機関との協定の締結、保健所機能や検査体制の強化、機動的なワクチン接種の実施等について、政府としてその枠組みを法定化し、流行の初期段階から速やかに機能する保健医療提供体制の構築を図ることを目的として、感染症法等の改正を行ふこととしたものであります。

国産ワクチンの開発・生産体制の強化についてお尋ねがありました。

ワクチンを国内で開発、生産できる体制を確立しておくことは極めて重要と考えており、医療に関わる経済安全保障にもつながるものです。

このため、次の感染症危機を見据えたワクチンの開発、生産については、ワクチン開発・生産体制強化戦略に基づき、AMEDへの先進的研究開発戦略センターの設置等を進めてまいります。

政府としては、国民の皆様により早く必要な国産ワクチンをお届けできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

そして、G7広島サミットにおける議題についてお尋ねがありました。

新型コロナへの対応、経験から得られた様々な教訓を踏まえ、来年、我が国が議長国を務めるG7を始めとする様々な国際場において、パンデミックを含めた将来の健康危機への予防、備え、対応を強化するための議論を行う必要があると認識します。

G7広島サミットにおいても、健康、失礼、国際保健は重要課題の一つと位置付けられておりますが、この具体的な、具体的にどのような成果を目指すかについては、今後、G7メンバーとも相談していく考えです。その際、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向けて、将来のパンデミックに対する予防、備え、対応の強化に資する国際的な枠組みの強化や、新型コロナで後退した国際保健課題への対応、これを主導してまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔國務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕

○國務大臣(加藤勝信君) 山本博司議員から六問御質問いただきました。

数値目標の設定の考え方についてお尋ねがありました。

新たな予防計画については、感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定に基づき策定することになりますが、まずは、現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組むこととしております。

その上で、計画における数値目標の設定に当たっては、都道府県において、各医療機関の意向や対応能力を調査すること等により、現実の医療提供体制を踏まえた内容とすることを想定をしております。

また、計画に基づく協議の際にも、個別の医療機関の状況などをよく聞き、丁寧に協議を行うことが、必要なときに速やかに病床を確保する上で重要であり、実態に合った協定につながるものと考えております。

こうした考え方については、国が策定する基本指針等を通じてお示しをしていきたいと考えております。

流行初期医療確保措置についてお尋ねがありました。

医療機関への財政支援についてお尋ねがありました。

流行初期医療確保措置の費用について、感染症の態様が明らかでない流行初期には、診療報酬の特例を設けるまでの間に行われる感染症医療は本

対して、経営上の懸念を払拭するため、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの間、流行初期医療確保措置として、感染症流行前と同水準の収益を補償することとしています。

さらに、それ以外にも、協定の履行に要する費用については財政支援を行うこととしております。

行前と同水準の収益を補償することとしているが、感染症の特性に応じ、その具体的な内容、範囲については実際の感染症蔓延時等に検討していくものと考えています。

加えて、平時からの設備整備に関する、設備整備に要する費用についても、その一部を国が補助できる旨の規定を設けております。法施行に向けて、必要な支援について具体的な内容を精査し、検討してまいります。

また、平時における感染症対応人材の確保、育成は重要であります。現在も、院内感染対策について指導的立場を担う者等を対象とした講習会や新型コロナに対応する看護職員の養成研修などを行つております。さらに、感染症対策の経験を行つております。さもなくば、感染症対策の経験を行つております。

また、改正案では、各都道府県に設置する連携協議会において、関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方などを検討、議論した上で、保健所制度の実施に向けて丁寧な対応を行つてまいります。

保健所の体制強化についてお尋ねがありました。

今般の改正案では、各都道府県に設置する連携協議会において、関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方などを検討、議論した上で、保健所制度の実施について予防計画に盛り込むこととなりました。

保健所の体制強化についてお尋ねがありました。

今般の改正案では、各都道府県に設置する連携協議会において、関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方などを検討、議論した上で、保健所制度の実施について予防計画に盛り込むこととなりました。

今般の改正案では、各都道府県に設置する連携協議会において、関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方などを検討、議論した上で、保健所制度の実施について予防計画に盛り込むこととなりました。

今般の改正案では、各都道府県に設置する連携協議会において、関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方などを検討、議論した上で、保健所制度の実施について予防計画に盛り込むこととなりました。

今般の改正案では、各都道府県に設置する連携協議会において、関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方などを検討、議論した上で、保健所制度の実施について予防計画に盛り込むこととなりました。

今般の改正案では、各都道府県に設置する連携協議会において、関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方などを検討、議論した上で、保健所制度の実施について予防計画に盛り込むこととなりました。

今般の改正案では、各都道府県に設置する連携協議会において、関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方などを検討、議論した上で、保健所制度の実施について予防計画に盛り込むこととなりました。

今般の改正案では、各都道府県に設置する連携協議会において、関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方などを検討、議論した上で、保健所制度の実施について予防計画に盛り込むこととなりました。

今般の改正案では、各都道府県に設置する連携協議会において、関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方などを検討、議論した上で、保健所制度の実施について予防計画に盛り込むこととなりました。

ワクチン接種体制の強化についてお尋ねがありました。

今般の改正案では、感染症発生、蔓延時に特に必要である場合には、医師、看護師等以外にも、

歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士が診療の補助として注射行為を行うことができる法的枠組みを整理することとしております。

実際にこれらの職種の方々にワクチン接種に御協力いただくては、今回の新型コロナ対応の経験や、対象となる感染症の特性などを踏まえつつ、研修の実施を含め、何を行っていく必要があるかを検討し、関係団体等の意見を聞きながら必要な準備を着実に進めてまいります。予防接種事務のデジタル化についてお尋ねがありました。

今般の改正案では、マイナンバーカードを活用しオンラインで接種対象者を確認する仕組みなどを導入するなど、予防接種事務のデジタル化により予防接種事務の効率化を図ることとしております。具体的には、被接種者は紙の接種券がなくとも接種を受けられるようになるほか、医療機関から自治体への予防接種の費用請求や対象者の接種記録保存の事務がデジタル化によって効率的に行えるようになるなど、国民の利便性向上や自治体や医療機関等の事務負担の軽減につながるものと認識をしております。

改正案が成立した暁には、その施行に向けて、国民の皆さんに対し、マイナンバーカード活用に

よる予防接種事務のデジタル化の利点についてもしっかりと周知を図つてまいります。

以上です。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 東徹君。

(東徹君登壇、拍手)

○東徹君 日本維新の会の東徹です。

会派を代表して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部に改正する

法律案について質問いたします。

冒頭、新型コロナウイルスとの闘いは三年近くになり、まだ収束はしておりませんが、多くの医療や介護に従事されている方を始め、これまで社会基盤を支えていた全てのエッセンシャルワーカーの皆さんの御尽力に改めて敬意と感謝を申し上げます。

初めてのパンデミック経験とはいえ、三年近くにわたる新型コロナウイルスとの闘いを振り返れば、マスクや防護服に始まり、パルスオキシメーターや検査キットも不足するという事態が起こりました。また、コロナ病床を十分増やせず、ワクチンの接種開始も遅れるなど、政府の対応は後手に回り続けたと言わざるを得ません。

会計検査院の報告では、新型コロナ対策事業として令和三年度までに計上された千三百六十七事業、約九十五兆円の予算のうち、約十八兆円が未執行とされております。病床確保のために医療機関に支払われる交付金では、調査対象となつた百

六の医療機関のうち、三割に当たる三十二の医療機関で約五十五億円の過大支給が指摘されまし

た。

確かに、コロナ禍では緊急的に対応すべきことや先の見通しが立たないこともあるかもしれません、国民から見て、貴重な税金の使われ方に不信感を持たれても仕方がありません。

政府の取組の中に税金の無駄遣いや不適切な支出に終わったもののがなかつたのか、岸田総理の御認識をお伺いいたします。

今週に入り、全国的な感染拡大の兆しが見えています。

先月の参議院厚生労働委員会で、いわゆる感染の第八波の規模について質問した際、政府は、一日当たり感染者数が季節性インフルエンザと合わせて四十五万人と想定しているとの答弁がありました。新規感染者数がこれまで一番多かつたのは今年八月十九日の二十六万一千四人であり、四十

五万人という想定数はその一・七倍に及びます。

この法案の施行期日は、一部の規定を除き令和六年四月一日となっています。今回法改正をして

もすぐに施行はされない中で、第八波に対応でき

るのでしようか。必要な病床の確保、発熱外来の拡充など、実効性を持つて対応できると考えているのか、コロナ対策本部長である岸田総理にお伺いをいたします。

こうした遅れを今後どのようにして取り戻すお考えなのか、お聞きいたします。

新型コロナは、感染症法上いまだ二類相当扱いとされています。その結果、医療機関において、

抗原検査で陰性であつたとしても、発熱患者に対する診察拒否は応招義務に違反しないとされています。

患者にとっては、これまで診察してもらえた医療機関で診察してもらえず、自宅待機を余儀なく

された事例が多くあつたことも事実です。

政府はかかりつけ医の受診を勧めていますが、

本来、自分の患者が発熱していても拒否せずに診

察してこそ、かかりつけ医ではないでしょうか。

総理は、最終的な判断と責任を負う立場です。

ここまで多くの対策本部長になる必要性が本当にあるのでしょうか。このままでは、日程調整などに時間が掛かり、意思決定のスピードが遅れかねません。

本当に総理が対策本部長でなくてはならないのか、本部や会議の在り方を見直してはいかがですか。岸田総理のお考えを伺います。

新型コロナウイルスにより感染拡大がしてから約三年が経過しましたが、日本製のワクチンや治療薬はいまだ承認されていません。五月に緊急承認の制度がつくられましたが、それでもいまだに承認されていません。日本の製薬産業は世界トップレベルの研究技術を持つと言われてきましたが、欧米とのスピードの差をさまざまと見せ付けられました。

本當に総理が対策本部長でなくてはならないのか。本部や会議の在り方を見直してはいかがですか。岸田総理のお考えを伺います。

岸田総理、岸田総理はコロナ対策本部長です。総理が本部長を務めている本部や会議、国家安全保障会議や医療DX推進本部など、確認できるだけで六十二個もあります。据わりがいいのはよく分かりますが、何でも対策本部長になつていませ

んか。

かかりつけ医の定義とはどのようなもののか、お答えください。また、総理の言うかかりつけ医の機能や、その機能が発揮される制度とはどのようなものなのでしょうか、具体的にお示しください。

日本維新的会は、オミクロン株に移行した段階で、二類相当の扱いを見直すべきと主張してきましたが、インフルエンザよりも致死率が高いと理由に見直しをされていません。しかしながら、コロナで死亡された方の半数はコロナが直接の原因ではないとの結果もアドバイザリーボードで示されています。

当初、ウイルスの毒性が強かつたときは理解ができますが、当時と今と同じ扱いといふのは理解できません。衆議院では新型コロナの位置付けの在り方について速やかに検討するとの法案修正が行われたことも踏まえて、柔軟な対応が必要と考えますが、いかがですか。

これまで、一部の医療機関では、昼夜を問わずコロナ患者の対応に尽くされた一方、補助金を受け取っているのにコロナ患者は受け入れない医療機関があるなど、十分な病床確保ができませんでした。また、発熱外来を実施する医療機関名の公表を促すとしていたのに、地域の医師会の合意等が得られず、公表が進まず、発熱患者が円滑に診察を受けられない事態も生じました。

日本医師会の政治団体である日本医師連盟からは、毎年二億円もの献金が自民党の政治資金団体である国民政治協会に対して行われています。国会には、厚生労働族議員という存在もあります。

官報(号外)

さらに、日本医師会の事務局長に厚生労働省OBが天下りするなど、政治、厚労省、医師会を結び付ける政官業の鉄のトライアングルが新型コロナ対策を遅らせている原因だという主張もあります。こういった状況を改めるため、岸田総理、まずは企業・団体献金受取をやめられてはどうですか。

日本維新的会は、企業・団体献金を禁止する法案を何年にもわたり提出し続けております。この法案に賛同していただけませんか。岸田総理のお考えをお伺いいたします。

政府税調では既に消費税引上げの意見が出されており、財務省を中心に増税の流れをつくるとともに踏まえて、柔軟な対応が必要と考えますが、いかがですか。

これまで、一部の医療機関では、昼夜を問わずコロナ患者の対応に尽くされた一方、補助金を受け取っているのにコロナ患者は受け入れない医療機関があるなど、十分な病床確保ができませんでした。また、発熱外来を実施する医療機関名の公表を促すとしていたのに、地域の医師会の合意等が得られず、公表が進まず、発熱患者が円滑に診察を受けられない事態も生じました。

日本医師会の政治団体である日本医師連盟からは、毎年二億円もの献金が自民党の政治資金団体である国民政治協会に対してもう行われています。国会には、厚生労働族議員という存在もあります。

とは明らかです。

法案では、都道府県と医療機関の間で協定を結ぶ仕組みを法定化することで病床確保につなげようとしています。協定の締結が義務化されません。義務化せずに、全国十七万を超える病院、診療所、薬局に至るまで協定を結ぶことが現実的と言えるでしょうか。お答えください。

病床確保につなげるのをあれば、せめて病院だけでも協定の締結を義務付けてはいかがでしょうか。

我が国は、二〇四〇年頃に高齢者人口がピークを迎えるその後、少し減少していくものとされ、地域医療構想では、民間の医療機関も含め、病床の集約も検討する必要があります。コロナ病床の中、消費税は減税すべきと主張してきました。

まさかないと私は思いますが、消費税を増税していく考えがあるのですか。岸田総理に伺います。

今行政の仕組みでは問題への対処がうまくいくのかが、加藤大臣に伺います。

これまで、多くの医療機関では、時代に合わせて見直しをしていくのは当然です。前に省庁再編が行われました二〇〇一年では、二十年以上の時間が流れました。硬直した官僚機構を立て直し、少子化対策や経済成長戦略の実行、防衛力の強化などにより、様々な困難を乗り越るために、第三次臨時行政調査会を速やかに立ち上げるべきではないですか。岸田総理に伺います。

本法案の病床確保について伺います。

我が国は、民間経営で病床数の少ない病院が多い、臨機応変に医療資源を充てながら病床を確保していくことが他国に比べてもそもそも難しいこと

て、新型コロナ対策関連の事業を含め、多くの不当事項等の指摘がなされたことについては、政府として真摯に受け止める必要があると考えております。

今回の検査報告を受けて、私から各閣僚に対し、自ら率先して事務事業の在り方を見直し、また適正な会計処理を徹底するなど、検査報告事項の確実な改善に努めるよう指示を行ったところであります。御指摘の病床確保料についても、厚生労働省において適切に執行されるよう、必要な措置を講じさせます。

行政に対する国民の信頼を取り戻すため、今回の検査報告の内容を今後の予算編成に的確に反映し、予算の効率的かつ適切な執行に、より一層努めてまいります。

いわゆる第八波への対応については、季節性インフルエンザとの同時流行も念頭に、これまで拡充強化してきた医療体制に加え、先月、発熱外来や電話診療、オンライン診療の体制強化等による保健医療体制の強化・重点化策を取りまとめ、各都道府県と連携し、今月中の外来の体制整備を進めています。

また、今般の改正案においても、国による広域の感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の運送に係る総合調整権限の創設や緊急時の入院勧告に係る都道府県知事の指示権限の創設、また、自宅療養者等への健康観察等における都道府県と市町村の連携強化等については、公布日又は公布日か

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 東徹議員の御質問にお答えいたします。

予算の執行に関する認識についてお尋ねがありましたが。

会計検査院の令和三年度決算検査報告において

官 報 (号 外)

ら起算して十を経過した日から施行することとしており、法案が成立した際にはこうした規定も活用できるものと考えております。

これまでの新型コロナ対応の蓄積を生かし、都道府県等と緊密に連携し、保健医療体制の確保に万全を期してまいります。

そして、内閣総理大臣が本部長等を務める本部や会議についてお尋ねがありました。

ら起算して十を経過した日から施行することとしており、法案が成立した際にはこうした規定も活用できるものと考えております。

もに、治療薬についても、厚生労働省及びAMFによる研究開発支援、これを行つてまいります。

の備えが必要であることを踏まえる必要がありま
す。
衆議院における修正も踏まえ、専門家等の意見
も聞きながら、その時々の最新のエビデンスに基
づき議論を進めてまいります。

そして、内閣総理大臣が本部長等を務める本部で開催される本部や会議は、府省庁間で政策を調整し、円滑に実施する上で重要な役割を果たしてお尋ねがありました。

おり、本部等の役割や目的を踏まえて、必要な場合に限り内閣総理大臣が本部長等を務めている次第です。

そして、本部等の運営について、重要政策の円滑な推進を図る観点から、その政策の進捗状況等を踏まえて、役割が終わつたものは整理するなど適切に実施してまいりたいと考えます。

そして、国産のワクチンや治療薬の開発、承認についてお尋ねがありました。

国内でワクチンや治療薬を開発、生産できる体制を確立しておくことは、医療に関わる経済安全保障にもつながるもので、極めて重要であると考えています。新型コロナに関しては、ワクチンや治療薬の実用化に向けた研究開発支援を行うとともに、ワクチンの生産体制の整備に関する財政支援も行っています。

さらに、次の感染症危機を見据え、ワクチン開発・生産体制強化戦略に基づき、AMEDへの先進的研究開発戦略センターの設置等を進めるとともに、

令和四年十一月十一日 参議院会議録第六号 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

行政組織の再編については、二〇〇一年の中央省庁等改革以降も、昨年九月に「デジタル庁」を設置し、来年四月にはこども家庭庁を設置する予定であるなど、その時々の重要課題に対応して随時進めているところです。

さらに、デジタル化の急速な進展を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討するため、昨年十一月には「デジタル臨時行政調査会」を立ち上げ、「デジタル時代にふさわしい政府への転換等について議論を進めています。

引き続き、経済社会の変化に柔軟に対応した行政運営を進め、その時々の重要課題に的確に対応してまいりたいと考えます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○國務大臣(加藤勝信君) 東徹議員より、病床確保のための協定と医療提供体制についてお尋ねがありました。

公立・公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院については、地域における医療の確保に関し、通常の民間医療機関とは異なる能力や位置付け等を有しているところであります。

特に、公的医療機関については、医療法において、厚生労働大臣に設置の命令権や、厚生労働大臣又は都道府県知事に運営への指示権があること、特定機能病院や地域医療支援病院については、高度の医療を提供する能力等を持つことを要件に名称独占の地位を与えられており、診療報酬

上も機能に応じた評価がなされていること等があります。

こうした点を踏まえ、今般の改正案では、その機能や地域における役割に応じた感染症対策を担つていただくため、医療の提供を義務付けたところであります。

また、全ての医療機関に対し、協定に関するしては、予防計画や医療計画の達成のために必要な協力をする努力義務などを課し、それぞれの医療機関にできる限り協定を締結していただけるよう取り組むこととしております。

これらを通じて、必要な医療提供体制の構築を図つていただきたいと考えております。

また、地域医療構想は、中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズに応じて、病床機能の分化、連携により質の高い効率的な医療提供体制の確保を目指すものであり、新型コロナ対応を通じて明らかになった地域の医療機関の役割分担等の課題にも対応するものであります。

引き続き、地方自治体等と連携し、意見を聞きながら、地域医療構想を着実に進めるとともに、

今後、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる二〇四〇年頃を視野に入れつつ、新型コロナ禍で顕在化した課題を含め、中長期的な課題について整理し、取組を進めてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 田村まみ君。

[田村まみ君登壇、拍手]

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案 趣旨説明

質問に先立ち、一言申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行から約三年が経過しました。感染拡大を予防する等の見

地から、国民や事業者は制約された環境下での行動や営業活動を余儀なくされる中、法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見を解消するための人権擁護の取組

を進めています。

それにもかかわらず、感染拡大を防ぎ、国民の命と暮らしを守るためにこの感染症法の議論のさ

なかに、特に人命や人権に大きく関わる死刑執行

という究極の司法行為、これについて軽んじる発言をする法務大臣は言語道断です。葉梨法務大臣は即刻お辞めになっていたいだきたいと申し述べておきたいと思います。

それでは、ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問をいたします。

新型コロナウイルスは、今週に入つて、感染者

数の増加傾向から第八波の始まりではないかと言

われ始め、国民の健康と命にとって大きな脅威で

あり続けています。

今後、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる二〇四〇年頃を視野に入れつつ、新型コロナ禍で顕在化した課題を含め、中長期的な課題について整理し、取組を進めてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 田村まみ君。

[田村まみ君登壇、拍手]

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。

しかし、新型コロナ対応において数多く指摘されたのは、感染症医療に対する司令塔の欠如という根本的な問題です。

また、特措法においても、緊急事態宣言下などにおける事業者への営業自粛活動の在り方など、様々な課題が指摘されています。これらの問題は相互に関係しており、感染症法は感染症法、特措法は特措法と切り分けて考えるべきではありません。

本法案では、都道府県が策定する予防計画について、記載事項を大幅に拡充するとともに、感染症に対する医療提供体制などについて新たに数値目標を定めることとしています。しかし、感染症

四月となつており、第八波の到来が危惧されるインフルエンザとの同時流行に備えた病床確保や診療につなげるための地域の診療所の連携、体制整備が得られるものになつているとは言い難いであります。

岸田総理、感染症法だけ先に改正することとした理由はどこにあるのでしょうか。本来は両法案をまとめて提出すべきであったと考えますが、なぜ本法案だけを先行して提出したのか、見解を伺います。

本法案では、都道府県が策定する計画はこれにとどまりません。特措法においても、各都道府県は、医療提供体制の確保に関する措置を項目に含む行動計画を策定することとされています。つまり、感染症医療だけで、予防計画、医療計画、行動計画と三つの計画が重複することになるのです。

今回の法案では、予防計画、医療計画、行動計画との調和を図るとの行動計画と医療法の医療計画との調和を図るとの規定が盛り込まれていますが、そもそも特措法に基づく都道府県の行動計画に対する実行性のチエックがおざなりであつた点が課題であつて、

計画を作らせる上で完結し、その中身や質を高めるといったことを担保する役割が果たされていませんでした。計画に対する実行性の担保が図られないまま同じような計画を作らせるに至りました。

また、引下げありきの薬価改定が医薬品事業者の日本での経営持続性を危うくし、結果としてドラッグラグも再燃し、医療分野の経済安全保障を脅かしています。

今後の我が国の薬価、薬価改定の在り方について、総理の見解を伺います。

それでは、法案の内容について質問します。

本法案では、都道府県が策定する予防計画について、記載事項を大幅に拡充するとともに、感染

症に対する医療提供体制などについて新たに数値目標を定めることとしています。しかし、感染症

四月となつており、第八波の到来が危惧されるインフルエンザとの同時流行に備えた病床確保や診療につなげるための地域の診療所の連携、体制整備が得られるものになつているとは言い難いであります。

岸田総理、感染症法だけ先に改正することとした理由はどこにあるのでしょうか。本来は両法案をまとめて提出すべきであったと考えますが、なぜ本法案だけを先行して提出したのか、見解を伺います。

本法案では、都道府県が策定する計画はこれにとどまりません。特措法においても、各都道府県は、医療提供

体制の確保に関する措置を項目に含む行動計画を策定することとされています。つまり、感染症医療だけで、予防計画、医療計画、行動計画と三つの計画が重複することになるのです。

今回の法案では、予防計画、医療計画、行動計画との調和を図るとの行動計画と医療法の医療計画との調和を図るとの規定が盛り込まれていますが、そもそも特措法に基づく都道府県の行動計画に対する実行性のチエックがおざなりであつた点が課題であつて、

計画を作らせる上で完結し、その中身や質を高めるといったことを担保する役割が果たされていませんでした。計画に対する実行性の担保が図ら

いでしょうか。

今後のパンデミックに備えるために必要となる医薬品やワクチン確保とその開発に加え、国内で生産、製造できるようにするための設備投資策は打ち出されていますが、工場立ち上げ時の支援だけではなく、平時における製造拠点の維持管理や医薬品等の備蓄に係る財政支援も必要なものではないまま同じような計画を作らせるに至りました。

のような合理性があるのでしょうか。総理の見解を伺います。

また、今回の改正で疑問に感じたのは、感染症医療に関する医療提供体制の構築を感染症法に委ねたことです。

そもそも、医療提供体制については、医療法において、国及び地方公共団体は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならないと規定しているよう、基本的に医療法において規定すべき領域だと理解をしています。

医療機関との協定締結など、感染症医療の提供に関する個別具体的な仕組みを感染症法の体系に組み込むことで、感染症法の所管部局と医療法の所管部局の間で業務が競合することになるような事態が起きてしまうのではないでしょうか。加藤厚生労働大臣の見解を伺います。

また、医療法では、医療提供施設相互間の機能分担及び業務の連携を推進することとしていますが、新たな感染症法に基づき、都道府県が各医療機関と個別に協定締結を進めた結果、各医療機関の役割が固定化されてしまい、地域医療における一般医療を含めた機能分化、業務連携に支障が生じることはないのでしょうか。厚生労働大臣の所見を伺います。

続いて、感染症対策物資の確保について質問いたします。

本法案では、マスクなどの感染症対策物資の供給が不足し、感染症の発生予防等が困難になる場合に、厚生労働大臣が生産者や輸入業者に対して

生産量や輸入量を増やすよう協力要請を行うことになります。

しかし、こうした医療物資の供給確保について

は、特措法に基づく政府行動計画に既に記載があります。特措法自体にも生産事業者等に対しても、物資の売渡しを要請できる規定が盛り込まれています。

新たに感染症法に規定を置くことで生産要請等の仕組みが重複することにはならないでしょうか。厚生労働大臣の見解を伺います。

また、感染症対策物資は、医薬品、検査キット、酸素濃縮器、マスク、消毒用アルコールなどまらず、様々なものが対象となるため、所管する大臣は厚生労働大臣だけではなく、多くの省庁にまたがることになります。

本法案では、生産要請時などにおいて、厚生労働大臣に、業所管大臣が関与するスキームとなつていていますが、それならば、政府が今後設置するとしている感染症対策の司令塔機能を担う組織に権限を一本化すべきではないでしょうか。

なぜ感染症法にこのような規定を定めることとしたのか、総理の見解を伺います。

次に、保健所の連携強化策について質問します。○内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手）

質問にお答えいたします。

本法案を先行して提出した理由についてお尋ねがありました。

令市等が設置する保健所の間で連携が十分に取れず、入院調整や情報共有などの面で様々な支障が生じたと指摘されています。

本法案では、新たに都道府県に連携協議会を設置するため、平時からの予防計画に沿った医療

置し、保健所相互間の平時からの連携体制を強化することとしています。しかし、こうした組織を新たに設けるだけで本当に連携体制が強化されるのでしょうか。

ちなみに、今年三月に成立した改正職業能力開発促進法により、先月から各都道府県に職業訓練

に関する協議会が設置されました。また、医療保険制度についても、来年以降、保険者協議会を必

置化する

ことが検討されていると承知しています。

このように、最近の厚生労働省はすぐに地方に協議会をつくりたがるようですが、協議会の設置で本当に連携が実現されるのでしょうか。保健所や医療機関などのステークホルダーが積極的に関与し、高頻度に開催しなければ、先ほど指摘した計画などにおいても形式的なものにどどまつてしまふのではないか。

今回設置される連携協議会について、どのように実効性を確保していくつもりなのか、厚生労働大臣の見解を伺い、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

（内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手）

○内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手）

質問にお答えいたします。

本法案を先行して提出した理由についてお尋ね

がありました。

今般の新型コロナ対応において、医療機関の迅速な人員確保や入院調整、病床確保の困難さ、また、保健所業務の逼迫、医療物資の不足などの課題があり、平時から感染症危機管理の重要性が浮

き彫りとなりました。これを踏まえ、平時からの備えを確実に推進するため、今般の改正案において、病床確保を始め数値目標を盛り込んだ予防計画を都道府県にて策定することとしております。

予防計画については、医療計画や行動計画との整合性に留意しつつ、自治体や医療機関等で構成される連携協議会において定期的にフォローアップすること等を通じて、計画の実効性を担保してまいります。

そして、感染症対策物資の確保についてお尋ねがありました。

この感染症有事への対応については、医療上必要な物資について確実かつ円滑に行き渡るよう、実効性を有する仕組みを設ける必要があります。現在検討を進めている次の感染症危機に対応する司令塔機能を担う組織である内閣感染症危機管理統括庁の指揮の下、感染症対策物資の確保が十分に行われるよう、厚生労働省を始め関係省庁一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔國務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕

○國務大臣(加藤勝信君) 田村まみ議員から御質問いただきました。

まず、感染症法と医療法の関係や地域医療における機能分化、業務提携について、業務連携についてお尋ねがありました。

感染症法では、感染症の予防や感染症医療に必要な措置を定めており、現行法でも感染症法

に基づく予防計画には感染症医療を提供する体制の確保に関する事項などを盛り込むこととしております。

また、新型コロナを始め感染症有事への対応になります。このため、今般の改正案における医療機関との協定を締結する仕組み等についても感染症法に規定したこととしたところであります。

また、感染症医療については、医療資源に限りがあります。このため、今般の改正案における医療機関との協定を締結する仕組み等についても感染症法に規定することとしたところであります。

また、感染症医療についても感染症法に規定することとしたところであります。

考えております。

また、新型コロナを始め感染症有事への対応において、医療現場に必要な物資が円滑に行き渡るようになります。このため、今般の改正案における医療機関との協定を締結する仕組み等についても感染症法に規定することとしたところであります。

また、感染症医療については、医療資源に限りあります。このため、今般の改正案における医療機関との協定を締結する仕組み等についても感染症法に規定することとしたところであります。

○議長(尾辻秀久君) 倉林明子君。

〔倉林明子君登壇、拍手〕

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

会派を代表して、ただいま議題となりました感染症法等改正案について質問します。

法案質疑の前に、統一協会問題と葉梨法務大臣の発言について総理に質問します。

統一協会の被害者救済は、党派を超えた国会の責務です。全党派によるオープンな協議、審議での発言について総理に質問します。

今般の改正は、こういった要請を法律上に位置付け、またこれに伴う必要な支援を行うことにより、その実効性を確保するものであります。

保健所の連携強化についてお尋ねがありました。

これまで見られた都道府県と保健所設置市等の保健所間での連携の課題を踏まえ、今般の改正案を設けたところであります。

さらに、今般の改正案では、都道府県が感染症法に基づく予防計画と医療法に基づく医療計画を策定するに当たって相互に整合性を図る旨の規定を設けたところであります。

厚労省としては、都道府県と連携しながら、地域においてこれまで進められてきた医療提供体制の機能分化、連携に支障が生じないよう対応し、

平時、有事共に地域で必要な医療提供体制が確保されるよう取り組んでまいります。

感染症対策物資の確保についてお尋ねがありました。

特措法に規定する物資の事業者に対する壳渡しした。

感染症法においては、新型インフルエンザ等緊急事態

態であることが前提とされていますが、今般の改正においては、新型インフルエンザ等緊急事態に限らず、物資の不足の状況を踏まえて、国民の

生命に重大な影響を及ぼすおそれがあることを要件としており、その適用する場面が異なるものとし必要な措置を定めており、現行法でも感染症法

超え、死者数一万四千人余りと、過去最悪の事態となりました。コロナがなければ失うことなどがかつた命を守ることができなかつた政治の責任は極めて重大です。なぜここまで死者数が増えたのか、その要因について総理の説明を求めます。

する御意見を伺っているものと承知をしておりま
す。政府としては、各党からの御意見も参考にし
ながら、将来に向けて被害の発生を防止し、救済
を容易にするために必要な法制度の見直しを進め
ていきます。

いずれにしても、速やかに検討を行い、準備が
できしたものから臨時国会に提出してまいりたいと
考えています。

旧統一教会との関係の調査についてお尋ねがあ
りました。

内閣総理大臣として答弁しておりますので、自
民党的対応について申し上げるのは控えるべきか
もしそれませんが、あえてお答え申し上げるなら
ば、閑僚を含む多くの議員が社会的に問題がある
旧統一教会、その関係団体と接点を有していたこ
とが明らかになり、国民の皆様の政治への信頼を
傷つけたことを率直におわびをいたします。

安倍元総理が旧統一教会とのような関係を持
つていたかの調査については、当時の様々な情
勢における本人の判断、認識、すなわち心の問題
である上に、御本人が亡くなられた今、本人は何
も証明、弁明ができるなど、十分な調査はでき
ないのではないかと考えております。

自民党においては、各議員がそれぞれ、各議員
それぞれが旧統一教会との過去の関係を八項目に
分けて詳細に点検、報告をし、新たな接点が判明
した場合は、その都度追加的に報告、説明を行
い、今後は関係を持たないことを徹底すること、
これを方針としております。

大切なことは、未来に向かつて関係を絶つとい

うことあります。自民党においては、旧統一教

会及び関係団体と一切関係を持たない方針である

うことであります。

この冬に向けては、インフルエンザとの同時流

行を想定した保健医療体制の確保を進めており、
重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を

置いて取り組んでまいりたいと考えます。

日、全党所属議員及び全国都道府県連に対し
コードを改訂し、対応、方針について、二十六

とということ踏まえ、十月二十五日、ガバナンス
を通知をいたしました。地方議員についてもこれ

を徹底してまいります。

葉梨法務大臣の発言についてお尋ねがありま
した。

葉梨大臣に対しては、昨日、官房長官から厳し
く注意をしたところであります。改めてその職責の重
さを自覚し、説明責任を徹底的に果たしてもらわ
なければなりません。また、葉梨大臣からも、真
摯に反省し、陳謝をすると説明があり、発言を撤
回したと承知しておりますが、誤解を招くことが
ないよう、発言はくれぐれも丁寧に、慎重に行っ
てもらわなければならないと考えております。

第七波における新型コロナ対応についてお尋ね
がありました。

オミクロン株が主流となつた本年七月から九月
までの感染拡大に際しては、その高い感染力から
約千百万人が感染し、一万人以上の方がお亡くな
りになりました。御家族の皆様方には心よりお悔
やみを申し上げる次第です。

今般の改正案では、これまでの新型コロナ対応
の課題等を踏まえ、流行の初期段階から速やかに
機能する医療提供体制を確保し、感染症への対応
をより強化するために、医療機関との協定の締結
等を通じて地域における連携を強化することとし
ております。

保健所職員の長時間労働についてお尋ねがあ
りました。

まず、新型コロナ対応のため、保健所職員の皆
様が日々大変な御尽力をされていくことに改めて

実態の把握に努めたいと思いますが、高齢者施設
に入所中等の基礎疾患有する方を含め多くの高
齢者も感染され、基礎疾患の悪化等の影響で亡く
なられるなど、新型コロナが直接の死因でない事

例も多かつたものと聞いております。

この冬に向けては、インフルエンザとの同時流
行を想定した保健医療体制の確保を進めており、
重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を

置いて取り組んでまいりたいと考えます。

そして、本改正案の提案に当たっての新型コロ
ナ対応等の認識についてお尋ねがありました。

今年の夏は、強化された保健医療体制の下、病
床の逼迫を招くことなく、三年ぶりに緊急事態宣
言等の行動制限を行わず過ごすことができ、多
くの国民の生活となりわい、支えることができま
した。他方で、新型コロナ危機への初期対応を含
め数年にわたる今般の新型コロナ対応の経験を見
ると、医療機関の迅速な人員確保や入院調整、病
床確保の困難さ、保健所業務の逼迫、医療物資の
不足などの課題があり、平時からの感染症危機管
理の重要性が浮き彫りとなりました。

今般の改正案では、これまでの新型コロナ対応
の課題等を踏まえ、流行の初期段階から速やかに
機能する医療提供体制を確保し、感染症への対応
をより強化するために、医療機関との協定の締結
等を通じて地域における連携を強化することとし
ております。

保健所職員の長時間労働についてお尋ねがあ
りました。

まず、新型コロナ対応のため、保健所職員の皆
様が日々大変な御尽力をされていくことに改めて

感謝を申し上げます。

コロナ禍が長引く中で、保健所職員の皆様の過

労死等を防止し、健康を確保していくことが極め

て重要な要素となっています。

このため、自治体に対し、条例等によつて労働
時間の上限規制を設けるよう助言を行うとともに
に、時間外勤務の縮小対策を実効的に運用するた
めの留意点等について自治体に通知をしておりま
す。各自治体においてこうした取組が着実に実施
されるよう、引き続き、政府として各自治体の取
組を支援してまいります。

保健所の体制についてお尋ねがありました。

保健所の人員体制については、設置主体である
自治体の判断により、地域の実情を踏まえ必要な
体制を確保しており、近年は増加をしています。

国としては、保健所において感染症対応に従事
する保健師の恒常的な人員体制を強化するために
必要な地方財政措置を講じたところです。

さらに、今般の改正案では、保健所設置自治体
に対し、保健所の体制整備を含む予防計画の策定
を義務付けることなどを盛り込むとともに、専門
人材が保健所業務を支援する仕組みであるIHE
ATを法定化したところであり、感染症危機時で
も機能する強化された保健所体制を平時から計画
的に構築をしてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさ
れます。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕

○国務大臣(加藤勝信君) 倉林明子議員より六問
の御質問をいただきました。

まず、確保病床の稼働についてであります。

今般の感染拡大において、この夏の感染拡大に

おいては、最大確保病床約五万床のフル稼働に向

官 報 (号 外)

けた対応や、入院対象者の適切な調整等、累次にわたる対策を講じたところではあります、医療従事者やその御家族の感染、濃厚接触による就業制限等に伴う人員不足などにより、確保していくため病床について適切に稼働させることが難しい場合があつたと承知をしております。

こうしたこと踏まえて、今後、都道府県において、医療従事者の欠勤状況を把握、活用できるようになることで、感染状況に即したフェーズ運用を促進するなど、時機に遅れることなく病床の確保ができるように対応してまいります。

また、医療機関の人員不足への対応については、今般の改正案において、あらかじめ人材派遣に関する協定を締結し、まずは都道府県内で人材の融通を行うこととしております。その上で、都道府県内での人材確保が難しい場合は、他の都道府県に直接応援を求めるなど、厚生労働大臣に対する、他の都道府県からの医療人材の派遣を求めることが仕組みを規定することとしております。

法案の立法事案について、事実についてお尋ねがありました。

これまでの新型コロナ対応において、地域で個々の医療機関が果たす役割が具体化されてこなかつたことから、患者像と病床確保に関し医療機関と都道府県との認識のずれが生じた結果、確保病床に重症患者が受け入れられないなど、各地域において円滑な医療提供体制の確保が図られなかつた事例がありました。

し、通じて明らかになつた課題や経験を踏まえ、これまで地域において構築された役割分担を法律上の仕組みとして位置付けることにより、感染症対応期から迅速かつ的確な対応が可能な医療提供体制を構築するものと考えております。こうした体制に当たつては、協議等のプロセスを通じて、あらかじめ地域における役割分担について認識を共有しておくほか、地域において感染症対応を担う体制を確保していくことも重要であります。

公立・公的医療機関等や特定機能病院、地域医療支援病院には、実際の新型コロナ対応でも、例

厚生労働省としては、地方自治体等と連携し、また御意見も伺いながら、地域医療構想を着実に進めるとともに、今後高齢者人口がピークを迎えることから、新型コロナ禍で顕在化した課題を含め、中長期的な課題についても整理し、取組を進めてまいります。

お尋ねがありました。

各病院の運営は、人件費に関する件を含め、地域医療機能推進機構が発出した通知についてお尋ねがありました。

措置などの財政支援については、実際の感染症発生時に、そのときの感染状況や感染症の特性を踏まえ、必要な支援を検討していくべきないと考えております。

地方衛生研究所についてお尋ねがありました。

今般の改正案では、地方公共団体の自主組織権を尊重する旨の地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、保健所設置自治体に対し、地方衛生研究所が感染症対策で担う機能を確保するために必要な体制整備等の義務を課すとともに、連携協議会の設置や予防計画の策定等により、自治本同士が連携

また、医療機関の人員不足への対応について
は、今般の改正案において、あらかじめ人材派遣
に関する協定を締結し、まずは都道府県内で人材
の融通を行うこととしております。その上で、都
道府県内での人材確保が難しい場合は、他の都道
府県に直接応援を求めるなど、厚生労働大臣に
対し、他の都道府県からの医療人材の派遣を求める
こと等の仕組みを規定することとしておりま
す。

法案の立法事案について、事実についてお尋ね
がありました。

えは、大学病院等に地域の基幹病院としての重責を負う患者の受け入れの役割を担つていただいている、その機能や地域での役割を踏まえれば、今後の感染症発生、蔓延時にも一定の役割を果たすことが期待されております。さらに、その機能に応じた様々な支援も講じているところであります。医療の提供を義務付けることとしたところであります。さらに、この医療提供義務や協定の、協定を実効性のあるものとするため、承認取消し等の履行確保措置について設けることとしたものであります。

病床機能の再編支援についてお尋ねがありまし

独立行政法人地域医療機能推進機構において適切に判断の上行われているものと考えております。御指摘の通知による取組は、コロナ禍の影響を踏まえた上で、法人において適切に判断し、行なわれているものと承知をしております。医療機関への財政支援についてお尋ねがあります。

今般の改正案では、都道府県知事が、平時に各医療機関と協議を行い、感染症発症、発生、蔓延時における役割、対応に関する協定を締結するとしております。

しながら必要な検査体制を平時のうちから計画的に整備する仕組みを盛り込んだところであります。
御指摘のような基準を設けることは予定をしておりませんが、地方衛生研究所の体制整備の在り方については、地域保健法に基づく基本方針や関係通知等の中で技術的な助言として示していくたいと考えております。(拍手)

中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズに応じて、病床機能の分化、連携により、質の高い効率的な医療提供体制の確保を地域医療構想によって推進することが重要であり、御指摘の財政支援は単なる病床削減を目的としたものではなく、地域の合意を踏まえて必要とされる医療提供

その上で、感染症の流行初期段階から基幹的な役割を担う特別な協定を締結した医療機関に対する特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの間、流行初期医療確保措置として、感染症流行前と同水準の収益を補償することとしておりま

○議長(尾辻秀久君)　日程第一　地方公共団体の
議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

（日程第一　最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案）

（いづれも内閣提出、衆議院送付）

今般の改正案は、こうした新型コロナ対応を通

なお、流行初期以降の補助金や診療報酬の特例

以上両案を一括して議題といたします。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案

る法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)　地主
　　一件

公共団体の議会の議

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長古川俊治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔古川俊治君登壇、拍手〕

○古川俊吉君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

ます 地方公共團

期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に付する
ます。

年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一することにも、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであります。

次に、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案は、国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、在外投票を可能とするとともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、洋上投票等を可能とするほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、統一率が低下する中で統一地方選挙を実

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案外一件（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案）

施する意義 在外国民審査制度が導入されていかつた理由と審査権行使のための環境整備、郵便等をもつて國民審査にこころする点を改悪し文書するふれ

〔古賀友一郎君登壇 招手〕
の古賀友一郎君 ただいま議題となりました両法
律案につきまして、内閣委員会における審査の経
過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一
案を改正する法律案の採決をいたします。

ます、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の令和四年八月八

一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額

の改定を行う等の措置を講じようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与

改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行なうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、国家公務員の博士号取得者の評価、採用

への取組、人事院勧告制度の在り方、国家公務員の人材確保策、非常勤職員の待遇改善等について

貴疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新の会の高木委員より両法律案に反対の旨の意

兄が述べられました。

多數をもつて原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上
御報告申し上げます（拍手）

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(尾辻秀久君) す。 これより採決をいたしま

本法律案は、液化天然ガス、LNGの確保をめ

官 報 (号 外)

令和四年十一月十一日 参議院会議録第六号 議長の報告事項

官報 (号外)

国土交通委員		辞任	補欠		
石井 浩郎君	神谷 政幸君	鶴保 庸介君	新妻 秀規君	進藤金日子君	竹谷とし子君
進藤金日子君	鶴保 庸介君	新妻 秀規君	秀規君	竹谷とし子君	山口那津男君
竹谷とし子君	勝君	宮崎 勝君	勝君	山口那津男君	河野 義博君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境委員	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任
鶴保 庸介君	進藤金日子君	竹谷とし子君	河野 義博君	下野 六太君	山下 芳生君
新妻 秀規君	新妻 秀規君	宮崎 勝君	岩渕 友君	六太君	芳生君
鶴保 庸介君	鶴保 庸介君	鶴保 庸介君	鶴保 庸介君	鶴保 庸介君	鶴保 庸介君
新妻 秀規君	新妻 秀規君	新妻 秀規君	新妻 秀規君	新妻 秀規君	新妻 秀規君
同日議長から次の報告書が提出された。	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書	ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第一三号)審査報告書	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書	競馬法の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書
政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員	河野 義博君	下野 六太君	山下 芳生君	岩渕 友君	同日衆議院から次の議案が提出された。
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員	辞任	補欠	辞任	補欠	離島振興法の一部を改正する法律案(衆第一二号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	在外投票の実態に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)	港湾法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書	港湾法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書	港湾法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書	同日議員から次の質問主意書が提出された。
よつて議長は即日これを政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。	〔在外ネット投票でしか投票できない有権者〕の存在に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)	〔在外投票の実態に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)〕(第三六号)	〔在外投票の実態に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)〕(第三七号)	〔在外投票の実態に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)〕(第三八号)	同日議員から次の質問主意書が提出された。
離島振興法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	本日委員長から次の報告書が提出された。	本日委員長から次の報告書が提出された。	本日委員長から次の報告書が提出された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
離島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第一二号)	改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書	改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書	改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書	改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書	改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書

でに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の指定都市又は市区町村の長であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。

次項において同じ。)について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項に規定する期日とする。

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙 令和五年三月二十三日

二 指定都市の長の選挙 令和五年三月二十六日

三 都道府県及び指定都市(第七条第二項において「都道府県等」という。)の議会の議員の選挙 令和五年三月三十一日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十六日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

五 町村の議員及び長の選挙 令和五年四月十八日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行

生じた場合を除く。)において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうときは、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項に規定する期日とする。

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の選挙及び当該都道府県の知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に実行する。

第五条 第二条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に実行する。この場合において、同法第百二十一条第三項及び第二百二十二条の規定は、適用しない。

第六条 第二条の規定により行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若し

くは同法第百十三条规定により第二統

一地方選挙と同時に実行される地方公共団体の議

会の議員の補欠選挙又は同法第三十三条の二第二

項(同条第七項の規定により読み替えて適用

される場合を含む。)の規定により同日に行われ

る衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若し

くは補欠選挙における公職の候補者となること

ができる。

第七条 第二条の規定により公職の候補者となることが

できない者は、公職選挙法第六十八条第一項

(第二号に係る部分に限る。)及び第三項(第二号

に係る部分に限る。)、第八十六条第九項(第三

号に係る部分に限る。)、第八十六条の二第七項

(第一号に係る部分に限り、同法第八十六条の

三第二項において準用する場合を含む。)並びに

第八十六条の四第九項の規定の適用について

は、同法第八十七条第一項の規定により公職の

候補者となることができない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第百七条の規定により選挙を行うべき事由が

生じた場合を除く。)において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なうときは、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により同日に行われる選挙(以下この項において同じ。)の全部又は一部を含む区域を区域と定め、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。)

第八条 第二条の規定により行われる都道府県の議会の選挙及び当該都道府県の知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に実行する。

(第二統一地方選挙)

第九条 第二条の規定により行われる指定都市の議会の議員の再選挙若し

くは同法第百十三条规定により第二統

一地方選挙と同時に実行される地方公共団体の議

会の議員の補欠選挙又は同法第三十三条の二第二

項(同条第七項の規定により読み替えて適用

される場合を含む。)の規定により同日に行われ

る衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若し

くは補欠選挙における公職の候補者となること

ができる。

第十条 第二条の規定により公職の候補者となることが

できない者は、公職選挙法第六十八条第一項

(第二号に係る部分に限る。)及び第三項(第二号

に係る部分に限る。)、第八十六条第九項(第三

号に係る部分に限る。)、第八十六条の二第七項

(第一号に係る部分に限り、同法第八十六条の

三第二項において準用する場合を含む。)並びに

第八十六条の四第九項の規定の適用について

は、同法第八十七条第一項の規定により公職の

候補者となることができない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

わられる選挙について、公職選挙法第百九十九条の二及び第一百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第百九十九条の二第一項ただし書に規定する期間並びに同法第百九十九条の五第一項ただし書、第二項及び第三項に規定する定期間とは、同法第四項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日目に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 令和五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において、当該市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において、当

該市區町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなさされているものを除く)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

最高裁判所裁判官監査法(昭和二年五月三日法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「氏名」を「氏名等」に改め、同

案第一項中「及び」を「並びに」に改め、「氏名」の下

に及ひ次項に規定する裁半官の田名の告示順序を示す番号(以下「告示番号」とハサウエ)を加える。

第五条の二第一項前段中「氏名」の下に「及び告

示番号」を加える。

第八条中「選挙人名簿」の下に「及び在外選挙人

「名簿」を加える。

第十四条の見出しを「(投票用紙等の調製)」に改

同條中「別語様式」を「総務省令で定める様式」と改め、同條ご次の二項を加える。

点字による審査の投票を行う場合における投

票用紙は、前二項の規定にかかわらず、総務省

令で定める様式に準じて都道府県の選挙管理委

員会（当該投票用紙のうち第十六条の四に規定

する在外投票に用いるものにあつては、総務省

今で定める様式により(総務大臣)が認製した。

参議院議事録

合における投票送信用紙には、一から十五まで

の数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞ

れに対する×の記号を記載する欄を設けなけれ

ばならないものとし、指定市町村（公職選挙法

第四十九条第七項又は第九項に規定する市町村

をいう。第十六条の三において同じ。)の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならない。

第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙(点字による審査の投票に用いるものを除く。以下この項において同じ。)には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の二第三項及び第四項中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第十五条第一項中「投票用紙」を「投票用紙」に、「何等」を「何ら」に改める。

第十六条第一項中「点字」を「審査人は、点字」に、「においては、審査人は」を「には、前条第一項の規定にかかわらず」に、「その」を「自ら当該」に改め、「自ら」を削り、「何等」を「何ら」に改め、同条第二項を削る。

第十六条の二の次に次の二条を加える。

第十六条の三(洋上投票等) 審査人は、第十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による審査の投票(第二十二条第三項において「洋上投票等」という。)を行つ場合には、第十五条第一項の規定にかかわらず、同法第四十九条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は第九項に規定する場所において、罷免

を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号

を記載し、罷免を可としない裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを指定市町村における選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

第十六条の四(在外投票) 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項の規定による審査の投票第二十二条第三項において「在外投票」という。)を行う場合には、第十五条第一項及び第二項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用

紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで(第二十二条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による審査の投票(第二十二条第三項において「洋上投票等」という。)に行つ場合には、投票用紙に、罷免を

る在外公館の長(第五十二条第四項において「在外公館の長」という。)に提出し、又はこれを同法第四十九条第二項に規定する郵便等により送付しなければならない。

第十九条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人三人を選任した場合は、この限りでない。

第二十二条第一項中「投票」の下に「(点字による投票を除く。)」を加え、同条第二項中「第十四条」を「第十四条第一項又は第二項」に改め、同条次に四項を加える。

第二十五条第一項中「これ」を「五年間(第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)」に改める。

第二十五条第一項中「これ」を削り、同条第二項中「第十三条」の下に「第十六条の二第一項本文」を加え、「第四十一条」を「から第四十一条まで(これらの規定を同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十一条第一項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあり、及び同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する同法第四十一条第一項中「選挙の期日の公示又は告示の日に」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

第二十五条第四項中「第十九条第二項」を「第十九条第二項本文」に改め、「かかわらず」の下に「九条第二項本文」を加える。

五 審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの

は、前項第四号又は第五号に該当する点字による審査の投票は、その記載のみを無効とする。点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の二以上の記載があるときは、これを一の記載とみなす。

四 審査に付される裁判官の何人を記載したもの

官 報 (号 外)

ら第九項までの規定による投票に関する部分を除く。」を削る。

第二十七条第一項中「これを」を削り、同条第一

項中「ものを以て、これに」を「者をもつて」に改

め、同条第四項中「当該都道府県の区域内における第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、「第二十一条の」の下に「規定による」を加え、「立会の」を「立会いの」に改める。

権を有する]に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、「前条の」の下に「規定による」を加え、「立会の」を「立会いの」に改める。

第三十一条第二項中「報告」を「規定による報告」に、「十年間これを」を「五年間(第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合は、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか逓い日までの間)」に改める。

第二百二十八條第一項

第四十九条第三項
投票した被選挙人の氏名
又は被選挙人の氏名
次条及び第二百三十二条

		投票の内容	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第三項
最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する次条及び二百三十二条	投票の内容		
又は投票の内容			
最高裁判所裁判官国民審査法第十四条第一号又は司法第四十九条			

第二百八条第二項中「報告」を「規定による報告」とし、「十年間これを」を「五年間(第三十六条又は第三十七条の規定による訴訟が提起された場合に限る)」とし、審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか

第三十二条たゞ書中「登録されている者」の下に「及び審査の告示の日現在において同条の在外選挙人名簿に登録されている者」を加える。
第四十七条中「掲げる」を「規定する」に改める。
第四十九条中「及び第二百五十五条」を「第二百五十五条」に改める。

第二百三十條第二項及
び第二百三十一條第三
項

前項
前條

第三十条第一項中「これを」を削り、同条第一項中「以て、これに」を「もつて」に改め、同条第四項中「第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査に提出された」とする。

百五十五条及び第二百五十五条の二に規定の中同表中欄を「規定の中同表の中欄」に、「ものは」を「字句は」に、「下欄のように」を「の下欄に掲げること」と改め、同条の表を次のように改める。

第二百三十三条

第二百二十二条

十九条において準用する前条

第二百二十七条

中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する者は、最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に規定する者

務省の職員、参議院合同選挙区選
举管理委員会の委員若しくは職
員、選舉管理委員会の委員若しく
は職員、投票管理者、開票管理
者、選舉長若しくは選挙分會長、
選舉事務に關係のある國若しくは
地方公共團體の公務員

第二項 例によることとされる第四十一条

令和四年十一月十一日 参議院会議録第六号
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

令和四年十一月十一日 参議院会議録第六号 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

第二百五十五条第四項	第一百五十五条第二項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	投票の内容	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
第四十九条第七項	第四十九条第二項	この章	同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第二項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第一項及び第二百三十四条	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第一項及び第二百三十四条
第四十九条第七項	第四十九条第四項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第四項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第一項及び第二百三十四条	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第一項及び第二百三十四条
第四十九条第七項	第四十八条第二項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第一項及び第二百三十四条	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第一項及び第二百三十四条
最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第七項	同法第七章	投票の内容	投票の内容	投票の内容	投票の内容	投票の内容

官 報 (号 外)

第一項 第二百五十五条の二第一項 第二百五十五条の二第二項	この章 第四十九条の二第一項第一号	公職の候補者の氏名、衆議院名簿 届出政党等の名称若しくは略称又 は参議院名簿届出政党等の名称若 しくは略称	投票の内容						
同法第七章 最高裁判所裁判官国民審査法第二 十六条の規定によりその例による こととされる第四十九条の二第一 項第一号	投票の内容 同法第七章	投票の内容 同法第七章	投票の内容 同法第七章	投票の内容 同法第七章	投票の内容 同法第七章	投票の内容 同法第七章	投票の内容 同法第七章	投票の内容 同法第七章	投票の内容
この章 第四十八条第二項	この章 第四十九条第九項	この章 第一百五十五条第六項	この章 第一百五十五条第五項	この章 第一百五十五条第六項	この章 第一百五十五条第五項	この章 第一百五十五条第六項	この章 第一百五十五条第五項	この章 第一百五十五条第六項	投票の内容
この章 第四十八条第二項	この章 第四十九条第八項	この章 第一百五十五条第六項	この章 第一百五十五条第五項	この章 第一百五十五条第六項	この章 第一百五十五条第五項	この章 第一百五十五条第六項	この章 第一百五十五条第五項	この章 第一百五十五条第六項	投票の内容

令和四年十一月十一日 参議院会議録第六号
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

第三項	第二百五十五条の二第一項	この章	第四十九条の二第一項第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第十二条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第十四条第二項に規定する選挙管理委員会の職員並びに同法第四十七条並びに同法第四十九条において規定する選挙管理委員会の職員
三百四十四条	第四十九条の二第一項第一号	同法第七章	同法第四十九条において準用する第二百二十七条及び第二百三十七条第四項に規定する同法第四十四条第二項前段に規定する者	同法第二十六条规定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号	同法第二十六条规定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号
三百四十四条	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	投票の内容	投票の内容	投票の内容
三百四十四条	この章	同法第七章	同法第二十六条规定によりその例によることとされる第四十八条第二項	同法第二十六条规定によりその例によることとされる第四十八条第二項	同法第二十六条规定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号
三百四十四条	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号				
三百四十四条	第二百二十八条第一項及び第二百三十四条				

第七章中第四十九条の次に次の二条を加える。

(附則)

第四十九条の二(国外犯) 第四十四条及び第四十一条から第四十八条までの罪並びに前条において準用する公職選挙法第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十一条、第二百三十三条第一項、第二百三十二条、第二百三十四条及び第二百三十七条から第二百三十八条までの罪は、刑法(明治四十年法律第三百三十四条)第三条の例に従う。

第二百三十四条及び第二百三十七条から第二百三十八条までの罪は、刑法(明治四十年法律第三百三十四条)第三条の例に従う。

(適用区分)

第二百三十四条及び第二百三十七条から第二百三十八条までの罪は、刑法(明治四十年法律第三百三十四条)第三条の例に従う。

第二百三十四条及び第二百三十七条から第二百三十八条までの罪は、刑法(明治四十年法律第三百三十四条)第三条の例に従う。

中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならない。

都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならない。

別記様式を削る。

第二十条第一項中「とする」を「及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数とする」に改め、同条第二項中「国會議員の選挙」を「日本国憲法第九十五条の規定による投票」に、「とあるのは」を「及び当該国議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数」とあるのは、「に改め、「に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」を削る。

一、費用

本法施行に要する経費は、令和四年度において、約百八十億円である。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和四年十一月四日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和四年十一月十日

内閣委員長 古賀友一郎

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

改正する法律案

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)の一部を次のように改正する。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同号ロ中「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第一号イ中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改め、同号ロ中「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

第五十四条第二項中「第三項」を「第三項並びに改め、「並びに別記様式備考第二号」を削る。

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

(外) 報 (助) 外

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職員 の分 類	職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	

外報印

令和四年十一月廿一日 参議院議事録第六章 一般職の職員の組合による法律等の一部を改定する法律案

三三九

29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	528,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	528,500
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	529,000
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	529,500
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,000	530,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,400	530,500
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	470,100	531,000
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,600	531,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	471,000	532,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	471,400	532,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,800	532,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	472,200	533,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,600	533,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	473,000	534,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	473,300	534,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,600	534,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	474,000	535,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	474,300	535,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,600	535,600

(外) 報 告

再任 員外の 職員	61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
	62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
	63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
	64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
	65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
	66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
	67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
	68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
	69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
	70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
	71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
	72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
	73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
	74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
	75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
	76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
	77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
	78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
	79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
	80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
	81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
	82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
	83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
	84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
	85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
	86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
	87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		

外(号)報

令和四年十一月三十日 参議院公議費第大印 一 議院の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案

一一六

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			
122		303,300			
123		303,600			
124		303,900			
125		304,200			
再任 用職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700
					315,100
					356,800
					389,900
					441,000
					521,400

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給額は、この表の額にかかわらず、189,700円とする。

官 報 (号 外)

口 行政職俸給表(二)

□ 行政職俸給表(一)						
職員区分 の分 号俸	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000	33,173,100
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900	34,174,800
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500	35,176,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200	36,178,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900	37,179,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400	38,181,300
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600	39,182,700
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800	40,184,500
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300	41,185,800
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100	42,187,200
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800	43,188,500
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600	44,189,900
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000	45,191,400
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700	46,192,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300	47,194,100
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800	48,195,500
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300	49,196,800
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900	50,197,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500	51,199,000
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200	52,200,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200	53,201,300
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600	54,202,400
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000	55,203,300
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500	56,204,400
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600	57,205,500
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100	58,206,400
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500	59,207,400
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900	60,208,100

官 報 (号 外)

令和四年十一月一日 参議院会議録第六号
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

備考、この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

(外) 取 報 印

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
		俸 給 月 額 円															
	1	170,800	238,500	280,700	319,500	362,900	408,100	458,400	521,700								
	2	172,300	240,400	282,900	321,700	365,500	410,500	461,500	524,600								
	3	173,900	242,400	285,200	324,000	367,900	413,000	464,500	527,700								
	4	175,500	244,100	287,500	326,200	370,500	415,400	467,500	530,800								
	5	177,000	246,100	289,800	328,400	372,400	417,300	470,500	533,900								
	6	179,300	248,200	292,200	330,400	374,900	419,600	473,500	536,200								
	7	181,600	250,000	294,600	332,600	377,200	421,700	476,500	538,700								
	8	183,900	251,900	297,200	334,800	379,700	423,900	479,600	541,100								
	9	185,800	253,800	299,100	336,600	382,100	425,900	482,300	543,500								
	10	187,500	255,400	301,600	338,700	384,800	428,000	485,400	545,300								
	11	189,100	256,900	303,700	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100								
	12	190,800	258,300	306,000	342,700	390,100	432,200	491,500	549,000								
	13	192,500	259,700	308,300	344,700	392,500	433,900	494,200	550,700								
	14	194,200	261,500	310,300	346,700	394,800	435,700	496,500	552,100								
	15	196,000	263,400	312,000	348,700	397,000	437,700	498,800	553,400								
	16	197,700	265,000	313,600	350,700	399,400	439,700	501,100	554,500								
	17	199,600	266,500	315,400	352,500	401,200	441,600	503,200	555,800								
	18	201,400	268,200	317,600	354,400	403,200	443,400	504,600	556,800								
	19	203,200	269,900	319,800	356,300	405,100	445,200	506,100	557,700								
	20	205,000	271,800	321,900	358,300	406,900	446,900	507,500	558,600								
	21	206,500	274,100	323,700	360,000	408,800	448,700	508,700	559,500								
	22	208,300	276,300	325,700	361,800	410,600	450,200	510,100									
	23	210,100	278,200	327,800	363,800	412,400	451,600	511,600									
	24	211,900	280,400	329,800	365,700	414,300	453,100	513,100									
	25	213,500	282,200	331,500	367,700	416,100	454,500	514,200									
	26	215,300	284,400	333,600	369,600	417,600	455,800	515,300									
	27	217,100	286,300	335,500	371,600	419,100	457,100	516,500									
	28	218,900	288,200	337,600	373,600	420,700	458,300	517,700									

外 報 印

29	220, 300	290, 300	339, 300	375, 500	422, 300	459, 300	518, 700
30	222, 100	292, 000	341, 200	377, 400	423, 600	460, 000	519, 600
31	223, 800	293, 900	343, 000	379, 300	424, 900	460, 800	520, 500
32	225, 600	295, 600	344, 900	381, 000	426, 100	461, 500	521, 400
33	227, 000	297, 000	346, 100	382, 400	427, 300	462, 200	522, 200
34	228, 700	298, 500	348, 000	384, 000	428, 600	463, 000	523, 100
35	230, 300	300, 000	349, 900	385, 500	429, 900	463, 700	523, 800
36	231, 800	301, 400	351, 800	387, 100	431, 100	464, 300	524, 300
37	233, 100	302, 900	353, 500	388, 600	432, 300	464, 800	525, 000
38	234, 600	304, 400	355, 300	389, 500	433, 100	465, 400	525, 600
39	236, 100	305, 900	357, 100	390, 600	433, 900	466, 000	526, 400
40	237, 500	307, 500	358, 900	391, 600	434, 700	466, 600	527, 000
41	238, 400	308, 900	360, 700	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500
42	239, 800	310, 400	362, 100	393, 800	436, 000	467, 600	519, 600
43	240, 800	311, 800	363, 600	395, 000	436, 700	468, 000	520, 500
44	242, 200	313, 400	365, 000	396, 100	437, 400	468, 300	521, 400
45	243, 500	314, 900	366, 000	397, 000	438, 200	469, 000	522, 200
46	244, 500	316, 500	367, 100	397, 700	439, 000	469, 700	523, 100
47	245, 500	318, 000	368, 200	398, 400	439, 400	470, 400	523, 800
48	246, 600	319, 500	369, 200	399, 100	440, 100	471, 100	524, 300
49	247, 800	320, 500	370, 100	399, 600	440, 600	471, 800	525, 000
50	248, 600	321, 700	370, 400	400, 100	441, 000	472, 500	525, 600
51	249, 500	322, 900	370, 900	400, 600	441, 400	473, 200	526, 400
52	250, 400	324, 100	371, 400	401, 000	441, 800	473, 900	527, 000
53	251, 400	325, 100	371, 800	401, 400	442, 200	474, 600	527, 500
54	252, 700	326, 100	372, 400	401, 700	442, 600	475, 300	528, 200
55	253, 900	327, 000	373, 000	402, 000	443, 000	476, 000	529, 000
56	255, 200	328, 000	373, 600	402, 300	443, 300	476, 700	529, 700
57	256, 500	328, 900	374, 200	402, 600	443, 600	477, 400	530, 400
58	257, 900	329, 600	374, 800	402, 900	444, 000	478, 100	531, 100
59	259, 100	330, 400	375, 400	403, 200	444, 300	478, 800	531, 800
60	260, 300	331, 200	376, 000	403, 500	444, 600	479, 500	532, 500
61	261, 300	331, 800	376, 400	403, 800	444, 900	480, 200	533, 200
62	262, 400	332, 300	376, 900	404, 100	445, 600	480, 900	533, 900
63	263, 600	332, 900	377, 500	404, 400	446, 300	481, 600	534, 600
64	264, 600	333, 400	378, 100	404, 700	446, 600	482, 300	535, 300

(外) 報 明

65	265, 600	333, 900	378, 600	405, 000
66	266, 600	334, 100	379, 200	405, 300
67	267, 700	334, 700	379, 500	405, 600
68	268, 700	335, 300	380, 000	405, 900
69	269, 900	335, 600	380, 600	406, 100
70	270, 900	336, 100	381, 100	406, 400
71	272, 000	336, 500	381, 600	406, 700
72	273, 100	337, 000	382, 100	407, 000
73	274, 000	337, 500	382, 600	407, 200
74	275, 000	338, 000	383, 100	407, 500
75	275, 900	338, 500	383, 600	407, 800
76	277, 000	338, 900	384, 000	408, 000
77	278, 100	339, 100	384, 400	408, 200
78	279, 100	339, 500	384, 700	
79	279, 900	340, 000	385, 000	
80	280, 900	340, 400	385, 200	
81	281, 400	340, 700	385, 400	
82	282, 300	341, 100	385, 700	
83	283, 100	341, 500	386, 000	
84	284, 000	342, 000	386, 200	
85	285, 000	342, 400	386, 400	
86	285, 800	342, 800	386, 700	
87	286, 600	343, 200	387, 000	
88	287, 400	343, 600	387, 200	
89	288, 200	344, 000	387, 400	
90	288, 700	344, 500		
91	289, 100	345, 000		
92	289, 600	345, 500		
93	290, 000	346, 000		
再任 用職 員	210, 100	240, 800	283, 300	315, 400
				356, 800
				389, 900
				441, 000
				521, 400

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかわらず、190,800円とする。

外取締

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員 の分 号俸	職務 級										俸給 月額
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	167,300	228,300	265,100	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800	458,400	521,700	円
2	168,800	230,200	266,800	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600	円
3	170,400	232,100	268,200	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700	円
4	172,000	234,000	269,800	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800	円
5	173,600	235,900	271,300	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900	円
6	175,400	237,700	272,900	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200	円
7	177,200	239,500	274,500	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700	円
8	179,100	241,300	276,000	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100	円
9	180,900	242,800	277,000	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500	円
10	182,800	244,600	278,400	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300	円
11	184,700	246,400	279,700	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100	円
12	186,700	248,200	281,000	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000	円
13	188,300	249,800	282,200	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700	円
14	189,900	251,400	283,500	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100	円
15	191,600	252,700	284,700	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400	円
16	193,300	254,200	285,900	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500	円
17	195,000	255,600	287,000	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800	円
18	198,900	257,100	288,500	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800	円
19	203,000	258,400	290,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700	円
20	206,900	259,500	291,800	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600	円
21	210,400	260,900	293,600	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500	円
22	212,200	262,100	295,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	562,500	円
23	213,900	263,400	296,900	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	515,300	564,900	円
24	215,700	264,600	298,700	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	566,500	円
25	217,500	265,600	300,300	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	571,700	円
26	219,100	266,700	302,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	574,600	円
27	220,800	267,500	304,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	576,700	円
28	222,400	268,300	305,700	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	578,500	円

(外) 報 告 申

29	224, 000	269, 200	307, 200	350, 900	376, 900	403, 700	431, 100	467, 900	518, 700
30	225, 300	269, 800	308, 900	353, 000	379, 000	405, 500	432, 800	468, 600	519, 600
31	226, 700	270, 600	310, 700	354, 800	381, 100	407, 200	434, 500	469, 300	520, 500
32	228, 000	271, 400	312, 200	356, 900	383, 100	408, 900	436, 100	470, 000	521, 400
33	229, 300	272, 200	313, 700	358, 300	385, 000	410, 600	437, 500	470, 500	522, 200
34	230, 500	272, 700	315, 300	360, 300	387, 100	412, 100	439, 200	471, 300	523, 100
35	231, 600	273, 400	316, 900	362, 200	389, 200	413, 700	440, 900	472, 000	523, 800
36	232, 800	274, 000	318, 600	364, 300	391, 100	415, 200	442, 500	472, 600	524, 300
37	233, 700	274, 800	320, 300	366, 200	392, 800	416, 500	443, 900	472, 900	525, 000
38	234, 800	275, 800	322, 100	368, 300	394, 300	418, 000	444, 600	473, 500	525, 600
39	236, 000	276, 700	323, 800	370, 300	395, 600	419, 500	445, 300	474, 000	526, 400
40	237, 200	277, 800	325, 500	372, 300	397, 000	421, 000	446, 000	474, 500	527, 000
41	238, 200	279, 000	327, 000	374, 300	398, 200	422, 500	446, 400	475, 000	527, 500
42	239, 400	280, 300	328, 500	376, 400	399, 300	423, 800	447, 000	475, 400	528, 000
43	240, 600	281, 300	329, 700	378, 500	400, 300	425, 100	447, 700	475, 800	528, 400
44	241, 800	282, 500	331, 100	380, 500	401, 300	426, 300	448, 300	476, 200	528, 800
45	242, 700	283, 400	332, 000	382, 200	402, 500	427, 300	449, 100	476, 500	529, 000
46	243, 400	284, 300	333, 400	383, 900	403, 700	428, 000	449, 800	476, 800	529, 300
47	244, 000	285, 300	334, 700	385, 500	404, 800	428, 800	450, 300	477, 100	529, 600
48	244, 700	286, 100	336, 100	387, 200	406, 000	429, 600	450, 800	477, 400	529, 900
49	245, 000	286, 800	336, 700	388, 600	407, 300	430, 100	451, 300	477, 700	530, 200
50	245, 400	287, 700	337, 900	389, 600	408, 100	430, 500	451, 600	478, 000	530, 500
51	245, 900	288, 600	339, 000	390, 600	408, 900	430, 900	451, 900	478, 300	530, 800
52	246, 200	289, 300	340, 100	391, 600	409, 600	431, 200	452, 300	478, 600	531, 100
53	246, 400	289, 900	341, 200	392, 900	410, 100	431, 500	452, 700	479, 000	531, 400
54	246, 700	290, 500	342, 400	394, 000	410, 800	431, 900	452, 900	479, 300	531, 700
55	247, 000	291, 200	343, 600	395, 100	411, 500	432, 200	453, 200	480, 000	532, 000
56	247, 300	291, 900	344, 700	396, 300	412, 100	432, 500	453, 400	480, 300	532, 300
57	247, 500	292, 400	345, 800	397, 600	412, 800	432, 800	453, 800	480, 600	532, 600
58	247, 800	293, 200	346, 900	398, 400	413, 200	433, 100	454, 000	481, 000	533, 000
59	248, 100	293, 700	348, 000	399, 200	413, 800	433, 400	454, 200	481, 300	533, 300
60	248, 400	294, 500	349, 100	399, 900	414, 400	433, 700	454, 400	481, 600	533, 600
61	248, 700	295, 200	349, 700	400, 400	414, 800	434, 000	454, 800	482, 000	534, 000
62	249, 000	295, 700	350, 500	401, 100	415, 400	434, 300	455, 100	482, 300	534, 300
63	249, 300	296, 200	351, 300	401, 800	415, 900	434, 600	455, 400	482, 600	534, 600
64	249, 600	296, 600	352, 100	402, 500	416, 400	434, 900	455, 700	483, 000	535, 000

官報(外)

令和四年十一月三十日 総議院会議録第六号 一般職の職員の給与と賃やる法律等の一覧を添付する基準表

四長

再任用職員	205,700	231,700	279,400	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400
65	249,900	296,900	352,600	402,800	416,900	435,200				
66	250,200	353,200	403,500	417,500	435,500					
67	250,500	353,700	404,200	417,900	435,800					
68	251,100	354,300	404,800	418,400	436,100					
69	251,700	354,800	405,200	418,800	436,300					
70	252,100	355,500	405,700	419,100	436,600					
71	252,400	356,200	406,300	419,400	436,900					
72	252,700	356,900	406,800	419,700	437,200					
73	253,000	357,400	407,300	420,000	437,400					
74		357,900	407,700	420,300	437,700					
75		358,500	408,200	420,600	438,000					
76		359,100	408,700	420,900	438,300					
77		359,600	409,200	421,100	438,500					
78		360,100	409,700	421,400	438,800					
79		360,400	410,300	421,700	439,100					
80		360,900	410,800	422,000	439,400					
81		361,100	411,200	422,200	439,600					
82		361,600	411,800	422,500	439,900					
83		362,100	412,300	422,800	440,200					
84		362,600	412,500	423,000	440,500					
85		362,800	412,800	423,200	440,700					
86			413,300	423,500						
87			413,600	423,800						
88			413,900	424,000						
89			414,200	424,200						
90			414,600	424,500						
91			415,000	424,800						
92			415,400	425,000						
93			415,700	425,200						

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、217,800円とする。

外(取)算

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	外(取)算										
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800	458,400	521,700	559,500
2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600	560,400
3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700	563,800
4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	529,600	564,700
5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900	571,700
6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200	574,100
7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700	577,600
8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100	580,500
9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500	581,400
10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300	583,200
11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100	585,100
12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000	587,000
13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700	592,500
14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100	594,400
15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400	596,700
16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500	598,600
17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800	600,500
18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800	601,400
19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700	602,300
20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600	603,200
21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500	604,100
22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	560,400	605,000
23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	561,500	606,900
24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	563,400	608,800
25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	564,100	609,700
26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	565,500	610,600
27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	566,700	611,500
28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	567,600	612,400
29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700	568,600	613,300
30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600	569,300	614,200
31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	470,500	520,500	570,400	615,100

外(号)報價

32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400
40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400	527,800
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800	528,300
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200	528,600
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500	529,000
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	450,800	477,000	529,400
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	451,300	477,400	529,800
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	478,000	530,200
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,600	478,400	530,600
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,900	479,000	531,000
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	479,400	531,400
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	480,000	531,800
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	480,400	532,200
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	480,800	532,600
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	481,200	533,000
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	481,600	533,400
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	482,000	534,000
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	482,400	534,400
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	482,800	534,800
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	483,200	535,200
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	483,600	535,600
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	454,300	484,000	536,000
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	454,600	484,400	536,400
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	454,800	484,800	536,800
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	455,000	485,200	537,000
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	455,300	485,500	537,300
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	455,600	485,800	537,600
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	456,000	486,100	538,000

面 報 (号外)

再任 用職以 外の 職員	69	273, 000	290, 900	313, 600	359, 500	405, 200	418, 800	436, 300
	70	274, 400	292, 300	315, 000	300, 900	405, 700	419, 100	436, 600
71	275, 600	293, 800	316, 300	302, 200	346, 300	406, 300	419, 400	436, 900
	276, 900	295, 100	317, 800	303, 600	346, 800	407, 300	420, 000	437, 200
73	277, 900	296, 300	318, 500	306, 000	364, 800	407, 700	420, 300	437, 700
	279, 100	297, 600	320, 100	307, 300	366, 000	408, 200	420, 600	438, 000
74	280, 400	298, 900	321, 600	308, 600	367, 300	408, 700	420, 900	438, 300
	281, 400	300, 200	323, 300	309, 000	368, 600	409, 700	421, 400	439, 400
75	77	282, 500	301, 100	325, 100	369, 900	409, 200	421, 100	438, 500
	78	283, 700	302, 600	326, 800	371, 100	409, 700	421, 400	438, 800
76	79	284, 800	303, 800	328, 400	372, 300	410, 300	421, 700	439, 100
	80	285, 500	305, 300	330, 000	373, 500	410, 800	422, 000	439, 400
81	81	286, 600	306, 600	331, 700	374, 700	411, 200	422, 200	439, 600
	82	287, 700	308, 000	333, 400	375, 900	411, 800	422, 500	439, 900
83	83	288, 800	309, 100	335, 000	377, 000	412, 300	422, 800	440, 200
	84	289, 900	310, 500	336, 700	378, 200	412, 500	423, 000	440, 500
85	85	291, 000	311, 400	338, 100	379, 300	412, 800	423, 200	440, 700
	86	292, 200	312, 900	339, 600	379, 900	413, 300	423, 500	441, 000
87	87	293, 100	314, 200	341, 100	380, 400	413, 600	423, 800	441, 300
	88	294, 300	315, 700	342, 600	381, 000	413, 900	424, 000	441, 600
89	89	295, 300	317, 200	343, 900	381, 600	414, 200	424, 200	442, 000
	90	296, 500	318, 700	345, 100	382, 200	414, 600	424, 500	442, 300
91	91	297, 600	320, 100	346, 400	382, 800	415, 000	424, 800	442, 600
	92	298, 800	321, 600	347, 700	383, 400	415, 400	425, 000	442, 900
93	93	299, 300	322, 900	349, 100	383, 700	415, 700	425, 200	443, 200
	94	300, 600	324, 200	350, 600	384, 200	416, 100	425, 500	443, 500
95	95	301, 700	325, 600	352, 100	384, 800	416, 500	425, 800	443, 800
	96	303, 000	326, 900	353, 600	385, 300	417, 900	426, 100	444, 100
97	97	304, 100	328, 100	354, 900	385, 700	418, 200	426, 400	444, 400
	98	305, 300	329, 400	356, 100	386, 100	418, 600	426, 800	444, 800
99	99	306, 500	330, 700	357, 200	386, 700	419, 000	427, 200	445, 200
	100	307, 700	332, 000	358, 400	387, 200	419, 400	427, 600	445, 600
101	101	308, 900	333, 400	359, 500	387, 600	420, 800	428, 000	446, 000
	102	309, 900	334, 300	360, 600	388, 100	421, 200	428, 400	446, 400
103	103	311, 000	335, 400	361, 700	388, 700	421, 600	428, 800	446, 800
	104	312, 000	336, 600	362, 900	389, 200	422, 000	429, 200	447, 200
105	105	312, 800	337, 700	364, 100	389, 500	422, 400	429, 600	447, 600
	106	313, 400	338, 800	364, 600	389, 900	422, 800	429, 800	447, 800
107	107	314, 000	339, 800	365, 200	390, 400	423, 200	430, 200	448, 200
	108	314, 700	340, 900	365, 800	390, 700	423, 600	430, 600	448, 600
109	109	315, 200	342, 100	366, 400	391, 000	424, 000	431, 000	449, 000
	110	315, 700	343, 100	366, 900	391, 500	424, 500	431, 500	449, 500

外 報 告

令和四年十一月十一日 参議院公議録第五回 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

四〇

111	316,200	344,100	367,400	392,000
112	316,800	345,000	367,900	392,500
113	317,600	345,900	368,300	392,800
114	318,300	346,800	368,700	393,300
115	319,000	347,800	369,300	393,800
116	319,700	348,800	369,800	394,300
117	320,300	349,800	370,200	394,600
118	321,100	350,300	370,700	395,100
119	321,800	350,900	371,300	395,600
120	322,600	351,500	371,800	396,100
121	323,200	351,800	372,000	396,500
122	323,500	352,200	372,500	397,000
123	324,000	352,700	373,000	397,400
124	324,500	353,100	373,400	397,900
125	324,800	353,500	373,900	398,300
126		353,900	374,400	
127		354,400	374,900	
128		354,800	375,400	
129		355,200	375,700	
130		355,600	376,200	
131		356,000	376,700	
132		356,400	377,200	
133		356,600	377,500	
134		357,100	378,000	
135		357,500	378,400	
136		357,800	378,800	
137		358,100	379,100	
138		358,500	379,600	
139		359,000	380,100	
140		359,500	380,600	
141		359,800	380,900	
142		360,300		
143		360,800		
144		361,300		
145		361,600		
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600
			305,100	319,200
				342,800
				377,900
				409,500
				451,700
				521,400

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかわらず、217,800円とする。

外(号)報知

口 公安職俸給表(二)

職員区分 号俸	職務の級										俸給月額
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
1	167,300	228,300	265,100	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800	458,400	521,700	円
2	168,900	230,200	266,800	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600	円
3	170,600	232,100	268,200	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700	円
4	172,300	234,000	269,800	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800	円
5	173,900	235,900	271,300	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900	円
6	175,800	237,700	272,900	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200	円
7	177,700	239,500	274,500	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700	円
8	179,700	241,300	276,000	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100	円
9	181,700	242,800	277,000	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500	円
10	183,700	244,600	278,400	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300	円
11	185,700	246,400	279,700	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100	円
12	187,700	248,200	281,000	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000	円
13	189,400	249,800	282,200	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700	円
14	191,300	251,400	283,500	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100	円
15	193,100	252,700	284,700	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400	円
16	195,000	254,200	285,900	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500	円
17	196,800	255,600	287,000	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800	円
18	200,300	257,100	288,500	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800	円
19	203,900	258,400	290,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700	円
20	207,200	259,500	291,800	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600	円
21	210,400	260,900	293,600	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500	円
22	212,200	262,100	295,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	560,800	円
23	213,900	263,400	296,900	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	561,500	円
24	215,700	264,600	298,700	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	563,100	円
25	217,500	265,600	300,300	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	565,200	円
26	219,100	266,900	302,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	566,600	円
27	220,800	267,800	304,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	568,500	円
28	222,400	268,900	305,700	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	570,700	円
29	224,000	270,000	307,200	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700	572,700	円
30	225,300	271,000	308,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600	574,600	円
31	226,700	271,900	310,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500	576,500	円
32	228,000	272,800	312,200	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400	578,400	円

官 報 (号 外)

令和四年十一月一日 参議院会議録第六号
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

五一

33	229, 300	273, 700	313, 700	358, 300	385, 000	437, 500	470, 500	522, 200	552, 000	582, 000	610, 600	638, 000	666, 000	694, 000	722, 000
34	230, 600	274, 600	315, 300	360, 300	387, 100	412, 100	439, 200	471, 300	523, 100	553, 000	581, 600	609, 000	637, 600	665, 600	693, 600
35	231, 900	275, 500	316, 900	362, 200	389, 200	413, 700	440, 900	472, 000	523, 800	553, 800	582, 200	610, 200	638, 200	666, 200	694, 200
36	233, 300	276, 100	318, 600	364, 300	391, 100	415, 200	442, 500	472, 600	524, 300	552, 300	580, 100	608, 100	636, 100	664, 100	692, 100
37	234, 600	277, 200	320, 300	366, 200	392, 800	416, 500	443, 900	472, 900	525, 000	552, 000	580, 500	608, 500	636, 500	664, 500	692, 500
38	236, 000	278, 400	322, 100	368, 300	394, 300	418, 000	444, 600	473, 500	525, 600	553, 600	581, 000	609, 000	637, 000	665, 000	693, 000
39	237, 400	279, 400	323, 800	370, 300	395, 600	419, 500	445, 300	474, 000	526, 400	554, 400	582, 000	610, 000	638, 000	666, 000	694, 000
40	238, 800	280, 700	325, 500	372, 300	397, 000	421, 000	446, 000	474, 500	527, 500	555, 000	582, 500	610, 500	638, 500	666, 500	694, 500
41	239, 900	282, 100	327, 000	374, 300	398, 200	422, 500	446, 400	475, 000	527, 500	555, 000	582, 500	610, 500	638, 500	666, 500	694, 500
42	241, 100	283, 500	328, 600	376, 400	399, 300	423, 800	447, 000	475, 400	526, 400	554, 400	581, 000	609, 000	637, 000	665, 000	693, 000
43	242, 300	284, 700	330, 000	378, 500	400, 300	425, 100	447, 700	475, 800	526, 300	554, 300	581, 300	609, 300	637, 300	665, 300	693, 300
44	243, 400	285, 800	331, 700	380, 500	401, 300	426, 300	448, 300	476, 200	527, 200	555, 000	582, 200	610, 200	638, 200	666, 200	694, 200
45	244, 500	286, 900	333, 100	382, 200	402, 500	427, 300	449, 100	476, 500	527, 500	555, 000	582, 500	610, 500	638, 500	666, 500	694, 500
46	245, 600	288, 000	334, 800	383, 900	403, 700	428, 000	449, 800	476, 600	526, 600	554, 600	581, 600	609, 600	637, 600	665, 600	693, 600
47	246, 600	289, 300	336, 200	385, 500	404, 800	428, 800	450, 300	476, 200	527, 200	555, 000	582, 200	610, 200	638, 200	666, 200	694, 200
48	247, 600	290, 400	337, 900	387, 200	406, 000	429, 600	450, 800	476, 500	527, 500	555, 000	582, 500	610, 500	638, 500	666, 500	694, 500
49	248, 500	291, 400	338, 800	388, 600	407, 300	430, 100	451, 300	476, 500	527, 500	555, 000	582, 500	610, 500	638, 500	666, 500	694, 500
50	249, 300	292, 600	340, 300	389, 600	408, 100	430, 500	451, 600	476, 600	526, 600	554, 600	581, 600	609, 600	637, 600	665, 600	693, 600
51	250, 100	293, 800	341, 800	390, 600	408, 900	430, 900	451, 900	476, 900	527, 900	555, 000	582, 900	610, 900	638, 900	666, 900	694, 900
52	251, 000	294, 900	343, 400	391, 600	409, 600	431, 200	452, 300	476, 500	527, 500	555, 000	582, 500	610, 500	638, 500	666, 500	694, 500
53	251, 400	296, 000	344, 800	392, 900	410, 100	431, 500	452, 700	476, 700	527, 700	555, 000	582, 700	610, 700	638, 700	666, 700	694, 700
54	252, 200	297, 200	346, 400	394, 000	410, 800	431, 900	452, 900	476, 900	526, 900	554, 900	581, 900	609, 900	637, 900	665, 900	693, 900
55	252, 900	298, 400	348, 000	395, 100	411, 500	432, 200	453, 200	476, 200	527, 200	555, 000	582, 200	610, 200	638, 200	666, 200	694, 200
56	253, 800	299, 600	349, 500	396, 300	412, 100	432, 500	453, 400	476, 500	527, 500	555, 000	582, 500	610, 500	638, 500	666, 500	694, 500
57	254, 400	300, 500	351, 000	397, 600	412, 800	432, 800	453, 800	476, 800	527, 800	555, 000	582, 800	610, 800	638, 800	666, 800	694, 800
58	255, 300	301, 600	352, 300	398, 400	413, 200	433, 100	454, 000	476, 000	526, 000	554, 000	581, 000	609, 000	637, 000	665, 000	693, 000
59	256, 000	302, 500	353, 600	399, 200	413, 800	433, 400	454, 200	476, 200	527, 200	555, 000	582, 200	610, 200	638, 200	666, 200	694, 200
60	256, 700	303, 600	354, 800	399, 900	414, 400	433, 700	454, 400	476, 400	527, 400	555, 000	582, 400	610, 400	638, 400	666, 400	694, 400
61	257, 700	304, 500	356, 000	400, 400	414, 800	434, 000	454, 800	476, 800	527, 800	555, 000	582, 800	610, 800	638, 800	666, 800	694, 800
62	258, 400	305, 400	357, 000	401, 100	415, 400	434, 300	454, 300	476, 300	527, 300	555, 000	582, 300	610, 300	638, 300	666, 300	694, 300
63	259, 200	306, 500	358, 000	401, 800	415, 900	434, 600	454, 600	476, 600	527, 600	555, 000	582, 600	610, 600	638, 600	666, 600	694, 600
64	259, 900	307, 600	359, 000	402, 500	416, 400	434, 900	454, 900	476, 900	527, 900	555, 000	582, 900	610, 900	638, 900	666, 900	694, 900
65	260, 900	308, 100	359, 500	402, 800	416, 900	435, 200	457, 500	477, 500	527, 500	555, 000	582, 500	610, 500	638, 500	666, 500	694, 500
66	261, 900	309, 100	360, 300	403, 500	417, 500	435, 500	457, 800	477, 800	527, 800	555, 000	582, 800	610, 800	638, 800	666, 800	694, 800
67	262, 700	309, 900	361, 100	404, 200	417, 900	435, 800	457, 800	477, 800	527, 800	555, 000	582, 800	610, 800	638, 800	666, 800	694, 800
68	263, 800	310, 900	362, 000	404, 800	418, 400	436, 100	456, 100	476, 100	527, 100	555, 000	582, 100	610, 100	638, 100	666, 100	694, 100

(外) 報 防

69	264, 900	312, 000	362, 700	405, 200	418, 800	436, 300		
70	265, 900	312, 800	363, 400	405, 700	419, 100	436, 600		
71	267, 000	313, 600	364, 100	406, 300	419, 400	436, 900		
72	268, 000	314, 300	364, 700	406, 800	419, 700	437, 200		
73	268, 900	315, 200	365, 400	407, 300	420, 000	437, 400		
74	269, 700	315, 700	366, 000	407, 700	420, 300	437, 700		
75	270, 600	316, 200	366, 600	408, 200	420, 600	438, 000		
76	271, 300	316, 600	367, 200	408, 700	420, 900	438, 300		
77	272, 000	316, 800	367, 700	409, 200	421, 100	438, 500		
78	272, 800	317, 100	368, 300	409, 700	421, 400	438, 800		
79	273, 600	317, 500	368, 800	410, 300	421, 700	439, 100		
80	274, 300	317, 800	369, 400	410, 800	422, 000	439, 400		
81	274, 800	318, 000	369, 700	411, 200	422, 200	439, 600		
82	275, 400	318, 200	370, 200	411, 800	422, 500	439, 900		
83	276, 200	318, 500	370, 700	412, 300	422, 800	440, 200		
84	276, 900	318, 800	371, 200	412, 500	423, 000	440, 500		
85	277, 800	319, 000	371, 700	412, 800	423, 200	440, 700		
86	278, 200	319, 200	372, 100	413, 300	423, 500			
87	278, 400	319, 400	372, 600	413, 600	423, 800			
88	278, 800	319, 800	373, 000	413, 900	424, 000			
89	279, 100	320, 000	373, 200	414, 200	424, 200			
90		320, 300	373, 500	414, 600	424, 500			
91		320, 600	374, 000	415, 000	424, 800			
92		320, 900	374, 300	415, 400	425, 000			
93		321, 200	374, 500	415, 700	425, 200			
94		321, 400	374, 900					
95		321, 700	375, 400					
96		322, 000	375, 700					
97		322, 300	375, 900					
98		322, 500	376, 300					
99		322, 800	376, 800					
100		323, 100	377, 100					
101		323, 400	377, 400					
再任用職員	212, 700	239, 900	282, 300	305, 100	319, 200	342, 800	377, 900	409, 500
								451, 700
								521, 400

備考(一)

この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二)

2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかわらず、217,800円とする。

五四

官 報 (号 外)

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)
イ 海事職俸給表(一)

職員 の分 号俸	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
		俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給
1	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900	416,400	488,500	1	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100	418,900	489,500
2	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200	421,500	492,200	2	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600	424,000	494,100
3	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500	426,200	495,900	3	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500	428,600	497,300
4	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500	431,000	498,700	4	196,900	246,800	288,400	337,000	376,300	433,400	500,000
5	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900	435,100	501,200	5	201,600	250,900	291,100	340,100	381,600	437,200	502,500
6	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100	439,400	503,800	6	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300	441,600	505,100
7	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000	443,300	506,400	7	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700	445,500	507,500
8	213,900	265,900	303,100	350,400	394,500	447,600	508,600	8	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200	449,800	509,600
9	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000	451,900	510,600	9	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000	454,200	511,700
10	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000	456,500	512,900	10	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000	458,700	513,900
11	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500	460,900	514,900	11	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400	462,700	515,800
12	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200	464,400	516,700	12	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200	466,100	517,500
13	236,200	276,400	319,700	371,300	414,700	467,500	518,200	13	237,700	278,000	320,900	373,700	416,200	468,800	518,800
14	241,200	283,200	322,000	376,100	417,900	470,000	519,400	14	242,300	284,600	323,400	378,400	419,600	471,100	520,000
15	243,400	282,000	324,600	380,400	420,600	472,200	520,600	15	241,200	286,000	326,000	382,500	422,200	473,200	520,000
16	243,400	285,700	327,500	384,700	423,700	474,200	520,000	16	243,400	286,800	329,100	386,800	425,300	475,400	520,000

官 報 (号 外)

再任用職員の員数		外職員の員数	
33	244, 600	330, 600	388, 500
34	245, 500	331, 900	426, 800
35	246, 300	333, 000	428, 100
36	247, 200	334, 500	428, 100
37	247, 900	335, 900	431, 800
38	248, 600	337, 200	432, 800
39	249, 400	338, 600	433, 800
40	250, 300	339, 800	434, 800
41	251, 200	340, 700	435, 200
42	252, 100	341, 800	436, 500
43	252, 900	343, 000	436, 500
44	253, 800	344, 300	437, 200
45	254, 500	345, 700	437, 800
46	255, 400	347, 100	438, 100
47	256, 200	348, 500	438, 700
48	256, 900	349, 900	439, 200
49	257, 300	350, 700	440, 600
50	257, 800	352, 100	440, 200
51	258, 300	353, 400	442, 400
52	258, 600	354, 800	443, 300
53	258, 800	356, 100	442, 200
54	259, 100	357, 500	442, 900
55	259, 400	358, 800	443, 600
56	260, 000	360, 200	444, 200
57	260, 300	360, 800	445, 300
58	260, 600	362, 000	446, 000
59	260, 900	363, 100	446, 500
60	261, 200	364, 400	446, 700
61	261, 500	365, 500	447, 100
62	261, 800	366, 100	447, 400
63	262, 100	366, 600	448, 000
64	262, 400	367, 200	448, 000
65	262, 700	367, 600	449, 200
66	263, 000	368, 100	449, 800
67	263, 200	368, 600	448, 800
68	263, 500	369, 100	449, 100

(号外) 報 告

令和四年十一月三十日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一編を添付する法律案

五九

69		263, 800	316, 100	369, 300	421, 500	449, 300
70				369, 600	422, 000	449, 600
71				370, 000	422, 600	449, 900
72				370, 300	423, 200	450, 100
73				370, 800	423, 700	450, 300
74				371, 000	424, 300	
75				371, 500	424, 800	
76				371, 900	425, 400	
77				372, 200	425, 900	
78				372, 700	426, 500	
79				373, 200	427, 200	
80				373, 700	427, 800	
81				374, 200	428, 100	
82				374, 600	428, 700	
83				375, 100	429, 400	
84				375, 600	430, 000	
85				376, 000	430, 400	
86				376, 500	430, 900	
87				376, 900	431, 600	
88				377, 400	432, 300	
89				377, 900	432, 500	
90				378, 400		
91				378, 900		
92				379, 400		
93				379, 700		
94				380, 100		
95				380, 600		
96				381, 000		
97				381, 500		
98				381, 800		
99				382, 300		
100				382, 700		
101				383, 300		
再任 用職 員		220, 300	250, 300	279, 700	320, 400	349, 200
						395, 700
						463, 700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 報 告

口 海事職俸給表(二)							24	188,200	234,500	269,000	298,900	318,900	355,800
職員 の分 号俸	職務 の級						24	188,200	234,500	269,000	298,900	318,900	355,800
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級							
1	154,300	199,100	233,100	265,700	297,400	324,200	28	195,100	239,900	275,600	303,500	321,500	361,500
2	155,300	201,300	234,500	267,100	298,700	325,800	29	196,600	240,900	276,600	304,700	322,300	362,900
3	156,500	203,500	235,900	268,600	300,100	327,300	30	198,500	242,400	278,400	305,400	323,000	364,200
4	157,500	205,700	237,000	270,300	301,500	328,600	31	200,500	243,800	279,800	306,400	323,600	365,600
5	158,500	207,800	238,000	271,700	302,500	330,000	32	202,500	245,100	281,300	307,300	324,100	367,100
6	159,800	209,600	239,600	273,600	303,800	331,200	33	204,300	246,100	282,600	308,200	324,900	368,000
7	161,100	211,500	241,300	275,300	304,900	332,500	34	205,900	247,000	283,900	308,800	325,600	369,000
8	162,400	213,400	242,800	276,800	306,100	333,600	35	207,800	247,700	285,400	309,400	326,300	370,200
9	163,500	215,100	244,300	277,900	307,200	335,300	36	209,500	248,700	286,700	310,000	326,900	371,300
10	165,000	216,600	245,800	279,700	308,300	336,700	37	210,900	249,400	287,900	311,000	327,300	372,200
11	166,700	218,100	247,600	281,400	309,400	338,100	38	212,500	250,700	289,200	311,900	327,700	373,200
12	168,300	219,600	249,200	283,100	310,500	339,500	39	214,000	251,800	290,200	312,600	328,200	374,200
13	169,600	221,000	250,800	284,300	311,200	341,000	40	215,600	253,000	291,300	313,600	328,900	375,300
14	171,100	222,300	252,600	285,800	312,200	342,500	41	217,000	253,700	292,900	314,400	329,500	376,200
15	172,700	223,600	254,400	287,300	312,900	343,800	42	218,500	255,000	293,900	314,900	330,400	377,200
16	174,300	224,800	256,100	288,800	313,700	345,100	43	220,100	256,200	295,200	315,700	331,200	378,100
17	175,700	225,600	257,500	289,900	314,600	346,500	44	221,700	257,500	296,300	316,500	332,000	379,100
18	177,400	226,900	259,400	291,300	315,300	347,800	45	223,100	258,400	297,500	317,300	332,700	380,100
19	179,100	228,300	261,300	292,500	316,000	348,800	46	224,300	259,600	298,400	318,000	333,500	380,900
20	180,800	229,600	262,900	293,800	316,500	349,700	47	225,500	260,900	299,500	318,600	334,200	381,900
21	182,400	230,500	264,400	294,900	317,100	351,000	48	226,800	262,000	300,400	319,100	335,000	382,800
22	184,400	231,800	265,800	296,100	317,600	352,600	49	228,200	262,800	301,400	319,600	335,500	383,600
23	186,300	233,200	267,300	297,600	318,300	354,200	50	229,400	264,100	302,500	320,000	336,000	384,600
							51	230,300	265,400	303,200	320,500	336,600	385,400
							52	231,400	266,700	304,400	321,000	337,100	386,100

(外) 勘 計

年報四号十一四十一四 参議院本議院議員一般職の職員の給与に關する法律等の一部を定める法律

中六

再任 用職 員の 外職 員	53	232,700	267,600	305,600	321,500	337,400	387,100	85	255,100	291,900	325,500	334,700	351,100
	54	233,900	268,800	306,400	322,300	337,800	387,900	86	256,100	292,200	325,800	335,000	351,500
再任 用職 員の 外職 員	55	235,100	270,000	307,300	323,100	338,400	388,800	87	257,100	292,500	326,000	335,400	351,900
	56	236,300	270,900	308,100	323,800	339,000	389,500	88	258,100	292,800	326,300	335,800	352,300
再任 用職 員の 外職 員	57	237,400	271,700	309,000	324,100	339,300	390,400	89	259,100	293,000	326,600	336,000	352,700
	58	238,600	272,800	309,800	324,700	339,900	391,200	90	260,100	293,600	327,100	336,600	353,300
再任 用職 員の 外職 員	59	239,800	273,800	310,700	325,200	340,500	392,000	91	261,100	293,900	327,400	337,000	354,000
	60	241,000	274,700	311,500	325,900	341,100	392,800	92	262,100	294,300	328,600	337,400	354,700
再任 用職 員の 外職 員	61	242,100	275,700	312,100	326,400	341,300	393,300	93	263,100	294,100	327,600	337,400	355,100
	62	243,200	276,700	312,700	326,900	341,700	394,000	94	264,100	294,500	327,800	337,600	355,500
再任 用職 員の 外職 員	63	244,100	277,600	313,500	327,400	342,000	394,600	95	265,100	294,900	328,200	337,900	356,100
	64	245,100	278,600	314,300	327,700	342,500	395,300	96	266,100	295,300	328,600	338,200	356,500
再任 用職 員の 外職 員	65	245,700	279,900	315,000	327,900	342,700	395,900	97	267,100	295,500	328,800	338,500	357,100
	66	246,500	280,800	315,900	328,200	343,100	396,400	98	268,100	295,700	329,100	338,800	357,500
再任 用職 員の 外職 員	67	247,300	281,800	316,700	328,800	343,500	396,800	99	269,100	295,900	329,500	339,100	358,100
	68	248,100	282,600	317,600	329,400	343,900	397,300	100	270,100	296,200	329,900	339,400	358,500
再任 用職 員の 外職 員	69	248,800	283,400	318,400	329,800	344,400	398,000	101	271,100	296,600	330,100	339,600	359,100
	70	249,400	284,100	319,100	330,200	344,800	398,000	102	272,100	296,900	330,300	339,900	359,500
再任 用職 員の 外職 員	71	250,000	284,900	319,600	330,600	345,200	398,000	103	273,100	297,100	330,500	340,200	360,100
	72	250,800	285,600	320,300	331,000	345,700	398,000	104	274,100	297,300	330,700	340,500	360,500
再任 用職 員の 外職 員	73	251,600	286,300	320,500	331,200	346,300	398,000	105	275,100	297,600	331,100	340,700	361,100
	74	251,900	286,900	321,000	331,400	346,800	398,000	106	276,100	298,100	331,300	341,100	361,500
再任 用職 員の 外職 員	75	252,200	287,500	321,400	331,600	347,300	398,000	107	277,100	298,700	331,500	341,300	362,100
	76	252,500	287,900	321,700	331,800	347,700	398,000	108	278,100	299,100	331,800	341,500	362,500
再任 用職 員の 外職 員	77	252,800	288,400	322,200	332,200	348,000	398,000	109	279,100	300,100	332,100	341,800	363,100
	78	253,100	288,800	322,500	332,400	348,400	398,000	110	280,100	300,400	332,400	342,100	363,400
再任 用職 員の 外職 員	79	253,400	289,200	323,100	332,700	348,800	398,000	111	281,100	301,700	332,700	343,000	364,000
	80	253,700	289,500	323,700	333,000	349,200	398,000	112	282,100	303,100	333,000	343,400	364,400
再任 用職 員の 外職 員	81	254,000	290,000	324,300	333,300	349,600	398,000	113	283,100	303,400	333,200	343,800	364,800
	82	254,300	290,600	324,700	333,700	349,900	398,000	114	284,100	304,100	334,000	344,100	365,100
再任 用職 員の 外職 員	83	254,500	291,000	325,000	334,000	350,300	398,000	115	285,100	304,400	334,200	344,400	365,400
	84	254,800	291,500	325,300	334,400	350,700	398,000	116	286,100	305,100	334,500	344,700	365,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

別表第六 教育職俸給表(第六条關係)

二

別表第六 教育職俸給表(第六条関係) イ 教育職俸給表(一)						
職員区分 号俸	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円
1	220, 100	281, 000	327, 600	406, 000	534, 400	33, 290, 000
2	222, 400	284, 000	330, 500	408, 300	537, 400	30, 292, 300
3	224, 600	286, 800	333, 500	410, 700	540, 500	31, 294, 500
4	226, 800	289, 600	336, 500	413, 200	543, 600	32, 296, 800
5	228, 900	292, 200	339, 700	415, 300	546, 600	38, 343, 800
6	231, 000	294, 600	342, 100	417, 800	549, 000	39, 346, 100
7	233, 200	296, 800	344, 700	420, 000	551, 500	35, 348, 000
8	235, 300	299, 100	347, 100	422, 500	553, 900	36, 349, 300
9	237, 600	301, 600	349, 800	424, 200	556, 200	41, 403, 800
10	240, 000	304, 000	352, 500	426, 700	558, 000	42, 405, 400
11	242, 400	306, 400	355, 200	429, 000	559, 900	44, 406, 900
12	244, 800	308, 900	358, 200	431, 300	561, 800	45, 407, 400
13	246, 900	311, 200	361, 000	432, 700	563, 500	46, 408, 400
14	249, 300	313, 200	362, 900	434, 900	564, 900	47, 409, 300
15	251, 700	315, 200	365, 100	437, 100	566, 200	48, 410, 900
16	254, 100	316, 900	367, 600	439, 400	567, 400	43, 412, 400
17	256, 100	319, 100	369, 600	441, 500	568, 700	44, 415, 300
18	259, 200	320, 900	371, 800	443, 900	569, 500	45, 416, 900
19	262, 300	322, 900	373, 900	446, 200	570, 200	47, 418, 300
20	265, 400	324, 600	375, 800	448, 600	570, 900	48, 419, 900
21	268, 300	326, 300	377, 600	450, 700	571, 700	53, 421, 300
22	271, 300	328, 700	379, 400	453, 000	574, 000	54, 425, 900
23	274, 200	330, 900	380, 900	455, 400	575, 500	55, 426, 900
24	277, 100	333, 300	382, 100	457, 700	576, 500	56, 427, 800
25	279, 700	335, 300	383, 500	459, 700	577, 000	57, 428, 700
26	282, 300	337, 300	385, 300	461, 900	578, 000	60, 429, 600
27	284, 800	339, 400	387, 100	464, 000	579, 000	61, 430, 500
28	287, 400	341, 800	389, 000	466, 200	580, 000	62, 431, 400
63						435, 100

外 報 号 (号)

平成四年十一月十一日 参議院本議録第六回
一般職の職員の給与に関する法律等の一剖を改正する法律案

六〇

再任用職員以外の職員	64	333,400	401,900	436,200	529,400	98	359,100	419,600
	65	334,100	402,900	437,100	530,000	99	359,500	419,900
	66	335,200	404,000	438,100	530,900	100	360,000	420,100
	67	335,900	405,000	439,100	531,800	101	360,400	420,300
	68	337,000	406,100	440,000	532,700	102	360,900	420,600
	69	337,600	407,100	441,000	533,600	103	361,200	420,900
	70	338,700	408,000	442,000	534,400	104	361,700	421,100
	71	339,600	408,800	442,900	535,100	105	362,200	421,300
	72	340,700	409,600	443,900	535,600	106	362,600	
	73	341,000	410,400	444,900	536,300	107	363,100	
	74	342,000	411,300	445,800	536,800	108	363,600	
	75	343,000	412,100	446,700	537,600	109	364,000	
	76	344,000	412,900	447,700	538,200	110	364,500	
	77	345,000	413,600	448,500	538,700	111	365,000	
	78	346,000	414,000	449,000	539,700	112	365,400	
	79	346,900	414,300	449,700	539,200	113	365,800	
	80	347,800	414,600	450,300	539,700	114	366,200	
	81	348,800	414,900	451,100	540,700	115	366,700	
	82	349,800	415,200	451,800	541,200	116	367,100	
	83	350,800	415,400	452,100	541,500			
	84	351,800	415,700	452,700	541,800			
	85	352,400	416,000	453,100	542,100	117	367,500	
	86	353,000	416,300	453,400	542,400	118	367,900	
	87	353,600	416,600	453,700	542,700	119	368,400	
	88	354,200	416,900	454,000	543,000	120	368,800	
	89	354,800	417,100	454,300	543,300			
	90	355,200	417,400					
	91	355,600	417,700					
	92	356,100	418,000					
	93	356,600	418,200					
	94	357,000	418,500					
	95	357,500	418,800					
	96	358,000	419,100					
97		358,600	419,300					

再任用職員					
		282,800	293,800	315,700	399,700
					534,100

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 報 駅

□ 教育職俸給表(二)

職員 の分 号俸	職務 の級	1 級			2 級			3 級		
		俸	給	月額	俸	給	月額	俸	給	月額
1		187,900		円	221,500		円	281,000		円
2		190,400			223,600			284,000		
3		193,000			225,600			286,800		
4		195,600			227,700			289,600		
5		198,300			229,600			292,200		
6		201,000			231,600			294,700		
7		203,700			233,700			297,000		
8		206,500			235,700			299,300		
9		209,300			237,900			301,600		
10		212,000			240,300			304,100		
11		214,900			242,700			306,500		
12		217,600			245,100			309,000		
13		220,100			247,100			311,200		
14		221,700			249,400			313,200		
15		223,500			251,700			315,200		
16		225,200			254,000			316,900		
17		226,900			256,200			319,300		
18		228,600			259,300			321,500		
19		230,400			262,400			323,900		
20		231,900			265,500			326,100		
21		233,800			268,300			328,100		
22		235,700			271,300			330,800		
23		237,700			274,200			333,100		
24		239,700			277,100			335,900		
25		241,300			279,700			338,600		
26		243,200			282,300			341,200		
27		245,100			284,800			343,800		
28		247,100			287,400			346,600		
29		248,800			290,000			349,200		
30		250,700			292,100			351,700		

官 報 (号 外)

令和四年十一月十一日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

再任用職員 以外の職員	108	321, 300	412, 000
69	294, 400	417, 100	364, 400
70	295, 100	366, 100	418, 100
71	295, 900	367, 800	419, 200
72	296, 700	369, 500	420, 100
73	297, 800	370, 800	420, 800
74	298, 800	372, 400	421, 600
75	299, 900	373, 800	422, 600
76	301, 000	375, 400	423, 600
77	301, 700	377, 000	424, 600
78	302, 600	378, 700	425, 600
79	303, 400	380, 200	426, 600
80	304, 300	381, 900	427, 500
81	305, 000	383, 400	428, 200
82	305, 900	384, 800	429, 100
83	306, 800	386, 400	430, 000
84	307, 700	388, 000	430, 800
85	308, 100	389, 000	431, 700
86	308, 800	390, 300	432, 500
87	309, 500	391, 700	433, 300
88	310, 400	393, 100	434, 200
89	311, 300	394, 400	434, 900
90	312, 100	395, 500	435, 400
91	312, 900	396, 600	436, 000
92	313, 600	397, 800	436, 400
93	314, 300	398, 600	436, 900
94	315, 000	399, 700	437, 400
95	315, 700	400, 800	437, 800
96	316, 400	401, 800	438, 200
97	316, 800	402, 700	438, 400
98	317, 200	403, 700	438, 800
99	317, 600	404, 700	439, 100
100	318, 000	405, 600	439, 400
101	318, 300	406, 400	439, 700
102	318, 700	407, 400	440, 100
103	319, 000	408, 400	440, 400
104	319, 400	409, 400	441, 400
105	319, 800	410, 000	441, 700
106	320, 300	410, 700	442, 400
107	320, 800	411, 400	443, 000
備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。			
再任用職員	141	247, 600	293, 200
		334, 100	310, 700

考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外町報加

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職員区分 ＼ 号俸	職務の級						29 30 31 32	198,900 200,400 202,200 203,900	267,100 269,200 271,100 273,100	342,600 344,300 345,800 347,500	384,200 386,100 388,000 389,900	461,100 463,600 466,100 468,600	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級							
1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800	523,300	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900	461,100
2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700	526,400	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300	463,600
3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300	529,500	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700	466,100
4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100	532,600	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200	468,600
5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200	535,700	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600	479,900
6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900	538,100	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100	479,900
7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600	540,500	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500	485,500
8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300	542,900	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000	488,000
9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800	545,300	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300	490,300
10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400	547,000	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500	492,500
11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100	548,900	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700	494,700
12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900	550,800	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900	496,900
13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500	552,500	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600	498,600
14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200	553,800	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100	500,100
15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000	555,000	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700	501,700
16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700	556,000	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200	503,200
17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200	557,100	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900	504,900
18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800	557,800	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300	506,300
19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300	558,400	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700	507,700
20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900	559,000	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200	509,200
21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400	559,700	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300	510,300
22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000	560,000	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500	511,500
23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	560,000	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700	512,700
24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100	560,000	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900	513,900
25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300	560,000	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800	514,800
26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600	560,000	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800	515,800
27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100	560,000	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800	516,800
28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600	560,000	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800	517,800
							61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900	518,900
							62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800	519,800
							63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500	520,500

外号報恤

令和四年十一月十一日 参議院内閣議事録第六号
一般職の職員の給与に関する法律等の一報を當出する法律案

長四

64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200	95	286,800	333,100
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000	96	287,800	333,600
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800	97	288,100	334,100
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600	98	289,000	334,600
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400	99	289,700	335,100
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100	100	290,600	335,600
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900	101	291,500	336,100
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700	102	292,200	336,600
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500	103	292,900	337,100
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200	104	293,600	337,600
74	264,500	318,600	388,600	439,300	528,200	105	294,300	338,100
75	265,700	319,700	389,200	439,300	528,200	106	294,800	338,500
76	266,700	320,800	389,900	439,300	528,200	107	295,300	339,000
77	267,700	321,900	390,600	439,300	528,200	108	295,800	339,400
78	268,800	322,900	391,200	439,300	528,200	109	296,000	339,900
79	270,000	323,800	391,800	439,300	528,200	110	296,400	340,300
80	270,900	324,700	392,400	439,300	528,200	111	296,700	340,800
81	272,100	325,800	393,000	439,300	528,200	112	297,000	341,200
82	273,300	326,600	393,600	439,300	528,200	113	297,300	341,700
83	274,500	327,300	394,200	439,300	528,200	114	297,600	342,100
84	275,500	328,100	394,800	439,300	528,200	115	297,900	342,600
85	276,600	328,600	395,300	439,300	528,200	116	298,200	343,000
86	277,600	329,100	395,800	439,300	528,200	117	298,500	343,500
87	278,700	329,600	396,300	439,300	528,200	118	298,900	343,900
88	279,700	330,100	397,000	439,300	528,200	119	299,200	344,300
89	280,500	330,400	397,400	439,300	528,200	120	299,600	344,700
90	281,700	330,900				121	299,900	345,100
91	282,700	331,400						
92	283,900	331,900						
93	284,800	332,200						
94	285,800	332,600						

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(2分冊の2)

昭和四十一年四月一日 参議院議員報酬規則

別表第八 医療衛俸給表(第六条関係)

イ

職員区分	医療衛俸給表(一)					23	330,500	400,200	452,600	517,600
	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級					
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	24	333,800	401,800	454,900	519,500
円	円	円	円	円	円	25	337,300	403,800	456,900	521,200
1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500	26	339,800	406,100	459,200	523,000
2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600	27	342,400	408,300	461,400	524,800
3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700	28	344,700	410,600	463,700	526,600
4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800	29	347,100	412,900	465,800	528,200
5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700	30	348,900	415,000	468,100	530,000
6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100	31	350,700	417,000	470,400	531,800
7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500	32	352,700	419,100	472,600	533,600
8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900	33	354,900	421,000	474,600	535,200
9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100	34	357,200	422,800	476,700	537,000
10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600	35	359,300	424,600	478,800	538,700
11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100	36	361,600	426,600	480,900	540,500
12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600	37	363,700	428,500	483,000	542,100
13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100	38	366,100	430,500	484,800	543,700
14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200	39	368,300	432,400	486,600	545,100
15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300	40	370,300	434,400	488,400	546,700
16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200	41	372,500	436,200	490,100	548,200
17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400	42	373,500	438,000	491,900	549,600
18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400	43	374,300	439,700	493,700	551,000
19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400	44	375,000	441,500	495,500	552,300
20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400	再任用職員以外の職員	376,200	443,300	497,100	553,500
21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400	45	377,600	445,100	498,800	554,500
22	327,100	398,300	450,300	515,700		46	379,100	446,900	500,600	555,500
						47	380,600	448,600	502,400	556,500
						48	381,700	450,400	504,000	557,500
						49	382,700	452,100	505,300	558,400

外号報恤

51	383,700	453,900	506,600	559,300		76	475,800	529,800
52	384,500	455,700	507,900	560,200		77	476,200	530,600
53	385,400	457,600	508,900	561,000		78	476,800	531,500
54	386,300	458,800	510,200	561,900		79	477,400	532,400
55	387,000	460,000	511,500	562,800		80	477,900	533,300
56	387,900	461,200	512,800	563,700		81	478,500	534,100
57	388,600	462,400	513,800	564,600		82	479,000	535,000
58	389,500	463,400	514,600	565,500		83	479,500	535,900
59	390,300	464,400	515,400	566,400		84	480,000	536,800
60	391,100	465,400	516,200	567,100		85	480,400	537,600
61	391,600	466,200	517,100	568,000		86	481,000	538,500
62	392,100	466,900	517,900	568,900		87	481,400	539,400
63	392,500	467,600	518,800	569,800		88	481,900	540,300
64	393,000	468,300	519,600	570,700		89	482,400	541,100
65	393,300	469,000	520,500	571,600		90	483,000	543,000
66	469,700	521,400				91	483,600	
67	470,400	522,100				92	484,000	
68	471,000	523,000						
69	471,300	523,900				93	484,500	
70	472,000	524,700				94	485,100	
71	472,700	525,600				95	485,700	
72	473,400	526,500				96	486,300	
73	473,800	527,300				97	486,800	
74	474,400	528,200						
75	475,100	529,100						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

再任用職員	296,200	333,600	393,000	466,000	565,900

(外) 報 働

口 医療職俸給表(二)

職員 の分 類	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		
		号俸	俸 給	月 領	俸 給	月 領	俸 給	月 領	俸 給	月 領	俸 給	月 領	俸 給	月 領	俸 給	月 領	俸 給	月 領
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200									
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800									
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300									
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900									
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300									
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800									
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300									
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800									
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200									
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600									
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200									
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600									
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100									
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600									
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900									
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200									
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400									
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700									
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000									
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300									
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500									
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900									
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300									
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500									
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900									
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200									
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600									
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000									
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400									
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500									
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600									
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700									
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800									
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700									
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600									

官 報 (号 外)

令和四年十一月十一日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

六八

36	208, 800	242, 100	272, 700	302, 100	348, 300
37	209, 900	243, 400	274, 100	303, 400	392, 400
38	211, 200	244, 500	275, 600	305, 100	393, 600
39	212, 500	245, 600	277, 200	306, 600	394, 700
40	213, 800	246, 700	278, 600	308, 200	395, 800
41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	396, 600
42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	397, 400
43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	398, 200
44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	399, 000
45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	399, 400
46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	400, 000
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	400, 500
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	401, 100
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	401, 300
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	401, 600
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	401, 900
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	402, 200
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	402, 500
54	227, 400	262, 900	298, 200	327, 600	402, 800
55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	403, 100
56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	403, 400
57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	403, 700
58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	404, 000
59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	404, 300
60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	404, 700
61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	404, 900
62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	405, 200
63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	405, 500
64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	405, 800
65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	406, 000
66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	407, 300
67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	407, 600
68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	408, 900
69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	409, 600
70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	410, 000
71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	410, 600
72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	411, 300
73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	411, 700
74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	412, 200
75	241, 000	283, 700	319, 800	342, 800	412, 800
76	241, 500	284, 500	320, 400	343, 400	413, 400

官報(号外)

77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900
78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400
79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900
80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400
81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700
82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200
83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600
84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000
85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400
86	289, 500	325, 400	346, 300		
87	289, 700	325, 600	346, 600		
88	289, 900	326, 000	346, 900		
89	290, 300	326, 400	347, 300		
90	290, 500	326, 800	347, 600		
91	290, 700	327, 200	348, 000		
92	290, 900	327, 600	348, 300		
93	291, 300	327, 900	348, 700		
94	291, 500	328, 100	349, 000		
95	291, 700	328, 500	349, 300		
96	292, 000	328, 800	349, 600		
97	292, 400	329, 000	349, 900		
98	292, 700	329, 300	350, 300		
99	292, 900	329, 600	350, 700		
100	293, 200	329, 900	351, 100		
101	293, 500	330, 100	351, 600		
102	293, 700	330, 400	352, 000		
103	293, 900	330, 800	352, 400		
104	294, 200	331, 000	352, 800		
105	294, 500	331, 200	353, 300		
106		331, 400			
107		331, 800			
108		332, 000			
109		332, 200			
110		332, 600			
111		333, 000			
112		333, 400			
113		333, 600			
再任用職員	188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100
備考	この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。				

(外) 報 加

八 医療職俸給表(三)

職員 の分 類	職務 の級 別	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		
		号俸	俸 給	月 額												
1	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100	425,800	374,100	330,100	374,100	330,100	374,100	330,100	374,100
2	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700	427,400	376,700	332,200	376,700	332,200	376,700	332,200	376,700
3	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400	429,100	379,400	334,200	379,400	334,200	379,400	334,200	379,400
4	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000	432,000	382,000	336,400	382,000	336,400	382,000	336,400	382,000
5	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200	434,500	384,200	338,400	384,200	338,400	384,200	338,400	384,200
6	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600	436,400	386,600	340,500	386,600	340,500	386,600	340,500	386,600
7	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900	438,700	388,900	342,600	388,900	342,600	388,900	342,600	388,900
8	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200	441,700	391,200	344,700	391,200	344,700	391,200	344,700	391,200
9	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200	443,700	393,200	346,200	393,200	346,200	393,200	346,200	393,200
10	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300	445,900	395,300	348,200	395,300	348,200	395,300	348,200	395,300
11	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500	446,700	397,500	350,100	397,500	350,100	397,500	350,100	397,500
12	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800	448,100	399,800	352,100	399,800	352,100	399,800	352,100	399,800
13	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700	451,700	401,700	354,000	401,700	354,000	401,700	354,000	401,700
14	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700	453,700	403,700	356,100	403,700	356,100	403,700	356,100	403,700
15	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900	455,900	405,900	358,200	405,900	358,200	405,900	358,200	405,900
16	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100	458,100	408,100	360,200	408,100	360,200	408,100	360,200	408,100
17	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100	460,100	410,100	362,200	410,100	362,200	410,100	362,200	410,100
18	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300	462,300	412,300	364,200	412,300	364,200	412,300	364,200	412,300
19	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500	464,500	414,500	366,300	414,500	366,300	414,500	366,300	414,500
20	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600	466,600	416,600	368,400	416,600	368,400	416,600	368,400	416,600
21	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500	468,500	418,500	370,100	418,500	370,100	418,500	370,100	418,500
22	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400	470,400	420,400	372,200	420,400	372,200	420,400	372,200	420,400
23	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200	472,200	422,200	374,300	422,200	374,300	422,200	374,300	422,200
24	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100	474,100	424,100	376,300	424,100	376,300	424,100	376,300	424,100
25	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800	475,800	425,800	378,300	425,800	378,300	425,800	378,300	425,800
26	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400	477,400	427,400	379,900	427,400	379,900	427,400	379,900	427,400
27	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100	479,100	429,100	381,800	429,100	381,800	429,100	381,800	429,100
28	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700	480,700	430,700	383,700	430,700	383,700	430,700	383,700	430,700
29	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000	482,000	432,000	385,500	432,000	385,500	432,000	385,500	432,000
30	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300	483,300	433,300	387,200	433,300	387,200	433,300	387,200	433,300
31	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900	484,900	434,900	389,100	434,900	389,100	434,900	389,100	434,900
32	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400	486,400	436,400	390,900	436,400	390,900	436,400	390,900	436,400

(外) 報 明

33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,100	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	461,300
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	462,000
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	462,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	463,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	464,000
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	464,700
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	465,400
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	466,100
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	466,800
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	467,500
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	468,200

官 報 (号 外)

(外) 報 告 官

105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	
115	294, 100	325, 300	358, 200	
116	294, 400	325, 600	358, 600	
117	294, 700	325, 800	359, 000	
118	295, 000	326, 100	359, 400	
119	295, 300	326, 500	359, 900	
120	295, 700	326, 700	360, 400	
121	296, 000	326, 900	360, 800	
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		

(号外) 報恤

141	302, 100	333, 200				
142	302, 500	333, 600				
143	302, 900	333, 900				
144	303, 200	334, 300				
145	303, 400	334, 600				
146	303, 600	335, 000				
147	303, 900	335, 400				
148	304, 300	335, 800				
149	304, 500	336, 100				
150	304, 700	336, 500				
151	305, 000	336, 900				
152	305, 300	337, 300				
153	305, 700	337, 600				
154	305, 900					
155	306, 100					
156	306, 400					
157	306, 700					
158	307, 000					
159	307, 300					
160	307, 600					
161	308, 000					
162	308, 300					
163	308, 600					
164	308, 900					
165	309, 300					
166	309, 600					
167	309, 900					
168	310, 200					
169	310, 600					
再任 用職 員	235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200
備考	この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。					370, 600

外町職員

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員 の区分 号俸	職務 の級						35 36	37 38 39 40	212,800 213,900	262,700 263,700	306,000 307,600	342,800 344,700	385,000 386,600	
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級								
1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200	362,900	41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600	435,300	429,900
2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400	365,500	42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800	436,000	431,100
3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700	367,900	43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000	433,900	433,700
4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900	370,500	44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100	437,400	
5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100	372,400	45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800	438,200	
6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100	374,900	46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500	439,000	
7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	377,200	47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200	439,400	
8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500	379,700	48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900	440,100	
9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400	382,100	49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500	440,600	
10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600	384,800	50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100	441,000	
11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600	387,400	51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600	441,400	
12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800	390,100	52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000	441,800	
13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600	392,500	53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400	442,200	
14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600	394,800	54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700	442,600	
15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600	397,000	55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000	443,000	
16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600	399,400	56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300	
17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300	401,200	57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600	
18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	403,200	58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000	
19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100	405,100	59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300	
20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000	406,900	60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600	
21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900	408,800	61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900	
22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800	410,600	62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100	445,200	
23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800	412,400	63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400	445,500	
24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700	414,300	64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700		
25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700	416,100	65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000		
26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600	417,600	66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,600		
27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600	419,100	67	242,000	305,400	336,600	379,900	406,600		
28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600	420,700	68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900		
29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100	422,300	69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100		
30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900	423,600	70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400		
31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700	424,900	71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700		
32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300	426,100	72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000		
33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100	427,300	73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200		
34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500	428,600	74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500		

官 報 (号 外)

令和四年十一月十一日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

七六

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同号ロ中「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(一部改正)

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第六十五条号の一部を次のように改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額
1		398,000
2		456,000
3		516,000
4		596,000
5		693,000
6		791,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額
1		332,000
2		367,000
3		394,000

第七条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(一部改正)

第五条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百二十五号)

の一部を次のように改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額
1		376,000
2		422,000
3		472,000
4		533,000
5		608,000
6		710,000
7		830,000

第八条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改める。

第五条 次に掲げる法律の規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第四条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。(人事院規則への委任)

第二条 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下この項及び次条において「給与法」という。)第十九条の七第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与法(次条において「改正後の給与法」という。)の規定、

第三条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この

令和四年十一月十日

内閣委員長 古賀友一郎

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定について同じ。による改正後の任期付研究員法(次条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第四条の規定(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。)第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において「改正後の任期付職員法」という。)の規定及び次条において「任期付職員法」という。第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において同じ。)の規定は、「改正後の任期付職員法」という。の規定は、令和四年四月一日から適用する。

一、費用 本法施行に要する経費は、令和四年度において、約二億円である。

一、費用

本法施行に要する経費は、令和四年度において、約二億円である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

令和四年十一月四日

内閣

參議院議長 尾辻 秀久殿
衆議院議長 細田 博之

審査報告書 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよう

うに改正する。

第七条の二(ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。)

別表第三俸給月額の欄中「二六四、七〇〇円」を「二六五、二〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から

施行する。

2 第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律第七条の二ただし書の改正規定を除く。次条において「改正後の給与法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和四年十一月十日

経済産業委員長 吉川 沙織

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において

経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)に対する経済産業大臣による液化天然ガス(LNG)の調達を要請については、その要件をあらかじめ具体的に定めること等により、予見可能性を高めるよう努めること。また、LNGの調達から利用まで相当な時間要することから、世界的なLNGの需給状況を踏まえつつ、民間事業者と緊密に連携をとって、緊急時に速やかに必要な調達が行われるよう万全を期すこと。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 電力・ガスを含め、国民が安心して暮らせる

我が國のあるべきエネルギー・ミックスの姿を広く示し、その実現に必要な政策的措置を含めて、国会での議論を丁寧に進めながら、政府と

して責任を持つてその実現に向けた取組を推進すること。ガス分野においては、二〇五〇年

カーボンニュートラルの実現に向けて、合成メタンを製造するためのメタネーション技術の開

発や効率的な熱利用等の熱需要における脱炭素

化の促進のために実効的な措置を講ずること。また、安定的なエネルギー供給の確保の観点から、国内におけるバイオマスやメタンハイドレート等の資源開発を更に推進すること。

五 ガスの使用制限を実施するに当たつては、対象となる需要家等の予見可能性を確保するため、事前に十分な調整を行うとともに、制度の趣旨及び対象範囲や制限の方法等について国民や関係者に対する周知徹底を図るなど、制度の運用に万全を期すこと。また、使用制限による需要家への影響が最小限に抑えられるよう、できる限り勧告制度を活用するなど、十分に配慮すること。

六 ガスの使用を制限することは、国民生活及び企業活動等に重大な影響を与えるおそれがあることにより、予見可能性を高めるよう努めること。また、LNGの調達から利用まで相手先との協議等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

四 緊急時における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)に対する経済産業大臣による液化天然ガス(LNG)の調達を要請については、その要件をあらかじめ具体的に定めること等により、予見可能性を高めるよう努めること。また、LNGの調達から利用まで相手先との協議等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

五 ガスの使用制限を実施するに当たつては、対象となる需要家等の予見可能性を確保するため、事前に十分な調整を行うとともに、制度の趣旨及び対象範囲や制限の方法等について国民や関係者に対する周知徹底を図るなど、制度の運用に万全を期すこと。また、使用制限による需要家への影響が最小限に抑えられるよう、できる限り勧告制度を活用するなど、十分に配慮すること。

六 ガスの使用を制限することは、国民生活及び企業活動等に重大な影響を与えるおそれがあることにより、予見可能性を高めるよう努めること。また、LNGの調達から利用まで相手先との協議等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

三 LNGは、都市ガス用のみならず発電用にも使用されることに鑑み、緊急時にJOGMECが調達するLNGの事業者への供給について

は、運用の明確化を図り、適切な配分が行われるよう努めること。また、JOGMECによる調達価格と手数料の転嫁に当たっては、過大な転嫁とならないよう内容を吟味すること。

四 緊急時にJOGMECがLNG調達に関する業務を適切に実施できるよう、あらかじめ業務内容を定めるとともに、民間事業者との役割分担を明示し、その体制の整備に必要な措置を講ずること。また、資源開発は投資の回収期間が長く不確実性の高い事業であるが、過度な繰越欠損金の計上が継続しないように、事業計画の確認や業務の実績評価を適切に行うこと。

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

令和四年十一月四日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案 ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案 (ガス事業法の一部改正) 第一条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六章 あつせん及び仲裁(第一百七条・第一百八条)」を「第六章 ガスの使用制限等(第一百六条の二・第一百六条の三)」に、「第七章(第一百七条・第一百八条)」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に改める。

第二百条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第十七号中「の規定」を「又は第一百六条の三第一項の規定」に、「者」を「とき」に改め、同条第十二号及び第十三号中「者」を「とき」に改める。
第二百一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第十七号中「の規定」を「又は第八十条の八第二項」を「第八十条の八第一項又は第一百六条の三第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条第八号から第十三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第八号から第十三号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第二百条中「者」を「とき」に改める。
第二百四十四条中「者」を「とき」に改め、同条各号中「者」に改める。
第二百五十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。
第二百九十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。
第二百九十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第二百条中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改める。
第二百条中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「選任しなかつたとき」に改め、同条第四号から第六号までの規定による液化天然ガスの調達を要請することができる。(ガスの使用制限等)
第二百条中「経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かくの如き。」に改める。
第二百九十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。
第二百九十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

官報(号外)

(高圧ガス保安法等の一一部を改正する法律の一部改正)		防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案			
第五条 高圧ガス保安法等の一一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)の一一部を次のよつて改正する。		「一 費用			
<p>第三条のうち、ガス事業法第百九十四条から第一百九十六条まで、第百九十九条及び第二百条の改正規定を削り、同法第二百一条の改正規定を行為をした者は」に改め、同条第一号」を「第二百一条第一号」に改め、「[者]を「[ヒキ]」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「[者]を「[ヒキ]」に」を削り、「加え、「[者]を「[ヒキ]」に改め」を「加え」に改め、同条第六号から第十二号までの改正規定を削る。</p>					
<p>審査報告書</p>					
<p>防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案</p>					
<p>右は全会一致をもつて可決すべしものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。</p>					
<p>令和四年十一月十日</p>					
<p>外交防衛委員長 阿達 雅志</p>					
<p>参議院議長 尾辻 秀久殿</p>					
<p>要領書</p>					
<p>一、委員会の決定の理由</p>					
<p>本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じるものであつて、妥当な措置と認め</p>					
<p>る。</p>					
<p>別表第一及び別表第二を次のよつて改める。</p>					
<p>別表第一</p>					
<p>自衛隊教官俸給表(第四条—第五条関係)</p>					
職員の区分		職務の級	1 級	2 級	3 級
号	俸	俸	給	月	額
1	1	207,400	209,100	210,700	212,400
2	2	332,200	334,400	336,500	338,500
3	3	332,200	334,400	336,500	338,500
4	4	332,200	334,400	336,500	338,500
5	5	340,600	342,400	344,200	345,800
6	6	340,600	342,400	344,200	345,800
7	7	340,600	342,400	344,200	345,800
8	8	340,600	342,400	344,200	345,800
9	9	347,500	349,600	351,700	353,800
10	10	347,500	349,600	351,700	353,800
11	11	347,500	349,600	351,700	353,800
12	12	347,500	349,600	351,700	353,800
13	13	355,900	357,900	359,900	361,900
14	14	355,900	357,900	359,900	361,900
15	15	355,900	357,900	359,900	361,900
16	16	355,900	357,900	359,900	361,900
17	17	363,500	365,400	367,200	369,200
18	18	363,500	365,400	367,200	369,200
19	19	363,500	365,400	367,200	369,200
20	20	363,500	365,400	367,200	369,200
21	21	370,800	372,700	374,500	376,400
22	22	370,800	372,700	374,500	376,400
23	23	370,800	372,700	374,500	376,400
24	24	370,800	372,700	374,500	376,400
25	25	377,700	379,500	381,300	383,100
26	26	377,700	379,500	381,300	383,100

外(号)報

27	261,900	381,300	57	324,200	429,100
28	264,100	383,200	58	326,300	430,600
29	266,600	385,000	59	328,400	431,800
30	268,900	386,900	60	330,400	433,000
31	271,100	388,800	61	332,500	434,200
32	273,200	390,800	62	334,600	435,500
33	275,300	392,500	63	336,800	436,800
34	277,500	394,200	64	339,000	438,000
35	279,600	395,800	65	340,700	439,200
36	281,500	397,600	66	342,900	440,400
37	283,800	398,800	67	344,900	441,600
38	285,500	400,300	68	347,100	442,800
39	287,400	401,700	69	348,900	444,000
40	289,200	403,100	70	350,800	445,200
41	290,600	404,800	71	352,800	446,400
42	292,700	406,200	72	354,800	447,600
43	294,700	407,500	73	356,400	448,700
44	296,900	409,000	74	358,300	449,300
45	298,900	410,600	75	360,100	449,800
46	301,300	411,900	76	362,000	450,300
47	303,500	413,400	77	363,800	450,800
48	306,100	415,000	78	365,500	
49	308,300	416,700	79	367,200	
50	310,700	418,100	80	368,800	
51	313,000	419,700	81	370,300	
52	315,200	421,200	82	371,800	
53	317,300	422,900	83	373,300	
54	319,100	424,400	84	374,700	
55	320,700	426,000	85	375,800	
56	322,300	427,600	86	377,200	

87	378, 600	117	408, 500	
88	379, 900	118	409, 000	
89	381, 200	119	409, 400	
90	382, 500	120	409, 800	
91	383, 700	121	410, 200	
92	385, 000	122	410, 500	
93	386, 300	123	410, 800	
94	387, 400	124	411, 000	
95	388, 700	125	411, 200	
96	389, 900	126	411, 500	
97	391, 300	127	411, 800	
98	392, 300	128	412, 000	
99	393, 400	129	412, 200	
100	394, 400	130	412, 500	
101	395, 300	131	412, 800	
102	396, 300	132	413, 000	
103	397, 400	133	413, 200	
104	398, 500	134	413, 500	
105	399, 200	135	413, 800	
106	400, 100	136	414, 000	
107	401, 000	137	414, 200	
108	401, 900	138	414, 500	
109	402, 700	139	414, 800	
110	403, 600	140	415, 000	
111	404, 400	141	415, 200	
112	405, 200	142	415, 500	
113	405, 800	143	415, 800	
114	406, 500	144	416, 000	
115	407, 200	145	416, 200	
116	407, 900			331, 100
再 任 用 職 員				

別表第二 自衛官俸給表 第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係

職員区分 号俸	階級 陸海空將	俸給月額		1等陸佐		2等陸佐		3等陸佐		1等陸尉		2等陸尉		3等陸尉		准陸尉		陸曹長		1等陸曹		2等陸曹		3等陸曹		陸士長		1等陸士	
		(一)	(二)	陸將補	陸將補	陸佐	陸佐	陸佐	陸佐	陸尉	陸尉	陸尉	陸尉	陸尉	陸尉	准陸尉	准陸尉	陸曹長	陸曹長	陸曹長	陸曹長	陸曹長	陸士長	陸士長	陸士長	陸士長	陸士長	陸士長	1等海曹
1	1	706,000	706,000	513,400	462,500	450,200	396,200	347,100	322,500	284,900	259,400	251,600	243,100	236,900	236,800	228,100	206,300	191,900	191,800	191,900	191,800	191,900	191,800	191,900	191,800	184,300	184,300		
2	2	761,000	516,600	465,500	452,200	398,900	349,500	324,400	286,800	261,400	252,600	245,300	239,100	239,000	230,300	209,300	193,800	193,800	193,700	193,800	193,700	193,800	193,700	193,800	185,500	185,500			
3	3	818,000	519,800	468,500	454,200	401,600	351,900	326,300	288,700	263,400	253,600	247,500	241,300	241,200	232,500	212,300	195,700	195,700	195,600	195,700	195,600	195,700	195,600	195,700	188,700	188,700			
4	4	895,000	523,000	471,500	456,200	404,300	354,300	328,200	290,600	265,400	254,600	249,700	243,500	243,400	234,700	215,300	197,600	197,600	197,500	197,600	197,500	197,600	197,500	197,600	187,900	187,900			
5	5	965,000	526,300	474,600	458,000	406,900	356,700	328,900	292,300	267,500	255,400	251,700	245,500	245,400	236,700	218,100	199,400	199,300	199,300	199,400	199,300	199,400	199,300	189,100	189,100				
6	6	1,035,000	529,500	477,600	460,000	409,600	359,400	332,300	293,800	269,500	256,400	253,700	247,500	247,400	238,900	220,500	201,100	200,200	190,300	190,300	190,300	190,300	190,300	190,300	191,500	191,500			
7	7	1,107,000	532,700	480,600	462,000	412,300	362,000	334,700	295,300	271,500	257,400	255,700	249,500	249,400	241,100	223,000	202,800	201,100	201,100	201,100	201,100	201,100	201,100	192,700	192,700				
8	8	1,175,000	535,900	483,600	464,000	415,000	364,400	337,100	296,800	273,500	258,400	257,700	251,500	251,400	243,300	225,500	204,500	202,000	202,000	202,000	202,000	202,000	202,000	192,700	192,700				
9	9	539,200	486,500	466,000	417,600	367,100	338,600	298,300	275,600	259,400	253,300	253,200	245,300	245,300	227,800	206,000	202,700	193,900	193,900	193,900	193,900	193,900	193,900	193,900	193,900				
10	10	541,700	489,300	467,900	420,300	369,800	341,100	299,600	277,500	261,400	255,300	255,200	247,300	247,300	229,900	208,300	203,700	195,100	195,100	195,100	195,100	195,100	195,100	195,100	195,100				
11	11	544,200	492,100	469,800	423,000	343,600	301,000	279,400	263,400	257,300	249,300	249,200	251,300	251,300	232,000	210,600	204,700	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
12	12	546,700	494,900	471,700	425,700	375,200	346,100	302,400	281,300	265,400	265,400	265,400	259,300	259,300	234,100	212,900	205,700	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
13	13	549,100	497,500	473,500	428,400	377,600	348,600	303,600	283,100	267,400	267,400	267,400	261,000	261,000	253,100	236,300	215,100	206,700	198,600	198,600	198,600	198,600	198,600	198,600	198,600	198,600			
14	14	550,600	500,100	475,500	430,700	380,100	350,900	305,000	284,500	269,200	269,000	269,000	262,900	262,900	260,900	253,100	238,200	217,400	207,600	199,700	199,700	199,700	199,700	199,700	199,700	199,700			
15	15	552,100	502,700	477,500	433,000	382,600	353,200	306,400	285,900	271,100	271,000	271,000	264,900	264,800	257,100	240,200	219,700	208,500	200,700	198,600	198,600	198,600	198,600	198,600	198,600	198,600			
16	16	553,600	505,300	479,500	435,300	385,200	355,500	307,700	287,300	273,000	273,000	273,000	266,900	266,800	259,100	242,200	222,000	209,400	201,700	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500			
17	17	555,200	507,900	481,300	437,500	387,500	357,300	308,700	288,700	274,700	274,600	274,600	268,400	268,300	260,800	243,800	224,100	210,300	202,700	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500			
18	18	556,700	510,500	483,200	439,500	389,900	359,600	309,900	290,100	276,200	276,000	276,000	269,800	269,700	262,600	245,700	226,100	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
19	19	558,200	513,100	485,100	441,500	392,300	361,900	311,100	291,500	277,700	277,400	277,400	271,200	271,100	264,600	247,600	228,100	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
20	20	559,700	515,700	487,000	443,500	394,700	364,000	312,300	292,900	279,200	278,800	278,800	272,600	272,500	272,300	257,100	237,200	210,300	202,700	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500			
21	21	561,200	518,200	488,900	445,500	396,900	366,100	313,500	294,200	280,600	280,000	280,000	273,800	273,700	268,100	251,400	231,900	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
22	22	562,800	520,100	490,500	447,300	399,300	368,500	315,200	295,300	281,800	281,300	281,300	275,100	275,000	269,500	253,300	233,600	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
23	23	564,400	522,000	492,100	449,100	401,700	370,900	316,900	296,500	283,100	282,600	282,600	276,400	276,300	270,900	255,200	235,400	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
24	24	566,000	523,900	493,700	450,900	404,100	373,300	318,500	297,700	284,400	283,900	283,900	277,700	277,600	272,300	257,100	237,200	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
25	25	567,500	525,600	495,100	452,700	406,200	375,600	320,200	298,800	285,500	285,000	285,000	279,000	278,900	273,600	259,000	238,500	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
26	26	569,000	526,800	496,500	454,500	408,400	377,900	322,200	299,900	286,700	286,100	286,100	280,000	279,900	274,900	257,000	236,600	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
27	27	570,500	528,000	497,900	456,300	410,600	380,200	324,200	301,000	287,800	287,200	287,200	281,100	281,000	276,200	256,200	235,400	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
28	28	572,000	529,200	499,300	458,100	412,800	382,500	326,200	302,100	288,900	282,200	282,200	282,100	282,000	277,500	256,300	234,900	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
29	29	573,500	530,200	499,800	459,300	414,900	384,500	328,200	303,300	289,700	289,200	289,200	283,100	283,000	278,800	256,600	235,500	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
30	30	574,900	531,300	-501,400	461,700	386,700	330,000	304,600	290,700	290,300	294,200	294,100	289,900	289,800	279,800	257,000	236,600	210,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
31	31	576,300	532,400	502,200	462,400	419,200	388,900	331,800	305,900	291,700	291,400	291,300	285,300	285,200	280,900	268,400	247,700	220,300	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500	197,500				
32	32	577,700	533,500	503,000	463,700	421,400	391,200	333,700	307,200	292,700	292,500	292,400	286,400	286,300	282,000</td														

官報(号外)

令和四年十一月三十日 参議院令議録第大町 防衛省の證眞の総合等に關する法律の一編を記す

六四

33	578,900	554,500	503,800	464,900	423,300	393,300	355,400	308,400	293,600	293,500	287,400	287,300	282,800	271,000	249,700
34	580,300	535,500	504,600	466,200	425,500	395,400	337,400	310,000	294,600	294,400	288,300	288,200	283,900	272,200	
35	581,700	536,500	505,400	467,500	427,700	397,500	339,400	311,600	295,600	295,300	289,200	289,100	285,000	273,400	
36	583,100	537,500	506,200	468,800	429,900	399,600	341,400	313,200	296,600	296,200	290,100	290,000	286,100	274,600	
37	584,300	538,300	506,800	469,900	431,800	401,500	343,200	314,600	297,600	297,200	291,000	290,900	287,100	275,700	
38	585,500	539,200	507,600	470,700	433,800	403,600	345,000	316,400	298,800	298,400	292,200	292,100	288,000	276,800	
39	586,700	540,100	508,400	471,500	435,800	405,700	346,700	318,200	300,000	299,600	293,400	293,300	288,900	277,900	
40	587,900	541,000	509,200	472,300	437,800	407,900	348,400	320,200	301,200	300,700	294,600	294,500	289,800	278,900	
41	589,000	541,700	509,800	473,100	439,600	409,800	350,100	321,700	302,200	301,500	295,400	295,200	290,800	279,600	
42	590,000	542,600	510,300	473,900	441,500	411,900	352,200	323,500	303,100	297,000	296,800	291,900	280,600	271,000	
43	591,000	543,500	510,800	474,700	443,400	414,000	354,300	325,300	305,600	304,700	298,600	298,400	293,000	281,600	
44	592,000	544,400	511,300	475,500	445,300	416,100	356,400	327,100	307,300	306,300	300,200	300,000	294,100	282,600	
45	592,800	545,100	511,700	476,100	447,100	418,100	358,300	328,900	308,900	307,800	301,700	301,500	294,800	283,500	
46	512,200	476,900	448,700	420,100	360,100	331,000	310,600	309,400	303,300	303,100	296,400	296,200	284,500		
47	512,700	477,700	450,300	422,100	361,900	333,100	312,300	311,000	304,900	304,700	298,000	298,200	285,500		
48	513,200	478,500	451,900	424,100	363,700	335,200	314,000	312,800	306,700	306,500	299,600	299,400	286,500		
49	513,500	479,100	453,500	426,100	365,300	337,100	315,600	314,100	307,900	307,800	301,100	287,400			
50	514,000	479,800	454,700	427,300	367,200	338,800	317,500	315,900	309,700	309,600	302,700	288,400			
51	514,500	480,500	455,900	428,500	369,100	340,500	319,400	317,700	311,500	311,400	304,700	304,300	289,400		
52	515,000	481,200	457,100	429,700	371,000	342,300	321,300	319,500	313,300	313,200	305,900	305,700	290,400		
53	515,300	481,800	458,400	430,700	372,700	344,100	323,000	321,200	315,100	315,000	307,400	291,200			
54	515,700	482,400	459,600	431,600	374,400	346,000	324,900	323,000	316,800	316,600	309,000	292,400			
55	516,100	483,000	460,800	432,500	376,200	348,000	326,700	324,700	318,500	318,200	310,600	293,600			
56	516,500	483,600	462,000	433,400	378,000	350,000	328,600	326,400	320,200	319,800	312,200	294,800			
57	517,000	484,300	463,100	434,400	379,400	351,700	330,400	327,800	321,600	321,200	313,600	295,900			
58	484,900	464,000	435,400	381,200	353,400	332,200	329,600	325,200	322,800	315,100	297,200				
59	485,500	464,900	436,400	383,100	355,100	333,900	331,300	324,800	324,400	316,600	298,500				
60	486,100	465,800	437,400	385,000	356,800	335,600	333,000	326,400	326,000	318,100	299,800				
61	486,700	466,800	438,200	386,600	358,600	337,400	334,900	327,900	327,500	319,500	300,600				
62	487,200	467,400	439,000	388,400	360,300	339,300	336,800	329,800	329,200	320,800	301,900				
63	487,700	468,000	439,800	390,200	362,000	341,200	338,700	331,700	330,900	322,100	303,200				
64	488,200	468,600	440,600	392,000	363,700	343,100	340,700	333,700	332,700	332,400	304,500				
65	488,700	469,200	441,200	393,500	365,100	345,000	342,200	335,200	334,300	324,700	305,600				
66	489,200	469,700	442,000	395,100	366,800	346,800	343,800	335,800	336,100	326,600					
67	490,700	471,200	442,800	396,700	368,500	348,600	345,500	338,500	337,400	327,500					
68	490,200	470,700	443,600	398,300	370,200	350,400	347,200	340,200	339,000	328,900	308,800				
69	490,700	471,200	444,300	399,900	371,700	352,200	348,500	341,500	340,400	330,100	309,600				
70	491,200	471,700	445,100	401,200	373,400	353,800	350,300	343,200	342,100	331,500	310,200				
71	491,700	472,200	445,900	402,500	375,200	355,400	352,100	344,900	343,800	332,900	310,800				
72	492,200	472,700	446,700	403,800	377,000	357,100	353,900	346,600	345,500	334,300	311,400				

官 報 (号 外)

備考(一) 総合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二階級に定める額の俸給を支給するものとする。

（→ 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらない限り）は、前記規定に従って加算する）ことを困難とする理由により追徴した職員で「政策で定めるもの」を除く）については、この表の規定にのちわらず、その者の退職の日の前日に減っていた賃額の額に定める額の俸給を支給する。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一
部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「百分の四十五」を「百
分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分的
五十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分的
五十五」に改める。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第
二十五条の二第三項中「百分の百六十七・五」を
「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第二条の規定は、令和五年四月一日から
施行する。

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する
法律(以下この項及び次条において「法」とい
う)第十八条の二の二、第二十五条第三項及び
第二十五条の二第三項の改正規定を除く。次条
において同じ。)による改正後の法(次条におい
て「新法」という。)の規定は、令和四年四月一日
から適用する。

(給与の内扱)

第二条 新法の規定を適用する場合においては、
第一条の規定による改正前の法の規定に基づい
て支給された給与は、新法の規定による給与の
内扱とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に関し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

競馬法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年十一月十日

農林水産委員長 山下 雄平

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、競馬の健全な発展を図ることとも
に、競馬に対する国民の信頼を確保するため、
競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し、
地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化及び
延長並びに競馬の公正かつ円滑な実施を確保す
るために必要な措置の充実等の措置を講じよう
とするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国は古くより農耕や神事・祭事において馬
に関わる文化を育み、現在も乗馬、在来種の保
存、ホースセラピーなどが行われており、競馬が
健全に発展することで、こうした馬事文化の継
承・発展に寄与することが期待される。

インターネット投票が普及し、地方競馬におい

ては、競馬活性化計画に基づき、主催者が收支改
善のための取組を実施してきた結果、中央競馬は
令和三事業年度に売得金が三兆円を超える、地方競

馬でも令和二年度に二十九年ぶりに売得金が九千
億円を超えるなど、その売上は堅調な状況にあ
る。引き続き堅調な売上を維持するためには、地
方競馬の魅力の更なる向上、施設の老朽化への対
応、馬産地の生産基盤の強化等が必要である。

一方、競馬関係者による不適切事案の発生は、
競馬に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況を
生じさせた。

こうした状況を踏まえ、地方競馬がこれまで畜
産振興や地域経済等に重要な役割を果たしてきた
ことによるところに鑑み、更に地方競馬の振興を図ることとも
に、競馬に対する国民の信頼を確保していく必要
がある。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項
の実現に万全を期すべきである。

一 地方競馬への支援措置の拡充に当たっては、
長期にわたり計画的に競馬活性化事業を実施す
ることにより地方競馬の経営基盤の強化が図ら
れ、地方競馬が畜産振興及び地方財政の改善に
一層貢献できるよう指導すること。また、畜産
振興勘定から競馬活性化勘定への繰入れはあく
まで必要最小限とすべきものであり、繰入れの
趣旨、目標を明確化した上で毎年の繰入れ状況
を公開すること。併せて、繰入れに当たつて
は、法律の趣旨である畜産振興への寄与が阻害
されないよう十分配慮すること。さらに、目標
達成状況を常に点検・検証し、繰入れ措置の見
直しも含めて検討すること。

二 馬産地への支援の恒久化に当たつては、長期
にわたり計画的に競走馬生産振興事業を実施す
ることにより馬産地の生産基盤の強化や新たな
発想をいかした就農の促進が図られ、競走馬の
安定供給と強い馬づくりが推進されるよう指導
すること。

三 競馬の売上げの一部が畜産振興、社会福祉事
業等への貢献及び地方財政の改善に活用され
ることについて、国民一般の理解が一層深ま
るよう努めること。また、ギャンブル等依存症
対策を総合的かつ計画的に推進すること。

四 日本中央競馬会のレース映像提供施設に関し
ては、地方公共団体や広く地域の理解を得て設
置するよう指導すること。

五 売得金に占めるインターネット投票等の割合
が年々増加する中にあつて、競馬場の入場者数
の増加は、競馬関連事業の継続発展や雇用を創
出するなど地域経済へ寄与することが見込まれ
るため、家族連れで入場しやすい親しみのある
競馬場づくり、ファンサービスの向上、競馬場
周辺の観光との連携等来場促進の取組がなされ
るよう指導すること。

六 競馬における職場環境の整備や人材の確保が
競馬の魅力の更なる向上に果たす役割に鑑み、
警備員や厩舎で雇用される厩務員なども含めた
全ての競馬事業に従事する者の社会保険の加入
や競馬主催者間の賃金格差の縮小といった処遇
や職場環境が改善するよう、また、研修の充実
や技術の継承等による人材の育成・確保が図ら
れるよう努めること。

七 本法に基づづく地方競馬全国協会の資金確保措
置による地方競馬の経営基盤の強化の状況を常
に分析・検証し、その結果を公開するととも
に、これに基づき、地方競馬の振興の在り方に
ついて必要な措置の検討を進めること。

第二十四条及び第二十五条第三項中「公正」の下に「を確保し、又は競馬の円滑な実施」を加える。

第三十三条及び第三十四条を削り、第三十二条の十を第三十八条とする。

第三十二条の九第五号中「第二十三条の四十五第二項」を「第二十三条の四十六第二項」に改め、同条を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする。

第三十二条の七の次に次の二条を加える。

第三十三条 第二十九条の規定に違反した者は、二百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者(第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。)は、百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者(その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

附則第八条の見出し中「協会の行う業務」を「競馬活性化業務」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「日本中央競馬会は」を「第二十三条の四十四第三項に定めるもののほか、日本中央競馬会は」に、「令和四事業年度」を「令和九事業年度」に、「次に掲げる業務」を「競馬活性化業務」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削り、同項を同条とする。

附則中第九条を削り、第十条を第九条とする。

附 則

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条第二項の改正規定(「令和四事業年度」を「令和九事業年度」に改める部分に限る)及び附則第四条の規定 公布の日

二 目次の改正規定(「第三十四条」を「第三十八条」に改める部分に限る)、第二十三条の三条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十一条及び第三十四条を削り、第二十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の

九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え)

二 目次の改正規定(「第三十四条」を「第三十八条」に改める部分に限る)、第二十三条の三条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十一条及び第三十四条を削り、第二十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の

九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え)

三 目次の改正規定(「第三十四条」を「第三十八条」に改める部分に限る)、第二十三条の三条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十一条及び第三十四条を削り、第二十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の

九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え)

四 目次の改正規定(「第三十四条」を「第三十八条」に改める部分に限る)、第二十三条の三条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十一条及び第三十四条を削り、第二十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の

九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え)

五 目次の改正規定(「第三十四条」を「第三十八条」に改める部分に限る)、第二十三条の三条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十一条及び第三十四条を削り、第二十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の

九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え)

六 目次の改正規定(「第三十四条」を「第三十八条」に改める部分に限る)、第二十三条の三条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十一条及び第三十四条を削り、第二十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の

九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え)

七 目次の改正規定(「第三十四条」を「第三十八条」に改める部分に限る)、第二十三条の三条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十一条及び第三十四条を削り、第二十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の

九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え)

八 目次の改正規定(「第三十四条」を「第三十八条」に改める部分に限る)、第二十三条の三条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十一条及び第三十四条を削り、第二十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の

九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一 我が国の産業や港湾の国際競争力強化につなげるために早期かつ適切に対応すること。また、港湾における脱炭素化の推進には船社等港湾の利用者による取組も極めて重要であることから、水素やアンモニアを動力源とする船舶の利用見込みやこれらによる脱炭素化の数値目標、効果についても指標として明確化するとともに、これらの船舶の早期実用化に向け必要となる技術開発への支援にも努めること。

審査報告書

港湾法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年十一月十日

国土交通委員長 蓮

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に資する港湾の効果的な利用を推進するため、港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成、同計画に基づき分区内の規制を強化し、又は緩和することができる制度の創設等の措置を講ずるとともに、港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化を図るため、国が港湾施設の管理を自ら行うことができる制度の拡充、行政財産である緑地等の貸付けに係る制度の創設、国が設置し、及び管理する電子情報処理組織の追加等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 我が国の産業や港湾の国際競争力強化につなげるために早期かつ適切に対応すること。また、港湾における脱炭素化の推進には船社等港湾の利用者による取組も極めて重要であることから、水素やアンモニアを動力源とする船舶の利用見込みやこれらによる脱炭素化の数値目標、効果についても指標として明確化するとともに、これらの船舶の早期実用化に向け必要となる技術開発への支援にも努めること。

審査報告書

港湾法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年十一月十日

国土交通委員長 蓮

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に資する港湾の効果的な利用を推進するため、港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の策定を促すとともに、事業者が同計画に基づく港湾脱炭素化促進事業により取得する荷役機械に対する税制上の措置のみならず、同計画に伴つて整備する港湾施設への補助等の予算措置について検討すること。あわせて、老朽化した港湾施設の更新、周辺道路の整備、航路の浚渫等、港湾管理に必要な事業に対する支援についても充実を図ること。

特に、水素等の関連施設における安全対策や保安対策については、港湾管理者等とともに万全を期すこと。

三 港湾脱炭素化推進計画の実効性確保の観点から、関係事業者の労使双方が港湾脱炭素化推進協議会の構成員として参画できるよう、港湾管

理者に配慮を求める。

第四節 港湾管理者の業務に関する国 の関与

第四十八条を削り、第四十九条を第四十八条とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 港湾に関する情報の管理等

第四十九条の二を第四十八条の二とし、第五十条を第四十八条の三とし、第五十条の二を第四十八条の四とする。

第五十条の三第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十九条とし、同条の前に次の節名を付する。

第六節 協議会

第五十条の四第三項中「第一項の協議を行うための会議」を「協議会」に改め、同条を第四十九条の二とする。

第五十条の五第二項中「同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「同項中「前三項」とあるのは」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の章名、一節及び節名を加える。

第九章 港湾の効果的な利用に関する計 画

第一節 港湾脱炭素化推進計画

(港湾脱炭素化推進計画の作成)

第五十条の二 港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス(同法第二条第三項

に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。次項において同じ。)の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るために資する港湾脱炭素化推進計画(以下「港湾脱炭素化推進計画」という。)を作成することができる。

2 港湾脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針

3 前号の目標を達成するために行う港湾における脱炭素化の促進に資する事業(以下「港湾脱炭素化促進事業」という。)及びその実施主体に関する事項

4 港湾脱炭素化推進計画は、基本方針に適合したものでなければならない。

5 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第二項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第一号又は第五号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

7 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第四号に掲げる事項を定める場合において、当該事項に係る第五十四条の三第一項において、当該事項に係る第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

8 前項に定めるもののほか、港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第四号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該事項について第五十四条の三第四項に規定する措置を講じなければならない。

9 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第二項第三号の実施主体に送付しなければならない。

10 国土交通大臣は、前項の規定により港湾脱炭素化推進計画を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

11 第五項から前項までの規定は、港湾脱炭素化推進計画の変更について準用する。

(港湾脱炭素化推進協議会)

第五章 港湾脱炭素化推進計画を作成し

ようとする港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

12 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者

二 港湾脱炭素化推進計画に定めようとする港湾脱炭素化促進事業を実施すると見込まれる者

三 関係する地方公共団体

四 当該港湾の利用者、学識経験者その他の管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第一号に掲げる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正當な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならぬ。

5 国土交通大臣は、港湾脱炭素化推進計画の作成が円滑に行われるよう、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

6 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(港湾脱炭素化推進計画に係る港湾施設等の認定等の特例)

第五十条の四 第五十条の二第三項第一号に掲げる事項が定められた港湾脱炭素化推進計画が同条第九項(同条第十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る施設についての第一条第六項の規定による認定があつたものとみなす。

2 第五十条の二第三項第一号、第四号又は第五号に掲げる事項が定められた港湾脱炭素化推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る港

湾脱炭素化促進事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可、第五十四条の二第二項の認定又は第五十五条の七第一項の規定による同項の政令で定める基準に適合する者である旨の認定があつたものとみなす。

3 第五十条の二第三項第三号に掲げる事項が定められた港湾脱炭素化推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、第三十八

条の二第一項又は第四項の規定による届出があつたものとみなす。

(脱炭素化推進地区)

第五十条の五 港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、当該港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、第三十九条の規定により指定した分区の区域内において、当該目標の達成に資する土地利用の増進を図ることを目的とする一又は二以上の区域(次項において「脱炭素化推進地区」という。)を定めることができる。

2 脱炭素化推進地区的区域内における第四十一条第一項の規定による貸付けを受けた行うを「第五十四条の三第二項の認定を受けるための必要な」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「を定めようとする」を「を定める」に改め、同条第八項中「特定港湾管理者」を「前項に定めるもののほか、特定港湾管理者」に、「定めようとするときは」を「定めるときは、あらかじめ」に、「内容を公衆の総覽に供することその他第五十四条の三第七項の規定による貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するため必要な」を「について第五十四条の三第四項に規定する」に改め、同条第九項中「港湾管理者、特定利用推進計画を」を「港湾管理者」に改め、同条第十項中「特定港湾管理者」を「同項

第四十条第一項

ものを

第四十条第一項	ものを	もの(第五十条の五第一項に規定する脱炭素化推進地区の区域内においては、当該脱炭素化推進地区に係る第五十条の二第一項に規定する港湾脱炭素化推進計画の目標の達成に資するものとして当該地方公共団体の条例で定めるものを除き、当該脱炭素化推進地区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて当該条例で定めるものを含む。以下「特定構築物」という。)を	該脱炭素化推進地区に係る第五十条の二第一項に規定する港湾脱炭素化推進計画の目標の達成に資するものとして当該地方公共団体の条例で定めるものを除き、当該脱炭素化推進地区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて当該条例で定めるものを含む。以下「特定構築物」という。)を	該脱炭素化推進地区に係る第五十条の二第一項に規定する港湾脱炭素化推進計画の目標の達成に資するものとして当該地方公共団体の条例で定めるものを除き、当該脱炭素化推進地区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて当該条例で定めるものを含む。以下「特定構築物」という。)を	該脱炭素化推進地区に係る第五十条の二第一項に規定する港湾脱炭素化推進計画の目標の達成に資するものとして当該地方公共団体の条例で定めるものを除き、当該脱炭素化推進地区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて当該条例で定めるものを含む。以下「特定構築物」という。)を
第四十一条第一項	その条例で定められたもの	当該条例で定める構築物	特定構築物	特定構築物	
当該分区	当該分区又は当該脱炭素化推進地区	当該分区	当該分区又は当該脱炭素化推進地区	当該分区	

第二節 特定利用推進計画

「当該特定港湾管理者」に改める。

第五十条の六の見出しを「特定利用推進計画の作成」に改め、同条第三項第三号中「第五十

四条の三第七項の規定による貸付けを受けた行うを「第五十四条の三第二項の認定を受けるための必要な」に改め、同条第五項から第七項ま

での規定中「を定めようとする」を「を定める」に改め、同条第八項中「特定港湾管理者」を「前項に定めるもののほか、特定港湾管理者」に、「定めようとするときは」を「定めるときは、あらかじめ」に、「内容を公衆の総覽に供することその他第五十四条の三第七項の規定による貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するため必要な」を「について第五十四条の三第四項に規定する」に改め、同条第九項中「港湾管

理者、特定利用推進計画を」を「港湾管理者」に改め、同条第十項中「特定港湾管理者」を「同項

第五十条の七第三項中「同項に規定する協議を行いう旨」を「協議会において協議を行うとき

は、あらかじめ」に、「者」を「者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行いう事項」に改め、同条第四項中「係る」の下に「事項

の」を加え、同条第六項中「第五十条の四第三項」を「第四十九条の二第三項」に、「同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の七第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第五十条の七第一項」

<p>中「前三項」とあるのは、「に改める。」</p> <p>第五十条の八の見出し中「港湾区域」を「特定利用推進計画に係る港湾区域」に改める。</p> <p>第五十条の十五の次に次の節名を付する。</p> <p>第三節 国際旅客船拠点形成計画</p> <p>第五十条の十六の見出しを「(国際旅客船拠点形成計画の作成)」に改め、同条第三項第一号中「を要する」を「の申請を行おうとする」に改め、同項第四号中「国の貸付けに係る国際旅客船港湾管理者の貸付けを受けて行う」を規定による同項の政令で定める基準に適合する者である旨の認定を受けるために必要な」に、「改良」を「改良を行う者」に改め、同条第五項及び第六項中「を定めようとする」を「を定める」に改め、同条第七項中「実施主体に、国際旅客船拠点形成計画を」を「実施主体に」に改め、同条第八項中「国際旅客船港湾管理者」を「当該国際旅客船港湾管理者に改める。」</p> <p>第五十条の十七の見出し中「港湾施設等」を改め、同条第二項中「による」の下に「同項の政令で定める基準に適合する者である旨の」を加える。</p> <p>第五十条の二十二の次に次の節名を付する。</p> <p>第五十一條 港湾環境整備計画</p> <p>第五十二条を次のように改める。</p> <p>(港湾環境整備計画の作成及び認定の申請)</p> <p>第五十三条 港湾において、港湾の環境の整備</p> <p>第五十四条 港湾環境整備計画</p> <p>第五十五条 港湾における、港湾の環境の整備に関する事業を実施するため、緑地又は広場(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるものに限る。以下「緑地等」という。)について</p>

<p>て第五十一条の三第一項の規定による貸付け(次項及び次条第三項において単に「貸付け」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾の環境の整備に関する事業の実施に関する計画(以下「港湾環境整備計画」という。)を作成し、当該港湾の港湾管理者(以下この節において単に「港湾管理者」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 港湾環境整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 貸付けを受けようとする緑地等の区域</p> <p>二 緑地等の貸付けを受けようとする期間</p> <p>三 第一号の区域において整備する飲食店、売店その他の施設であつて、当該施設から生ずる収益の一部を次号に規定する港湾施設の整備に要する費用の全部又は一部に充てることができると認められるものに関する事項</p> <p>四 第一号の区域において整備する休憩所、案内施設その他の港湾の環境の向上に資する港湾施設に関する事項</p> <p>五 前二号に掲げるもののほか、第一号の区域において行う緑地等の維持その他の港湾の環境の整備に関する事業に関する事項</p> <p>六 資金計画及び收支計画</p> <p>3 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、同項第三号又は第四号に規定する施設の整備の実施に係る第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項を記載することができるものに限る。以下「緑地等」という。)について</p>

<p>第五十一条の次に次の四条並びに章名及び節名を加える。</p> <p>(港湾環境整備計画の認定等)</p> <p>第五十一条の二 港湾管理者は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る港湾環境整備計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認められたときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 当該港湾環境整備計画の内容が当該港湾の港湾計画に適合するものであること。</p> <p>二 当該港湾環境整備計画の実施が港湾の環境の向上に資すると認められるものであること。</p> <p>三 当該港湾環境整備計画の内容が当該港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。</p> <p>四 当該港湾環境整備計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>5 第一項の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、当該認定を受けた港湾環境整備計画を変更しようとする場合においては、港湾管理者の認定を受けなければならない。</p> <p>4 港湾管理者は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要その他国土交通省令で定めた事項を公表しなければならない。</p>

<p>6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による港湾環境整備計画の変更の認定について準用する。</p> <p>(港湾環境整備計画に係る行政財産の貸付け等の特例)</p> <p>第五十一条の三 港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかるわらず、前条第一項の認定を受けた港湾環境整備計画(同条第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定計画」といふ。)に記載された第五十一条第二項第一号に規定する緑地等を認定計画実施者に貸し付けることができる。</p>

いう。)の授受を迅速かつ的確に行うことにより港湾における当該貨物の運送の効率化を促進するためのもの

五 港湾施設の位置、種類及び構造に関する情報その他の港湾の開発、保全及び管理に必要な情報であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「港湾施設等情報」という。)の収集、整理及び提供により港湾の開発、保全及び管理を効率的に実施するためのもの。

第四十八条の四第二項中「除く。」又は「を除く。」に改め、「照合を受ける者」の下に「同項第四号の電子情報処理組織を使用する者又は同項第五号の電子情報処理組織による港湾施設等情報の提供を受ける者(国及び港湾管理者を除く。)」を加え、同条第六項中「それぞれ」を削り、同項に次の二号を加える。

四 第一項第四号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機と港湾取扱貨物情報を授受する者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織

第五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第七号中「第四十九条の二第一項を「第四十八条の二第一項に改める。(地方税法の一部改正)」

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二十一項中「令和二年四月一日」を「港湾法の一部を改正する法律(令和四年法律第二百二十号)」の施行の日に、「償却資産で」法律第二百二十号の施行の日」に、「償却資産で」うち軌道走行式荷役機械及び同項第十二号に掲げる移動式施設のうち移動式荷役機械にあつては、同法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得されたものに限る。)」に改め、同条第二十八項中「港湾法の一部を改正する法律(令和四年法律第二百二十号)」に、「償却資産で」を「償却資産(同項第六号に掲げる荷さばき施設

いう。)の授受を迅速かつ的確に行うことにより港湾における当該貨物の運送の効率化を促進するためのもの

五 港湾施設の位置、種類及び構造に関する情報その他の港湾の開発、保全及び管理に必要な情報であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「港湾施設等情報」という。)の収集、整理及び提供により港湾の開発、保全及び管理を効率的に実施するためのもの。

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方交付税法の一部改正)

第四条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第七号中「第四十九条の二第一項を「第四十八条の二第一項に改める。(地方税法の一部改正)」

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

一部を改正する法律(令和四年法律第二百二十号)の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に港湾法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得した同法第二条第五項第八号の二に掲げる船舶役務用施設のうち船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「新地方税法」という。)附則第

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(政令への委任)

三 第一条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

45 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものにおいて、政府の補助で総務省令で定めるものを受けたものに限り、同条に次の一項を加える。

46 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する法(平成二年四月一日から施行する。)附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に對して課する施行日の属する一日(施行日が一月一日である場合には、同月一日)以下この条において同じ。)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和二年四月一日から施行する改正前の地方税法(次項において「旧地方税法」という。)附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

十五条规定第二十一項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に取得される同項に規定する家屋及び償却資産に對して課する施行日の属する年の翌年の一月一日(施行日が一月一日である場合には、同月一日)以下この条において同じ。)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和二年四月一日から施行する改正前の地方税法(次項において「旧地方税法」という。)附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新地方税法附則第十五条第二十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する家屋及び償却資産に對して課する施行日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、港湾法の一部を改正する法律(平成二年五月三十日法律第三十一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における規定の施行の日から施行日の前日までの間に取得された旧地方税法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

3 新地方税法附則第十五条第四十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する償却資産に對して課する施行日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以後の固定資産税について適用する。

(自衛隊法及び都市計画法の一部改正)

要領書

第七条 次に掲げる法律の規定中「第四十条第一項」の下に「(同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

一、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

第一百五十四条の八第四項

二、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十三条第一項第一号イ

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一一部改正)

第八条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ト中「第五十条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第五十条の二第一項第一号」を「第四十八条の四第一項第一号」に改め

第一号第一項第一号中「第五十条の二第六項第一号」を「第四十八条の四第六項第一号」に改める。

審査報告書
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年十一月十一日

議院運営委員長 石井 準一
参議院議長 尾辻 秀久殿

別表第二給料月額の欄中「三六九、〇〇〇円」を「二六九、三〇〇円」に改める。

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

明治二十九年三月三十一日
第三種郵便物認可

第十五条第一項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の八十四」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「百分の六十三」を「百分の六十」に改め、同項第四号中「百分の三十一・五」を「百分の三十」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日等)

2 第一条の規定(国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の同法(以下「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

本法律案は、政府職員の給与改定に伴い、国會議員の秘書の給料月額の一部及び勤務手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和四年十一月四日
参議院議長 尾辻 秀久殿
衆議院議長 細田 博之

令和四年十一月四日

参議院議長 尾辻 秀久殿
衆議院議長 細田 博之

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の七十六」を「百分の八十四」に改め、同項第三号中「百分の五十七」を「百分の六十三」に改め、同項第四号中「百分の二十八・五」を「百分の三十一・五」に改める。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年十一月十一日

議院運営委員長 石井 準一
参議院議長 尾辻 秀久殿

第二百四回国会参議院会議録第二十六号中正誤

五十ペーパー一セグメント十一行から十二行「教育職員免許法等の特例」は、「(教育職員免許法等の特例)」の誤り。

五十八ページ二段十行「この項」は、「(以下この項)」の誤り。

発行所
二東京都千代田区北ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 三三〇円)
配送
(別冊 三〇〇円)